

2018(平成30)年度 全学の観点報告書

学校法人大東文化学園

第1章 理念・目的

1. 現状説明

1-1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：理念に基づく大学の目的の明確化、学部・研究科の人材育成その他教育研究上の適切性及び大学の理念・目的との関連性

本学は、1923（大正12）年に設立された大東文化学院を前身とし、当時の帝国議会で採択された建議「漢学振興ニ関スル建議案」に基づいて設立された。漢学の振興という建学の精神は、1985年に「漢学（特に儒教）を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」（『大東文化大学の建学の精神』学園長期教育研究計画策定委員会第一小委員会報告書）ことと成文化された。また、教育の理念には、「大東文化大学は、建学の精神に基づき、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図ると共に、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美德を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目ざす」（前掲報告書）ことが掲げられた。

建学の精神と理念は、社会の進展と時代の変化の中で検証が行われてきた。学校法人大東文化学園の『中期経営計画「CROSSING」(2009-2023)』（2008年9月理事会承認）では、21世紀に入って加速する、グローバル化の現実と課題に対応するため「東西文化の融合」という建学の精神は、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えられた。

東洋の文化の研究・教育から出発した本学の歴史においては、アジアに軸足を置いた研究と教育に最も蓄積がある。さらに現在は、欧米を含む世界を見据え、国際的な視野に立った研究と教育を特色としている。そのことから、2012年に設置された大東文化大学改革推進会議における検証を経て、現在は、「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を大学の理念として掲げており、建学の精神と、東洋固有の文化を尊重し、併せて国際的な視野を持つという理念は、本学の教育の基礎をなすものとして受け継がれている。

大東文化大学学則（以下、「学則」という）第1条において、学士課程の目的を、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」と定めている。大学院は、大東文化大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第1条において、「高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」とし、大学院法務研究科（法科大学院）は、大東文化大学大学院法務研究科学則（以下、「法務研究科学則」という）第1条において、

「本研究科は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている。

各学部・学科及び各研究科・専攻は、大学の理念とする「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」及び、学則、大学院学則、法務研究科学則の各第1条に定める目的を踏まえ、教育研究上の目的を学則に定めており（学則、大学院学則等参照）、大学の理念・目的と各学部・研究科の教育研究上の目的は連関していると判断する。

さらに、「大東文化大学将来ビジョンと基本方針」に掲載した「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）の中で、建学の精神、理念とともに、大学の具体的な教育目標として「主体的な学びにより大東学士力を育てる「教育の大東」の実現」を示している。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育研究上の目的は、本学の個性や特徴を明確に示していると判断する。

1-2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：理念・目的及び、人材育成その他の教育研究上の目的の学則への明示と公表

大学の理念・目的及び学部、研究科の教育研究上の目的は、学則、大学院学則、法務研究科学則の第1条にそれぞれ定め、大学ホームページへ掲載している（基礎要件確認シート1、2参照）。さらに大学の理念・目的は、教職員に配布する「大東文化大学将来ビジョンと基本方針」、在学生には「学生手帳」、受験生向けに「大学案内 CROSSING」に掲載し、紙媒体でも周知を図っている。

以上により、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の明示と公表について、適切であると判断する。

1-3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた、中・長期の計画、その他の諸施策の設定

評価の視点2：中・長期の計画、その他の諸施策は、大学の組織・財政等の裏付けがある等、理念・目的の達成に向けて実現可能な内容か。

本学は2023年に創立百周年を迎えるにあたり、6つのビジョンからなる「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）を策定した。その骨子は下記のとおりである。

創立百周年に向けた6つのビジョン

- 1 主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の大東」を実現する
 - (1) すべての学生が大東学士力を身につける質の高い教育を展開する。
 - (2) 参加型・問題解決型の主体的な学びを実現する。
 - (3) 垣根をこえた学びにより複数の専門に挑戦できるカリキュラムを創造する。
 - (4) カリキュラムを全学的に共通化・柔軟化・スリム化する。
- 2 自主・参加・共同による学生生活を支援する

- (1) 主人公として大学生活に参加することを支援する。
 - (2) 学習支援、生活支援を充実させる。
 - (3) 学生のさまざまなニーズ（障がい学生、心の病など）に適切に対応した施策を行う。
 - (4) キャリア教育・就職支援の全学的な体制をつくる。
 - (5) 留学生への支援を強化する。
 - (6) スポーツ・文化活動をはじめ自主的活動を支援する。
- 3 「開かれた知の共同体」をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する
- (1) 個人の自由な研究活動を発展させると同時に、「知の共同体」としての機能を充実する。
 - (2) 基礎研究を重視すると共に、地域や社会の要請に基づくプロジェクトを展開する。
 - (3) 研究所体制を再編成し、学際的でダイナミックな研究を発信する。
 - (4) 大学院を再編成し、「大東文化」らしい教育と研究を充実させる。
- 4 国際的な学術・教育のネットワークの拠点となり、世界に向けて発信する
- (1) 大学の国際的なネットワークに参加し、国際水準の研究を推進する。
 - (2) 留学の制度（受け入れと派遣）を充実し、交流の国・地域、留学生数を増加させる。
 - (3) 国際的な学術交流を発展させる。
- 5 「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する
- (1) 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
 - (2) 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
 - (3) 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
 - (4) ボランティア活動を支援し、拡大していく。
- 6 人権と自由を尊重し、公正な大学運営を行い、社会に信頼される組織となる
- (1) 教育・研究の場にふさわしく、学生、教職員の自由と人権が尊重されるキャンパスをつくる。
 - (2) 社会に開かれた自治的なガバナンスを行う。
 - (3) コンプライアンスを徹底し、社会に信頼される大学にする。
 - (4) 安全と安心の危機管理体制をつくる。
 - (5) 教育・研究のための財政基盤を確立する。

本学は現在、理念・目的を実現するためのこれらのヴィジョンを具体的な施策に落とし込みつつその実現に取り組み、各部局において中期目標に設定し改善の進捗状況を検証している。

例えば、全学で取り組む参加型・問題解決型の主体的な学び（アクティブ・ラーニング）を推進する施策として、2017年度に予算措置を行い、東松山キャンパスにアクティブ・ラーニング型授業対応教室（2教室）を設置した。アクティブ・ラーニング教室整備は2年計画とし、2018年度にも東松山キャンパスに1教室を整備することとしている。さらに全学プロジェクト事業（学長提案事業）として、アクティブ・ラーニング手法を活用した「学生リーダー育成プログラム」を実施し、参観はもとより、プログラムを公開するとともに、学外に向けては「大東生の自信につながる3つの取り組み」(web)において発信している。

「大東学士力」を身につける質の高い教育を展開するための施策として、学修成果の可視化に向けてカリキュラム・ツリーを作成し、また、ジェネリックスキルのアセスメントである「PROG テスト」を利用した「大東学士力能力開発 HANDBOOK」を作成した。「PROG テスト」の実施は 2018 年度から開始しており、継続的に実施する予定である。

また、学生への学習支援、生活支援として奨学金の拡大（詳細は第 7 章で記述）や、留学生と日本人学生の混在型宿舎を設置した。社会貢献では、東松山市との連携事業である「子ども大学ひがしまつやま」などを実施している。大学運営に関しては、学生や教職員等の安全安心に配慮した危機管理対策として防犯カメラの設置等を行っている。

学部・研究科単位でみると、例えば国際関係学部では、ヴィジョンの教育効果の可視化の具体的施策として、「卒業論文ループリック」の本格導入を 2023 年度に向けた目標に設定し年度計画を進めている。文学研究科英文学専攻では、主体的な学びの向上と英語教育・多言語教育の充実のため、科目編成の整備と英語教育専門教員の配置を目標として計画を策定し、2020 年達成を目指している。

また、経営研究所、法学研究所、国際比較政治研究所では、公開シンポジウム等を開催し研究活動を推進させており、その他、国際交流センターでは、2014 年度 2 月策定の「国際化に関する方針」の下、文部科学省が公募する国際化補助事業への申請（今回は申請を断念）を検討した。改革総合支援事業（タイプ 4：国際化）の申請に協力し、本年度も採択されている。

また、6つのヴィジョンにおいて大学運営に関することとして「教育・研究のための財政基盤の確立」を明示しており、将来計画としての「中・長期財政計画」に基づき、諸施策を実行している。

以上のことにより、中・長期計画は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うものであり、理念・目的の達成に向けて実現可能な内容であると判断する。

2. 長所・特色

大学基準の中で視点のひとつとされている理念・目的の適切性の検証について、2016 年度認証評価において、「大学全体の理念・目的の適切性については、「大学改革推進会議」を責任主体として検証を行っており、各学部・研究科についても教務委員会や「主任会議」等を中心に検証を行い、教授会や研究科委員会が責任主体となっている。」と評価されている。また、毎年度実施している学部・研究科等の自己点検・評価において、大学の理念・目的を踏まえた人材育成その他の教育研究上の目的の適切性についても検証している。

3. 改善すべき事項

建学の精神については、1985年2月4日に「大東文化大学の建学の精神（小笠原英三郎委員長）」により、成文化された。この「大東文化大学の建学の精神」は、時代に応じて理念、目的のあり方を検証してきたが、新たな将来ヴィジョン策定に向けて、さらに精査する必要がある。本学が過去に検討してきた状況を再度確認し、学長を中心に精査する。

4. 全体のまとめ

本学の建学の精神と理念は、社会状況が変化する中、時代の要請を踏まえて、検証が行われてきた。よって、現状において、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育研究上の目的は、本学の個性や特徴を明確に示していると判断する。また、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の明示と公表についても、適切であると判断する。

さらに、6つのヴィジョンにおいて大学運営に関することとして「教育・研究のための財政基盤の確立」を明示しており、将来計画としての「中・長期財政計画」に基づき、諸施策を実行していることから、中・長期計画は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うものであり、理念・目的の達成に向けて実現可能な内容であると判断する。

なお、学内第三者評価機関である評価専門委員会において、大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定され、大学構成員に周知し、社会に公表していることは評価されている。一方「大学の理念・目的が、構成員にどこまで浸透しているかは不明・・・」(2017年度評価専門委員会報告書)とあり、外部評価委員会からは「学生等が理念・目的を抽象的に、言葉として理解しているかどうか・・・」(2017年度大東文化大学外部評価委員会報告書 改善提言①)との指摘があり、周知の実効性が問われている。これを受け、2017年度はスポーツ・健康科学部で、2018年度には法学部で教員を対象に教育研究上の目的についてアンケートが実施され、「これにより学部の理念・目的が教員に周知された」としている。但し、アンケートを実施していない学部は、どの程度周知がなされているか不明である。

第2章. 内部質保証

1. 現状説明

2-1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証に関する方針への大学の基本的な考え方の明示と、内部質保証に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担の明示

評価の視点2：教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針等（PDCA サイクルの運用プロセスなど）の策定

本学は2013年度に、「大東文化大学基準別基本方針」の一つとして、「内部質保証に関する方針」を定めて手続等を明確化し、ホームページ等で公表して学内外への周知を図っている。その内容は、以下のとおりである。

内部質保証に関する方針

《基本方針》

本学は、その理念の実現と教育目的の達成のために、教育研究上の組織と個人の諸活動およびそれを支援する組織・業務について、不断の自己点検・評価を実施することで教育研究水準の向上を図り、もって大学に課せられた社会的責務を果たす。

この活動は、大学が教育研究機関として行う自己点検・評価と、教員個々人の教育研究活動の自己点検・評価の二つから成る。組織としての点検・評価と個人としての点検・評価、この二つがともに機能することで内部質保証は可能となる。

1. 自己点検・評価の体制

教育研究機関としての大学が行う自己点検・評価は、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」（2014年4月1日施行）に基づいて、学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に設置される大東文化大学自己点検・評価委員会が担う。大学自己点検・評価委員会は、大学全体の内部質保証に責任を負い、下記に掲げる事項を行う。

(1) 大学の自己点検・評価に関する基本方針の策定および点検・評価項目の設定

に関する事項

(2) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項

(3) 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項

(4) 点検・評価結果の報告および公表に関する事項

(5) 認証評価に関する事項

(6) 外部評価委員会に関する事項

(7) その他、大学自己点検・評価委員会が必要と認めた事項

大学自己点検・評価委員会の下に学部、大学院研究科・大学院法務研究科、図書館、国際交流センター、学生支援センター、キャリアセンター、附置研究所等の部局別点検組織を置き、それぞれ課題の設定、改善の実施、点検作業を行う。

大学自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価の報告書等を精査し、助言・勧告等を行うため、評価専門委員会を置き、ピアレビューを実施する。

教員個人の教育研究活動の自己点検・評価は、「大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員

会（FD 委員会）」規程に基づいて、学生による授業評価、FD 活動等がその柱となる。

2. 自己点検・評価のサイクル

大学全体とすべての部局が自主的・自律的な改善を図るために、毎年度自己点検・評価を行う。この自己点検・評価においては、中期および年度ごとの目標を設定し、達成度の検証を通じて PDCA サイクルの円滑かつ持続的な推進を図る。

教員個人の自己点検・評価は、FD 委員会が毎年度実施する学生による授業評価等の活動が中心となる。

3. 外部評価

自己点検・評価の信頼性と妥当性を担保するため、認証評価機関による評価とは別に、大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に外部評価委員会を設置する。外部評価委員会は、学外委員と学内委員から構成され、本学の教育研究活動を評価・検証し、必要な提言を行う。

4. 改善の義務

組織および個人としての自己点検・評価活動には本学の全教職員が参加し、みずから日常的に教育・研究活動およびその支援業務並びに学園全体の管理運営業務を不断に点検・評価する。自己点検・評価の結果は全教職員が真摯に受け止め、みずからの活動・業務の改善に努めなければならない。

5. 情報公開

自己点検・評価の結果は、外部評価委員会と併せて、大東文化学園理事会に報告するとともに、ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たす。

本学では、組織と教員個人がその教育研究活動等について内部質保証の基となる自己点検・評価を、毎年度行い、その結果を改善に繋げることを基本方針としている。上記の現行方針には、全学的な組織の権限と役割、当該組織と学部・研究科その他の組織との役割分担について明示しており、教育研究活動等について検証し提言を行い、その結果のHP公表についても明示しているが、確実に改善・向上へ繋げるための組織的な手続きと意思決定プロセスについては、明示していない。大学として内部質保証に責任を負う組織（全学内部質保証推進組織）を整備するためには、内部質保証の方針と手続きについて見直し、今年度中に機関決定する予定である。

2-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織に関する規程の整備と、推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の自己点検・評価組織は、2013年10月に制定された「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」に基づき組織を整備している。「内部質保証に関する方針」では、自己点検・評価は学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に設置される大東文化大学自己点検・評価委員会が担い、大学全体の内部質保証に責任を負うとしている。また、自己点検・評価活動に関する企画、調整等は企画委員会が行っている。

<大東文化学園自己点検・評価推進委員会>

大学、法人経営、第一高等学校の自己点検・評価活動を統括する。構成メンバーは、学長、高等学校長、

常務理事（学務局長、事務局長）、副学長、学部長、大学院研究科委員長、大学院法務研究科長、大学図書館長、学園情報センター所長、高等学校教頭その他で、学園理事長の指名により学長が委員長を、高等学校長と常務理事（事務局長）が副委員長を務める。自己点検・評価に関する基本方針の策定および学園全体の調整、自己点検・評価報告書の検討と理事会への報告に関する事項、評価結果に基づく改善状況の検証、点検・評価結果の報告および公表に関する事項などがその任務である。

<大学自己点検・評価委員会> <法人経営自己点検・評価委員会>

大学の自己点検を掌る組織であるが、親委員会である大東文化学園自己点検・評価推進委員会と構成員の大半が重なっている。迅速な意思決定と政策遂行を図るため、自己点検・評価推進委員会と大学自己点検・評価委員会および法人経営自己点検・評価委員会の合同開催というかたちをとっている。

現行の組織体制で自己点検・評価を実施していくのに不具合はないが、点検・評価の結果や改善の進捗状況の検証、大学全体としての改善への取り組みなど、確実な改善計画の立案や実行に繋げていくための組織としては十分とはいえない。

組織体制については、組織が重複していることや役割について外部評価でも指摘された。また、大学基準協会第3期認証評価の大学基準2においては、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織（全学内部質保証推進組織）を整備し、「内部質保証及び手続」を明示しなければならない。と定められている。これらを踏まえて今年度中に組織体制の見直しを行い、2019年度施行として規程も改正する。

2-3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：3つの方針の策定のためのガイドライン（全学基本方針）の設定

評価の視点2：内部質保証に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査、認証評価結果等）に適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

教育活動の質を保証するため、3つの方針を策定する際の全学的な基本方針を明確にしている。

学部、学科等の三つのポリシー策定に関するガイドライン

学部、学科等において、三つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を策定する場合は、以下の内容を踏まえて策定することとする。

■学位授与方針策定に関するガイドライン

1. 本学の建学の精神および学部、学科等の教育研究上の目的と整合していること
2. 学位授与基準および当該学位にふさわしい学習成果（知識、技能、思考、判断、表現、態度等）を明確にすること

■教育課程の編成実施方針策定に関するガイドライン

1. 学位授与方針と連関していること
2. 入学前教育、入学時教育、リメディアル教育を含む基礎教育、ジェネリックスキルを育む教育課程が、専門教育やキャリア教育と連関を持ち、有機的に建学の理念、教育研究上の目的

と関連していること

3. 教育課程の体系、教育内容および、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示していること

4. 教育課程における学修方法、学修課程、学修成果の在り方等を具体的に示すこと

■学生の受け入れ方針策定に関するガイドライン

1. 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえて設定していること

2. 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明確にし、入学希望者に求める水準の判定方法を明示していること

3. 入学時に求める学ぶ態度や学力水準、能力等も求める学生像を明確にし、入学希望者に求める水準の判定方法を明示していること

4. 学力の3要素「(1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力・表現力、(3) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのような成果を求めるかを明示すること

■その他留意事項について

1. 本学における教育研究の特性を踏まえ、学位授与方針、教育課程の編成実施方針および学生の受け入れ方針を一貫性・整合性のあるものとして策定すること

2. 本学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような表現とすること

この基本方針に基づき、2017年度に学部・研究科における3つの方針の見直しを行った。新しく設定した各学部・研究科の3つのポリシー（基礎要件確認シート5参照）は全学基本方針に整合している。

毎年度、各部局組織（学部・研究科その他の組織）で作成する「点検・評価シート」において自己評価および次年度への課題等を明確にして推進委員会に報告している。部局により、目標の設定方法に差はあるもの、部局単位での自己点検・評価活動は機能している。2017年度まで、大学全体として全学の現状を総括し、改善・向上のための計画策定プロセスに関する制度は確立していなかったが、2018年度からは、部局組織の自己点検・評価を基に、大学全体の総括を行い「全学的観点報告書」を作成することとし、大学執行部も関与する報告書編集部会を組織した。

本学は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、文部科学省からの各種告示などの各種法令を遵守しており、文部科学省や認証評価を受審した公益財団法人大学基準協会からの留意事項、指摘事項についても真摯に対応している。指摘事項等は該当する部局間において連携し継続して取り組み、設置計画履行状況等調査（基礎要件確認シート3参照）および改善報告書の提出等適宜対応している。

点検・評価における客観性、妥当性の確保として、学内教職員から構成する評価専門委員会を設置して点検・評価シートを精査し、助言や改善提言を行っている。また、第三者評価として外部評価委員会を設置し、毎年度外部評価を実施し理事会に報告している。

以上により、自己点検・評価活動や、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応については適切であると判断する。

2-4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の HP への公表と、それら情報の正確性、信頼性および適切な更新

教育研究活動は、「教育・研究業績システム」を導入し、全専任教員を対象に随時データの更新を行いホームページで公開することを義務づけている。

自己点検・評価結果、財務、その他の教育情報は、毎年度の状況をHPへ公表している（基礎要件確認シート4、5、6参照）。これらの情報は、一括して収集・管理する部署はないが、該当する関係部署から提出された原案を取り纏める部署において各々精査し、適宜更新している。

以上により、情報の公表に関する社会への説明責任は果たしていると判断できる。

2-5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性
評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価と、点検・評価の結果に基づく改善・向上への取り組み

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性については、点検・評価シートを基に、内部の委員で構成する評価専門委員会で評価し、外部の有識者で構成する外部評価委員会の評価を受ける。それらの評価結果と改善の進捗状況を根拠として検証している。

毎年度、各部局組織において点検・評価活動を実施し、各部局としてのPDCAサイクルの制度は整備しているが、大学全体の総括として将来構想計画に関する検証を行う体制は、整備されているとはいえない。そのため、2018年度から、大学全体を総括した「全学的観点報告書」を作成することとした。また、外部評価委員会からの指摘もあった「点検・評価シート」のフォーマットも今年度から一新している。部局別の長所及び問題点を明確にし、それらの具体的計画（アクションプラン）について、上位目標（2023年の目指す状況）と評価指標と目標値を設定することで、第三者にもより分かりやすいものとなっている。また、シートに明記した具体的計画は、各部局の事業計画、予算措置とも紐づけられるようなものになっている。しかし、PDCAサイクルの有効性に関しては、目標に向けてアクションプランを実行するための予算措置という点で、課題が残っている。

2. 長所・特色

「点検・評価シート」のフォーマットを今年度から一新している。「現状」は記述式を変更し、評価の視点は本学独自の表現にして項目も追加した。部局別の長所及び問題点を明確にし、それらの具体的計画（アクションプラン）について、上位目標（2023年の目指す状況）を策定し、評価指標と目標値を設定することで、改善の進捗状況も明確になるようにした。これにより第三者にもより分かりやすいものとなり、作成部局の負担軽減にもなった。また、シートに明記した具体的計画は、各部局の事業計画、予算措置とも紐づけられるようになっている。

PDCA サイクルをより実質化するため、内部質保証推進組織の整備に関して検討を行っており、組織的な改善を実現するために規程の改正を行う予定である。

3. 改善すべき事項

全体の点検・評価活動を担う委員会組織は、「自己点検・評価推進委員会」「大学自己点検・評価委員会」「法人経営自己点検・評価委員会」と3つの委員会の役割が重複し複雑な組織構成になっているという外部評価委員会からの指摘があった(2016年度)。また、自己点検・評価のための点検・評価シートと、法人の予算積算のための事業計画書は、フォーマットや項目等も違うため、明確に連動しているとは言えない現状である。各部署の点検・評価を踏まえた全学的観点の点検・評価を実施し、なおかつ改善・向上を確実に実施するためには、予算積算を含めた年度計画の策定、そのための手続きと決定プロセスを明確にすることが必要である。

大学基準に、「内部質保証に責任を負う組織(全学内部質保証推進組織)は、3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営を行う役割を担わなければならない。」とあり、「学部、研究所その他の組織に対し必要な指示を与え、調整を図るなど、大学全体の学内の中心的役割」としている。2019年度より、これに準じた組織体制にするため、方針および自己点検・評価に関する組織体制を見直し、規程を整備する。大学全体として将来に向けた方策の優先順位を付けて取り組んだ計画について、成果を明らかにし、学内および社会へ公表することで、質を保証していく。

また、構成員(事務職員)の質保証として評価制度は確立しているが、構成員個人(教員)としての質保証の検証に関しては「学生による授業評価」を実施し、その結果をフィードバックしたうえで、教員から授業改善のコメントを提出することと、各学部として結果の分析を行っているだけである。恒常的質保証としては、弱いので何等かの検証方法が必要である。

以上により、以下の3点について改善を進める。

1. 全学内部質保証推進組織の整備とIR機能を含めた内部質保証システムの確立
2. 自己点検・評価と、法人事業計画、予算編成方針との連携
3. 構成員個人(教員)としての質保証の検証方法の策定

4. 全体のまとめ

現状説明として記述したように、毎年度各部署の自己点検・評価を実施し、改善のための目標とアクションプランを設定し、その結果の検証を行ってきた。各部署におけるPDCAサイクルは回っている。

今年度からは、第3期認証評価に準じた点検・評価項目とし、点検・評価シートのフォーマットも変更した。点検・評価シートは、中期目標について年度ごとの達成度の指標、達成値を設定し年度末に報告する書式になっている。これにより大学および各部署で設定する改善計画の進捗状況の把握が第三者にも分かりやすいものになったはずである。また、今年度から部署の点検・評価を基に、全学の現状を総括し、将来の方策を見定めた「全学的観点点検・評価報告書」を作成する。この報告書を基に、改善計画の優先順位を明確にした「学長方針」を示すことによって、大学としての方向性が明確になる。

改善すべき事項としては、「全学内部質保証推進組織」として機能する組織体制を整える必要があるため、方針の見直しと2019年度施行に向けた規程の整備を今年度中に機関決定することとする。

次年度の課題として、点検・評価シートの記述内容を実質的なものとして捉えるために、法人事業計画の予算編成方針に反映することを目指す。

自己点検・評価活動の中で、長所や問題点を洗い出し、認証評価および外部評価からの指摘事項についても、改善改革に努めてきたが、内部（構成員）からの問題意識の向上と、恒常的質保証への認識の必要性を周知していく必要がある。また、構成員個人（教員）としての質保証の検証については、課題を残しているものの、まだ検討を始める段階であり、理解を得るまで難しい課題だが中期計画として取り組むこととする。

以上、学長のリーダーシップの下、改善計画として挙げた3点について年度ごとに計画を進める。大学の教育研究活動と、学生の学習成果の向上を目的として、内部質保証システムを整備し、その有効性を継続的に検証していく。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

3-1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）、研究科（研究科または専攻）の構成と、附置研究所、センター等の

組織の適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1923年に帝国議会衆議院において可決された漢学振興ニ関スル建議に基づき、儒教の振興を図り及び東洋文化を中心とする大東文化を設立維持することを趣旨とする大東文化学院（本科・高等科、旧制専門学校）として設立されている。その後、1949年に新制大学、東京文政大学（文政学部（日本文学専攻・中国文学専攻・政治経済学専攻））に移行し、1951年には校名を文政大学に、1953年には大東文化大学に変更し、1961年には東洋研究所を設立、1962年には文学部（日本文学科・中国文学科）、経済学部（経済学科）に改組、1963年に経済学部経営学科を設置、1964年に大学院文学研究科日本文学専攻（修士課程）・中国学専攻（修士課程）を設置、1967年に文学部に英米文学科、大学院文学研究科に中国学専攻（博士課程）を設置、1968年に文学部に外国語学科を設置、1972年に文学部に教育学科を設置、文学部外国語学科を外国語学部（中国語学科・英語学科）に改組、大学院文学研究科に日本文学専攻（博士課程）を設置、大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）を設置、1973年に法学部法律学科を設置、1977年に大学院法学研究科法律学専攻（修士課程）を設置、1978年に大学院経済学研究科に経済学専攻（博士課程後期）を設置、大学院文学研究科に英文学専攻（修士課程）を設置、1986年に国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）を設置、1990年に法学部に政治学科を設置、1991年に大学院法学研究科に法律学専攻（博士課程後期）を設置、1993年に外国語学部日本語学科を設置、大学院経済学研究科に経営学専攻（修士課程）を設置、1994年に大学院法学研究科に政治学専攻（修士課程）を設置、1995年に大学院経済学研究科に経営学専攻（博士課程後期）を設置、1996年に大学院法学研究科に政治学専攻（博士課程後期）を設置、1999年に大学院アジア地域研究科アジア地域研究専攻（修士課程）、大学院外国語学研究科（中国語学専攻・英語学専攻・日本語学専攻）（修士課程）を設置、2000年に経済学部経営学科を経営学部（経営学科・企業システム学科）に改組、文学部書道学科を設置、2001年に環境創造学部（環境創造学科）を設置、経済学部（経済学科）を（社会経済学科・現代経済学科）に改組、大学院アジア地域研究科アジア地域研究専攻（博士課程後期）を設置、2003年に大学院経済学研究科経営学専攻を経営学研究科（博士課程前期・後期）に改組、大学院文学研究科に書道学専攻（修士課程）を設置、2004年に大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程）を設置、2005年にスポーツ・健康科学部を設置、大学院文学研究科に書道学専攻（博士課程後期）を設置、大学院外国語研究科に英語学専攻（博士課程後期）を設置、文学部中国文学科の名称を中国学科に変更、2007年に大学院外国語学研究科に日本語文化専攻（博士課程後期）を設置、2008年に大学院文学研究科に教育学専攻（修士課程）を設置、2009年に大学院スポーツ・健康科学研究科（修士課程）を設置、2015年に大学院法務研究科法務専攻の学生募集停止、2016年に経営学部企業システム学科を経営学科に統合、2017年に文学部中国学科の名称を中国文学科に変更、2018年に環境創造学部環境創造学科の学生募集停止、社会学部（社会学科）の設置、

文学部に歴史文化学科の設置、スポーツ・健康科学部に看護学科を設置し現在に至っている。また、2019年に大学院の募集定員の削減等の改変を行う予定となっている。

建学の精神は、1985年に東西文化を融合して新しい文化の創造を目指すとして成文化された。2014年には、社会の状況の変化、時代の要請を踏まえ、大学の理念として「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と掲げた。

建学時から行われてきた上記の改変は、建学の精神の下、社会の変化、時代の要請に十分な対応ができるよう見直しを行った結果によるものである。近年の大学志願者総数の減少が極めて深刻な課題とされている現状においても、2018年度入試においては本学の志願者数が前年比でかなりの増加となっている。このことは、社会の状況の変化、時代の要請をとらえた改編の一定の効果と評価することができる。

しかし、一方、2010年に審査を受けた大学基準協会の認証評価において、学部・学科について「類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成にはなっていない面も見受けられる」との指摘も受けており、現在進められている3つのポリシーの明確化、実質化を中核とする教育の質的向上を目指す取り組みと合わせて、高等教育における本学の置かれた位置づけを的確に把握するとともに、本学が育成すべき学生像を明確にし、学習成果の向上を期待できる教育研究組織へと改編に努めていくことが求められる。

現状での教育研究組織を一覧で示すと以下の通りである。

学士課程が9学部22学科、大学院が7研究科14専攻から構成され、専門職大学院として法務研究科(法科大学院)がある。教育研究組織の関連図は別紙資料(学園の現況)参照。

教育目的を達成するため、学士課程に、文学部(日本文学科・中国文学科・英米文学科・教育学科・書道学科・歴史文化学科)、経済学部(社会経済学科・現代経済学科)、外国語学部(中国語学科・英語学科・日本語学科)、法学部(法律学科・政治学科)、国際関係学部(国際関係学科・国際文化学科)、経営学部(経営学科・企業システム学科(2015年度より学生募集停止))、環境創造学部(環境創造学科2018年度より学生募集停止))、社会学部(社会学科)・スポーツ・健康科学部(スポーツ科学科・健康科学科・看護学科)を置く(大学基礎データ表1参照)。

大学院には、文学研究科(日本文学専攻・中国学専攻・英文学専攻・書道学専攻・教育学専攻)、経済学研究科(経済学専攻)、法学研究科(法律学専攻・政治学専攻)、外国語学研究科(中国言語文化学専攻・英語学専攻・日本言語文化学専攻)、アジア地域研究科(アジア地域研究専攻)、経営学研究科(経営学専攻)、スポーツ・健康科学研究科(スポーツ・健康科学専攻)が設置されている。さらに、専門職大学院として、法務研究科を置くが、同研究科は将来の閉校(閉科)を前提として、2015年度より学生募集を停止している(大学基礎データ表1参照)。

なお、専攻科として、文学専攻科(日本文学専攻・中国学専攻・教育学専攻)と経済学専攻科(経済学専攻)があるが、組織としては存続しているものの、現在はいずれも学生募集を停止し在籍者はいない。

法務研究科を除いて、大学院は基本的に学部の延長線上に位置づけられ、教育研究を担うのは学部所属(一部は大学附置研究所所属)の教員である。

また、大学附置研究所として東洋研究所、書道研究所、学部附置研究所として7つの研究所を設置し、本学の教育研究を支える図書館、学園情報センター、入学センター、学生支援センター、キャリアセンター、国際交流センター、教職課程センター、地域連携センター、スポーツ振興センター、北京事務所を設

置している(大学基礎データ表1参照)。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

3-2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

教育研究組織の適切性については、定期的実施される認証評価や外部評価等の評価を踏まえ、毎年実施している本学独自の自己点検・評価で各組織の活動状況を確認している。また、今年度より、学長室において点検・評価を行っている。

学部の改組については、DAITO VISION 2023 にもある通り、近年の志願者数や偏差値の低迷などの状況を打開し、本学への社会的要請や学生の要求に答えていくためにも必要とされる場所である。以上の認識の下、スポーツ・健康科学部内に看護学科、文学部内に歴史文化学科、社会学部社会学科の新たに設置し、同時に環境創造学部環境創造学科は募集停止した。その他、経営学部の1学部1学科体制への移行(2016年度実施)、中国学科の中国文学科への名称変更(2017年度実施)、入試状況に基づいた学科定員の変更(総定員の変更なし)(2017年度実施)を行った。

また、大学院については、研究科委員長会議の下に設置された検討WGで、再編について検討がされ、その答申(2016年3月)に基づき各研究科から意見を聴取したが、第一段階としては、研究科の統廃合ではなく、各研究科で学生定員を調整し全学的には定員減となる予定である(2019年度実施)。附置研究所については、現在のところ具体的な検討を行っていない。

2. 長所・特色

2018年4月よりカレン(看護学科、歴史文化学科、社会学科)を開設した。これにより、改革を進めている大学という知名度を向上させ、それに伴い全学の受験者数の増加に寄与した。

3. 改善すべき事項

2010年に審査を受けた大学基準協会の認証評価において、学部・学科について「類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成にはなっていない面も見受けられる」との指摘があり、「中長期財政プロジェクト報告書」(2015年度)の施策方針1に掲げた学部学科再編統合について、検討を進める必要がある。

その他、海外事務所の拡充、研究所の再編成による研究体制の強化、大学院の再編成による教育と研究の充実などが改善すべき事項である。

4. 全体のまとめ

学部、研究科、研究所の教育研究組織は、理念・目的に照らして設置されており、社会の変化や時代要請を的確にとらえたものである。2014年度に中期目標として策定した学部、研究科の再編は、学部につ

いては新学部、学科を設置するなど一定の成果を上げてきた。新学部学科（3学科）の誕生により受験者数が増加したことは長所であるが、2010年の認証評価で体系性のある学部・学科構成になっていないと指摘を受けたように社会の要請に即応した最善で十分な改変が行われたとは評価できない部分も少なからず存在する。今後の予想される社会の変化、大学が果たすべき役割の変化を踏まえると、根本的な改善には至っているとは到底いえない。また、大学院研究科、附置研究所については、これまで過去に再編に関する議論を重ねてきたが、手を付けられていない。

新学部学科（3学科）の誕生により受験者数が増加したことは長所であるが、学部学科・大学院研究科・附置研究所の再編成、その他、海外事務所の拡充、研究所の再編成による研究体制の強化等も改善すべき事項として挙げられる。

これまで培ってきた建学の精神と理念に基づく教育を堅持しつつ、本学を取り巻く状況の変化に即応できるよう、全学を上げて、長期的展望を踏まえ、3つのポリシーの明確化・実質化を中核とした教育の質的向上を確立する戦略的な改革を強力に推進し、これらの改革の成果を十全に発揮できる教育研究組織への改編を図っていくことが急務である。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

4-1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の設定及び公表

第2章に記している学位授与方針を設定するための全学的なガイドラインには、学位授与基準および学生が修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示することとしており、2017年度にこのガイドラインに基づき、学位授与方針の全学的な見直しを行った。各学部学科・研究科専攻は、授与する学位ごとに学位授与方針を設定しており、授与する学位にふさわしく適切な内容となっている。

なお、各学部学科の新しい学位授与方針は本学ホームページ等に公表している（基礎要件確認シート7参照）。各研究科専攻の新しい学位授与方針は、「大学院案内2018」に掲載しているが、ホームページは更新準備中のため、見直し前のものが掲載されている。

以上により、学位授与方針の設定と公表については、概ね適切であると判断するが、研究科のホームページへの公表が遅れているため、情報の迅速な公表に関して課題が残る。

4-2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針の設定と公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と、学位授与方針との関連性

各学部・研究科は授与する学位ごとに教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態を明示した教育課程の編成・実施方針を設定している。学部ものは本学ホームページに公表しており（基礎要件確認シート7参照）、各研究科は、「大学院案内2018」に掲載しているが、ホームページは更新準備中のため、見直し前のものが掲載されている。

教育課程の編成・実施方針は、全学的ガイドラインに沿って各学部・研究科それぞれの学位授与方針に明示した「学生が習得すべき能力（知識、技能、態度等）」に紐づけられるよう適切に設定されており、関連していると判断できる。ただし、研究科のホームページへの公表が遅れているため、情報の迅速な公表に関して課題が残る。

4-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

評価の視点2：順次性及び体系性に配慮した教育課程の編成と、教育課程の順次性、体系性の学生への明示

評価の視点3：単位制度の趣旨に沿った単位の設定、教育課程の編成・実施方針に沿った授業科目（必修、選択等）の位置づけ

評価の視点4：教育課程の編成・実施方針に沿った、教養教育と専門教育の配置

評価の視点5：初年次教育、高大接続に配慮した授業科目、キャリア教育に特化した科目、インターンシップ科目、英語による授業、外国人留学生に関する日本語科目等の設置

評価の視点6〈修士課程、博士課程〉コースワーク（講義科目）とリサーチワーク（演習科目）を組み合わせた教育課程の編成
評価の視点7：〈専門職学位課程〉理論教育と実務教育の配置

本学の学士課程の授業科目は、順次性と体系性に配慮し、主に基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の3つの科目群から構成される。

専門教育科目は、学部・学科がそれぞれの教育目標を達成するために、教育課程の編成・実施方針に基づいて、独自に編成した科目群である。基礎教育科目は、東松山キャンパスで開講される英語、フランス語、ドイツ語、中国語等の外国語科目と、各学部・学科が独自に編成した、専門教育を受けるのに不可欠の科目群から構成される。全学共通科目は、主に東松山キャンパスで学ぶ全学部の1、2年生を対象に、豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成することをめざして開講される科目群である。いずれの科目群も、順次性と体系性に配慮して配当年次を定めるとともに、必修科目・選択科目（選択必修科目）・自由科目の別、授業期間（半期・通年）が設定されている。

教育課程の編成・実施方針と整合性のある教育課程を編成しているかについては、各学部学科・研究科専攻の教務委員会や専攻協議会において検証している。

全学的な教育課程の順次性、体系性を確保するため、2017年度に教育編成を検証し、全学部学科、研究科専攻の三つのポリシーの見直しを行い、また、学修成果の達成に向けてどのような授業科目が連携しているのか、どのように年次配当しているのかについて示したカリキュラム・ツリーを作成したことにより、ディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という）、カリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という）と教育課程の編成の整合性が明らかになった。

東松山キャンパス運営委員会（全学共通科目分科会・保健体育分科会・英語分科会・外国語分科会）では、2017年度に大学のDPに沿って、全学共通科目及び外国語科目、保健体育科目のCPの見直し及び策定を行った。その結果として、全学共通科目及び外国語科目、保健体育科目の教育内容や教育方法が明確化され、学生がこれらの科目を理解し易くなった。

国際交流センターでは、留学生の日本語科目のCPを策定したが、カリキュラム・マップ（カリキュラム・ツリー）は作成していない。

教職課程センターは、教職課程センター人材育成方針に沿って、CPを設定し、カリキュラム・マップ（カリキュラム・ツリー）を作成している。

全学として、1学期の授業期間と単位計算は、単位制度の趣旨に沿って設定している（基礎要件確認シート8、9参照）。また、CPに沿って各学位課程にふさわしい教養教育と専門教育を配置している。

各研究科の修士課程、博士課程においては、コースワーク（講義科目）とリサーチワーク（演習科目）を組み合わせた教育課程の編成をしており、法務研究科は理論教育と実務教育を適切に配置している。

例えば、国際関係学部は、アジア諸地域に関する基本的な知識を修得させるため、国際関係論（国際関係学科）または比較文化論（国際文化学科）を1年次の必修科目とし、4つの地域ごとの地域研究科目を基本的に1年次から開設している。また、「Global English」を1年次の必修科目とし、平行して地域言語を1年次より履修できるように配置している。更に、特定の専攻分野の選択やキャリア形成につなげるために「国際協力・多文化共生」、「国際ビジネス」、「異文化理解」の三つの科目群（クラスター）を設置し、1年次から3年次までの順次性のある科目を配置し、3年次の専門演習、4年次の卒業論文演習を必修科

目とすることにより、CPに基づいた体系的な教育課程の編成となっている（2019年度開設カリキュラム）。また、経営学研究科（経営学専攻）博士課程前期課程では、学部で培った知識をもとに「経営学」「商学・マーケティング」「知識・情報マネジメント」「会計学」の各分野から専門分野を選択できるような科目編成にしており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた編成と、研究科全体で各院生の論文の方向性や執筆状況の情報を共有することにより、常に質の高い論文完成に向けた指導を行っている。

また、大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023（以下、「DAITO VISION 2023」という。）の中で、「主体的な学びにより、大東学士力を育てる『教育の大東』を実現する」として具体的諸策を設定している。その中で教育課程に関することを以下に示す。

学士課程においては、初年次教育、高大接続に配慮した授業を強化することとしている。例えば、文学部では「1年次用セミナー」、経済学部は「アクティブ・リーディング」を配置しており、基礎演習は、ほぼ全ての学部で実施されている。また、全学共通科目には「自己・人間をみつめる」の科目として、「現代の大学」、「文章の書き方」、「大学生のための文章表現入門」があり、高大接続に配慮した授業科目を配置している。

キャリア教育関連科目については、基礎教育、教養教育として位置づけている全学共通科目に「キャリアデザイン」の科目として、「就職力養成講座」、「自分の将来と生き方を考える」、「コミュニケーション力を磨く」、「労働社会論」、外国語学部「ビジネス中国語」、「ビジネスIT演習」等を配置している。学部で配置していないのは法学部のみである。研究科ではキャリア教育関連科目を配置しているところはない。インターンシップ科目は、全学共通科目に「異文化・世界にふれる（海外インターンシップ準備講座）」、国際関係学部「インターンシップ・イン・アジアⅠ・Ⅱ」、環境創造学部「地域社会と連携して行う「インターンシップ」」を配置している。経済学部と法学部ではインターンシップ科目を配置していない。文学研究科以外の研究科はインターンシップ科目を配置していない。また、教職課程では、「特別インターンシップ1」、地域社会と連携した「特別インターンシップ2」を設置している。

DAITO VISION 2023の具体的施策として2014年に策定した「キャリア教育の拡充」についても、全学共通科目の「キャリアデザイン」は1年次配当のみだったが、3年次配当を設置するなど当時と比較してキャリア教育関連の科目は増えており進捗したといえる。

各学部、研究科のキャリア教育関連科目、インターンシップ科目		
学部・研究科	キャリア教育関連科目	インターンシップ科目
文学部	書道演習	
経済学部	キャリア特別講座A B C D E F G H、ビジネス・コンピュータ講座A B C D	
外国語学部	ビジネス中国語A・B、ビジネスIT演習A・B、観光中国語A・B（中国語学科）キャリアプランニング、キャリアデザイン演習1A（秘書検定1）、キャリアデザイン演習1B（ビジネス検定2）、キャリアデザイン演習2A（秘書検定2）、キャリアデザイン2B（ビジネス検定2）（以上、英語学科）キャリア・デザイン（日本語学科）	インターンシップ実習1・2（中国語学科）インターンシップA・B（英語学科）日本語教育学演習（日本語学科）
国際関係学部	キャリア特殊講義科目（問題解決学入門、旅行産業論Ⅰ・Ⅱ等）、企業と雇用A・B	インターンシップ・イン・アジアⅠ・Ⅱ
経営学部	キャリアデザインAB、国内インターンシップ講座、国内インターンシップ実習、キャリア開発、企業と経営者AB、ベンチャービジネスAB、ベンチャービジネス実践講座、経営学特殊講義（女性とキャリア）	海外インターンシップ講座、国内インターンシップ講座、海外インターンシップ実習、国内インターンシップ実習
環境創造学部	キャリア形成と人生AB	インターンシップ
スポーツ・健康科学部	スポーツキャリア・セミナー（スポーツ科学科）、基礎演習（健康科学科）、基礎ゼミナール（看護学科）	スポーツ・健康科学特殊講義「スポーツボランティア」（スポーツ科学科）、臨地実習（健康科学科）、基盤実習Iほか各種施設・病院実習（看護学科）
社会学部	キャリア支援特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ インターンシップ	インターンシップ
文学研究科		インターンシップ実習
経営学研究科	知識・情報マネジメント研究指導、経営システム科学講義、組織情報論研究等	
経営学研究科	知識・情報マネジメント研究指導、経営システム科学講義、組織情報論研究等	

同様に、DAITO VISION 2023 の「大東学士力」の具体的施策として語学教育の充実を課題としているが、国際化に向けた教育の一環として、社会学部は英語による授業「実用コミュニケーション英語1」を行っている。その他、英語による授業は文学部、法学部、アジア地域研究科で行われている。

外国人留学生に関する日本語科目等は、国際交流センターが設置した3つのコース（内容コース、言語コース、活動コース）があるが、設置コースは各学部によって相違がある。

以上のことから、各学部・研究科のCPと実際の教育課程編成については、十分に整合していると判断できる。DAITO VISION 2023 の諸策（キャリア教育科目、インターンシップ科目の設置等）に関して課題を残す学部、研究科もあるが、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。また、体系的な教育課程を編成しているといえるが、教育課程の体系性と順次性、関連性をより明確にするために、今年度中に各学科、専攻において科目ナンバリングを行う予定である。

4-4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性

評価の視点2：各学位課程に応じた履修登録単位数の上限設定

評価の視点3：シラバスの記載内容及び授業内容との整合性の確保

評価の視点4：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容と授業方法

評価の視点5：〈学士課程〉授業形態（講義、演習、実習）に合わせた1授業あたりの学生数及び、効果的な履修指導の実施

評価の視点6：効果的に教育を行うための措置（時間割編成調整システム、複数専攻制、完全セメスター制、ポートフォリオ等の導入）

評価の視点7：〈修士課程、博士課程〉研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

評価の視点8：〈専門職学位課程〉実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

単位制度の趣旨に照らして、2013年度に履修上限設定（50単位未満）を定める学則改正を行い、2014年度入学者から適用している（基礎要件確認シート8参照）。各学年で履修登録できる単位数の上限は、学部・学科ごとに『履修の手引き』に明示している。

現行シラバスは、全学で統一した書式を用いており、授業の目的、到達目標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等を明示している。しかし、平成29年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ1）において求められている項目（課題に対するフィードバックの方法、卒業認定・学位授与の方針と当該科目の関連、オフィスアワー）の記載箇所がないため、様式を変更し、項目を追加する必要がある。また、各学部・研究科に記述内容をチェックする体制がある。実際の授業内容とシラバスに記載された内容の整合性を確保する手段として学生による授業評価を挙げている学部もあるが、学生による授業評価は演習科目など少人数の授業は対象にしていないので、全授業科目で実施しているわけではない。シラバス記載内容と実際の授業内容の整合性を確認するための手段については、更なる施策が必要である。

また、DAITO VISION 2023 の中で、学生参加型・対話型の授業の導入を進めることとし、全学部で実施している。例えば外国語学部では、PBL 授業として、学生の主体的参加、課題発見・解決を促すための

教育実践である「多文化社会」「移民政策」(以上、英語学科)に基づき、学部全体として「多文化共生リーダー養成プログラム(MLP)」が実践されている。経営学部のPBL授業「問題解決法AB」「人的資源管理AB」「海外インターンシップ講座」では、ICTが活用されている。

ICTを活用した授業については学部および研究科で差が生じている。

各学部は、授業形態(講義、演習、実習)に合わせて1授業あたりの学生数に配慮しており、全学としてオフィスアワーの設置、TAによる学習支援等、効果的で適切な履修指導を実施している。更に各学部においても独自に履修のための支援活動を行っている。

各研究科・専攻は、修士課程、博士課程ごとに研究指導の方法と年間スケジュールをあらかじめ定め、学生に明示している(基礎要件確認シート11参照)。

法務研究科は、実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導として、「理論と実務との架け橋」を意識した授業を実施しており、「クリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」を通し、法律実務に必要な学識、能力、実務の基礎的素養を涵養するための教育を施している。

学部・研究科の教育活動への全学的な対応として、①全学としてカリキュラムのスリム化を図るため、開講コマ数の特に多い学部(文学部、外国語学部、国際関係学部)に対してコマ数の規制を求めた、②専任教員就業規則、特任教員就業規則において、最低出校日数を規定した、③教員への出校調査票を、出校可能な時限を記載する様式から、出校不可能な曜日、時間帯(午前、午後)を記載する様式に変更することにより、時間割の編成を柔軟的にできるようにした、ことにより、時間割の平準化を行い、学生が履修する(したい)科目の同時時間帯への重複を極力回避し、また、授業形態や履修者数等に応じた教室配当を適切に行えるよう努めた。

そのほか、効果的な教育活動が実施できるよう法学部を除く学部(社会学部は導入予定)で副専攻制度を導入した。

以上により、効果的に教育を行うための様々な措置を講じており、概ね学生の学修を活性化しているといえる。

4-5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位の適切な認定、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置、

卒業・修了要件の明示

評価の視点2：〈修士課程、博士課程〉学位論文審査基準の明示、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措

置

評価の視点3：学位授与に係る責任体制及び手続の明文化

評価の視点4：国際教育ネットワークの構築(ダブルディグリー制度、海外大学との単位互換制度の拡充)

本学は成績評価と単位認定について、「学業の成績は、S・A・B・C・D及びEに区分し、S・A・B及びCを合格、Dを不合格、Eを評価の対象外とする」と大学学則および大学院学則、法務研究科学則に定めている。成績評価は、定期試験、レポート・論文などによって行われる。評価の基準は、評点100～90がS、89～80がA、79～70がB、69～60がC、59以下がD、不受験・レポート不提出などによる評価対象外がEである。単位は授業内容、半期・通年の別などによって、1単位、2単位、4単位、6単位

などと定められており、単位制度の趣旨に基づき単位認定を行っている。

学部・研究科では、成績評価の客観性、厳格性を担保する方法として、例えばスポーツ・健康科学部では、①成績評価方法をシラバスに掲載している、②同一科目を複数教員で担当する場合、成績評価に関するルールを定めている、などを行っている。①は全学において実施しているが、その他の方法は、学部、研究科によりまちまちである。また、成績を厳格に評価するための GPA 制度の活用については、今後の検討課題である。

個々の教員による成績評価の方法と基準は、評価方法・割合・評価基準をシラバスに掲載し、学生に周知を図っている。学士課程の学生は自己の成績評価に疑義がある場合、学部事務室を通じて成績調査依頼を行うことができ、担当教員は成績評価の方法・基準、根拠を示すことが求められる。この制度により、学生の不利益は避けることができる。

入学前に他大学等で修得した単位（既修得単位）については、大学（院）設置基準に準拠し、学士課程においては大学学則第 19 条の 4 において 60 単位を上限として、修士・博士課程においては大学院学則第 8 条の 2 において 10 単位を上限として、本学の単位に認定できることが定められている。

修士・博士課程は学位論文の審査基準を明確に定め、文書等によりあらかじめ学生に明示している。（基礎要件確認シート 11 参照）

また、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、全学で、シラバスへの成績評価方法の記載、GPA 制度の導入などの措置を講じているが、更にアセスメント・ポリシーの設定、ルーブリックの導入を行うことを予定している。

学位授与（卒業・修了認定）の要件については、大学学則、大学院学則、法務研究科学則、学位規則で適切に定めており（基礎要件確認シート 10 参照）、要件に基づき学位授与は、各教授会・研究科委員会において審議・議決し、学長に建議され学長が決定を行っている。教職免許、図書館司書等の諸資格の取得についても同様に学則（教職課程センター規約）に定めている。

また、国際教育ネットワークとして、海外大学との単位互換制度およびダブルディグリー制度（外国語学部中国語学科）を実施している。海外大学との単位互換制度は、学生が海外の協定校等に留学した場合、60 単位を上限に本学での取得単位として認める制度であり、ダブルディグリー制度とは、外国語学部中国語学科において、3、4 年次の 2 年間に中国の大学（北京外国語大学、上海師範大学、厦門大学のいずれか）に留学することにより、本学と留学先大学の 2 つの学士号を取得できるプログラムである。

以上のことから、成績評価と単位認定及び学位授与は、規程に従って適切に行われていると判断できる。

4-6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を把握し評価するための指標の設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発と活用

各学部の約半数で、学位授与方針に明示した知識・技能・態度等の学修成果を把握し評価するための指標を導入し、運用していると点検・評価しているが、その評価指標と測定方法は十分とはいえない。

プログラムレベルとしての各学位課程の専門分野の特性や内容に応じた学修成果の把握と評価方法に

ついて、学部及び研究科で卒業生・修了生アンケートを挙げている（※学部・研究科の成果の測定方法一覧参照）。

教職課程センターでは、その他として教職課程履修記録を挙げている。

現在、4学部、3研究科で成果指標を導入していないが、今年度中に、全学、各学部学科、研究科専攻において、アセスメント・ポリシーを設定し、また、2020年度運用を目指してルーブリックを導入する。

その他、今年度4学部で先行的に実施した、ジェネリックスキルの客観的測定テスト（PROG）を全学部で実施する予定である。

以上により、現在は、成果指標の設定、測定方法について大学全体としての指針がないこともあり、各学部・研究科における取り組みにも差があり、学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているとはいえないと判断する。

※学部・研究科の成果の測定方法一覧

学部	①アセスメント・テスト	②ルーブリックの活用	③成果測定を目的とした学生調査	④卒業生アンケート	⑤就職先への意見聴取	⑥その他(記述) 進級規定単位の設定	⑦その他(記述)
文学部				○		進級規定単位の設定	進級過程を定めている
経済学部							
外国語学部				○			
法学部				○			
国際関係学部				○			
経営学部	○			○			
環境創造学部				○			
スポーツ・健康科学部							
社会学部			○	○			
文学研究科			○	○			
経済学研究科							
法学研究科				○			
外国語学研究科				○			
アジア地域研究科			○	○			学位論文は審査委員会により書面と口述を含む方式で審査され、その結果はさらに研究科委員会の承認を得なければならない
経営学研究科				○			
スポーツ・健康科学研究科						毎年度の研究活動(学会発表)を年報及びFD掲載	
法務研究科						全修了生及び在学生の全履修科目・成績データベース構築とそれを活用した現状把握と分析	

4-7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点3：点検・評価結果に基づき改善・向上へ向けた取り組み

教育課程及びその内容、方法の適切性について学部・研究科およびその他教育活動に関わる全ての部局において、毎年度根拠資料に基づいた自己点検・評価を行っている。しかし、大学全体として、部局等への助言、支援を行うための取り組みは実施していなかったため、今年度から「全学的観点報告書」を作成することとした。

学部・研究科の改善への取り組みとして、経済学部では、経済学演習（専門演習）の履修率の改善について、教務委員会で検討した。この改善計画は教授会で承認され、学生への情報宣伝に努めることに取り組んだ結果、学生の履修率が2016年度に約72%であったが、2018年度には約80%と改善された。国際関係学部では、教育課程の点検評価を行った結果を4年ごとのカリキュラム改正に繋げている。法学研究科では、両専攻のカリキュラムの検討と見直しを専攻協議会と研究科委員会で審議した。また、FD研究

会を実施するとともにその内容について両専攻協議会・研究科委員会へとフィードバックを行った。

学修成果の測定結果の適切な活用に関しては、今後、学修成果指標と測定方法の確立に向け、大学でアセスメント・ポリシー、ルーブリックを設定し、また、学部生に対しては、ジェネリックスキルの客観的測定を目的とした「PROGテスト」の実施（2018年度は先行的に4学部実施）、学修時間・学修行動の把握を目的としたアンケート調査を行う予定であるが、その分析結果を学部・研究科のカリキュラム編成や学生の特性に合わせた多様な授業運営と学生指導の在り方の改善などに活用していく必要がある。そのため、全学教務委員会において、大学全体の指針を策定し、成果の測定、管理、開発を行う。

以上により、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に自己点検・評価を実施して、その結果を部局ごとの改善・向上への取り組みに活かしていると判断する。

2. 長所・特色

学校教育法施行細則の一部改正（平成29年4月1日施行）により三つのポリシーの策定と公表が法的に義務付けられたことに伴い、全学および各学部学科、研究科専攻等において、各ポリシーの見直しを行った。今回の見直しにより、各ポリシーの連関性が明確になり、また、より具体的な表現により学生等が理解しやすい内容となった。

ポリシーの見直しとともに、各学科、専攻でカリキュラム・マップ（カリキュラム・ツリー）の策定を行い、学位授与に向けた教育課程・編成方針に基づく各科目の位置づけを視覚化することにより、学生等に体系的な教育課程を明示することができるようになった。

また、今年度中に科目ナンバリングを策定し、次年度カリキュラムより導入する予定であるが、このことにより、科目ごとの順次性が明確化され、教育課程の体系的な編成や教育課程の可視化が期待される。

3. 改善すべき事項

2016年度認証評価 評価結果（4）成果〈概評〉で、「学部における学生の学習成果を測定する指標として『学生による授業評価アンケート』と『卒業生アンケート』の調査結果を学部・学科にフィードバックし、授業改善の資料としているが、よりきめ細かい学習成果の測定を行うにはさらなる工夫が必要であると自己点検・評価している。なお、『学生による授業評価アンケート』の回答は学習成果を測定する指標として十分とは言えない…」との指摘を受けていた。今後、学修時間・学修行動の把握を中心にアンケート内容を精査するとともに、アセスメント・ポリシーの策定、ルーブリックの導入、ジェネリックスキルを中心とした学修成果の客観的測定、GPAの活用等を行うなど、全学として多面的に学修成果を測定し、可視化するための指標を開発する。これにより、学修成果と学修時間・学修行動との関連性の把握を行い、学修の向上をもたらすように学生の特性に合わせた多様な授業運営と学生指導の在り方の改善に結びつける。

また、DAITO VISION 2023において、「教育の大東」を実現するために、英語教育・多言語教育を充実させることが挙げられている（「IV ヴィジョンを実現するための具体的施策」）が、語学力（英語力）が不足している学生と高い学生のレベルの差があり、大学全体として、それぞれのレベルに応じた指導ができていないという課題がある。DAITO VISION 2023で提言されているように「明確な目標設定と到

達度の測定、きめ細やかな能力別編成と指導、学部学科の枠をこえた語学教育の共通化、教員と科目配置の効率性」を行うことにより、全学的な語学力の向上と、学生の満足度の向上を図る。

4. 全体のまとめ

全学として、授与する学位ごとの学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。また、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、それぞれの教育課程を体系的に編成している。これらのことは、平成29年4月1日に施行された学校教育法施行細則の一部改正に伴い実施した三つのポリシーの見直しおよびその後のカリキュラム・マップ（カリキュラム・ツリー）の策定、更には次年度から導入が予定されている科目ナンバリングにより点検される。

学士課程においては、初年次教育、キャリア教育等を実施しており、PBL型授業やICTを使用した授業も行っている。また、単位制度の趣旨に照らした単位履修上限を定めている。

成績評価、単位認定の方法は、学則、シラバス等で明文化されるとともに、GPA制度を導入し、学位授与の要件や手続きも学則等で適切に定められている。

DAITO VISION 2023 で掲げられている以上の項目については、達成できていると評価できる。

学修成果の把握については、これまで卒業生アンケート等を中心に行われてきたが、今後、学修時間・学修行動の把握を中心としたアンケートの実施、アセスメント・ポリシーの策定、ルーブリックの導入、ジェネリックスキルを中心とした学修成果の客観的測定、GPAの活用等を行うなど、全学として多面的な学修成果を測定するための指標を開発する。

また、今後の課題として、全学的な語学力の向上に向けた取り組みが挙げられる。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

5-1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定及び公表

評価の視点2：入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を踏まえ、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生

の受け入れ方針の設定

2017年度に大学及び学部・研究科における3つの方針の見直しを行い、授与する学位ごとに設定、公表している。各学部・研究科の学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて定めており、3つの方針は連関している。

各学部・研究科の学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を踏まえ、入学希望者に求める水準等の判定方法を明確に示している。学部のもは本学ホームページに公表しており、各研究科は、「大学院案内2018」に掲載している（基礎要件確認シート12参照）。

大学の学生の受け入れ方針は以下の通りである。

大東文化大学入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

大東文化大学は1923年(大正12年)に、東洋の文化を教授・研究するために創立された歴史ある大学であり、これまで10万人をこえる卒業生を社会に輩出してきた。また、アジアを中心に100をこえる世界の大学、研究機関と交流協定を結び、多くの留学生を受け入れるとともに、学生を海外に派遣し続けている。

「東西文化の融合」を建学の精神に掲げる本学では、以下のようなアドミッション・ポリシーを定め、一層多様性が高まる社会において自立と共生に向けた適切に行動できる人材を育成する学びの場を提供する。

<学部・学科のアドミッション・ポリシー>

1. 知識・技能

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- (2) 外国語の4技能について、基礎的な技能が身に付いている。

2. 思考力・判断力・表現力

- (1) 社会の多様な問題を多面的かつ批判的に考察し、自分の考えを論理的にまとめることができる。
- (2) 主体的に課題を発見し、その解決に向けて自分の意見を主張できるとともに、他者の異なる意見に耳を傾け協働で取り組むことができる。

3. 主体的に学習に取り組む態度

- (1) 志望する学科の学びに強い興味関心をもっている。
- (2) 志望する学部学科の専門的な知識や技能を社会で活かしたいという目的意識をもっている。
- (3) 正課のみならず、課外活動や留学、ボランティア活動に積極的に関わろうとする意欲がある。

<大学院研究科のアドミSSION・ポリシー>

1. 知識・技能

(1) 専攻分野に関する幅広い知識と、未開拓の領域や新しい状況に的確に対応していく基盤となる力(基礎的なリテラシーやジェネリックスキル)を修得している。

2. 思考力・判断力・表現力

(1) 学士課程で修得した知識や技能に留まらず、自国の文化の重要性を国際的視点から批判的に考察・検討することができる。

(2) グローバルな視野で物事を考える力(空間的な広がり)・歴史的な視点で物事を考える力(時間的な広がり)・多元的な視点で物事を考える力(文化的な広がり)、それらを的確に表現する力を備えている。

3. 主体的に学習に取り組む態度

(1) 国際的な教養人としての品性や品格、豊かな情操と道徳心、健やかな心身を養おうとする意欲と真摯な姿勢を有している。

各学部の見直し後の新しい方針は本学ホームページに公表しているほか、各学部の履修要項に掲載し、受験生向けには「大学案内 CROSSING」へ掲載して情報を得やすくしている。各研究科の方針は、「大学院案内 2018」に掲載しているが、ホームページのものは、更新されていない。

以上により、学生の受け入れ方針を定め公表しているが、研究科については迅速な情報公開という点で課題が残る。

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施及び、入学を希望する者に対する公平な入学者選抜の実施

入学者の募集・広報と選抜に関して、2018年4月に入学センターを設置し、建学の精神・教育の理念及び目的・学部学科のアドミSSION・ポリシーに基づいた学生募集及び入学試験に係る基本方針を策定し、実施している。入学センターの事業としては、学部の学生募集と入学試験を統一的に計画・準備・実施するための基本的事項を審議することと規程に定めている。その主なものは、以下のとおりである。

- ①学生募集及び入学試験に係る基本方針の策定に関すること。
- ②戦略的な学生募集及び入学試験に係る総合的な企画・立案及びその推進に関すること。
- ③学生募集及び入学試験に係る募集要項、機関誌等の制作・発行その他広報活動に関すること。
- ④大学進学相談及び指導に関すること。
- ⑤入学試験の実施及び合格者判定基準等の策定に関すること。
- ⑥入学手続き等に関すること。

⑦入学試験の結果の分析及び検証に関すること。

⑧入学者の追跡調査等に関すること。

⑨全国の高等学校及び大学の進学・学生募集等に係る実態調査並びに情報の収集等に関すること。

入学者の選抜に関しては、「大東文化大学入学者選抜試験規程」（1989年制定）を定め、学部の入試はこの規程に基づいて実施している。この規程では、入学試験実施関係業務の統括責任者を学長とし、学長は、本学の入学試験実施関係業務に関わるすべての教育職員及び事務職員を指揮監督して、入学試験実施関係業務を統括している。また、入学試験実施関係業務を適切かつ円滑に遂行するために、入学センターの下に入学試験実施本部が設置され、本部長を学長、副本部長を学長指名の副学長、入学センター所長、学務局長、学部長、大学院研究科委員長、入学センター事務室長、大学院事務室事務長等を委員とし、委員会には出題と採点を担当する出題部会、採点部会が置かれている。この規定は、試験監督など入試を円滑に実施するための組織および分掌について定めたものである。この規程により、学長が入学試験にかかわるすべての職員を指揮し、入学試験の諸業務を統括することになっている。

学生募集にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づいて、各学部・学科において入学者選抜方式ごとに適切な募集人員や試験科目等を設定し、大学のホームページ、『大学案内 CROSSING』『入学試験要項』等の媒体を通じて、適切に周知を図っている。グリーン出願（インターネット出願）については、完全インターネット出願のメリットを伸長する入学手続き期限の延長や、全学部統一入試と一般入試の手続きの一括化などの改善を行っている。また、検定料割引制度やインターネット出願の利便性を、さまざまな広報手段により広く周知した。

入学者選抜（合否判定）については、公平性と透明性の原則に則り、各学部教授会において厳正かつ適切な手続きに従って行っている。さらに、公平性と透明性を確保するために、入試結果をホームページ、『大学案内 CROSSING』に掲載するほか、入試問題とその正解をまとめた『過去問題集』を作成し、ホームページにも掲載している。

入試問題の作成および採点は、入学試験実施本部の出題部会、採点部会が担当している。入試問題の適切性については、出題部会、入学試験実施本部（学長、副学長、学務局長、学部長、出題部会長、採点部会長等が構成員）、学外の分野別専門家による三重のチェック体制がとられている。

本学の入学者募集と選抜は、全学部統一の要領・手続きに基づいて行われるため、以上に述べたことは全学部共通のものである。

なお、経営学部企業システム学科は2015年度より学生募集停止、環境創造学部は2018年度より学生募集を停止している。

大学院研究科の入学者の募集と選抜に関しては、前掲の入学者選抜試験規程第6条3項により、大学院評議会の議に付したうえで、学長が決定することが定められている。入学者募集と選抜も、学部同様、統一の要領・手続きに基づいて行われ、試験にかかわる専攻・課程ごとの諸情報はホームページ、『大学院入学試験要項』により、周知が図られている。入学者選抜（合否判定）は、厳正な手続きに則って行われ、各研究科委員会において最終決定される。

なお、法務研究科（法科大学院）は、2015年度から学生募集を停止し、入試を実施していない。

上記の運営体制により、入学者選抜は公正に実施されており、入学者選抜の結果、方針に沿った学生を

受け入れていると判断する。

5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価の視点1：〈学士課程〉入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）の適切性

評価の視点2：収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部および研究科の入学定員と収容定員は、学科また専攻・課程ごとに、それぞれの設置の経緯と趣旨、学問分野の特性、志願者動向などを勘案して適切に設定し、学則と大学院学則に定めている。

学部の在籍学生数の管理については、単年度の入学定員超過率および4年間の平均入学定員超過率を勘案しつつ、年度ごとの受け入れ目標数を設定し、入学センター運営委員会において翌年度入試の「入学定員管理表」の承認を受け、例年10月開催の大学評議会において報告を行うことにしている。

各学部・学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率（5年平均）、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）および、学士課程全体の収容定員充足率は適切である（大学基礎データ表2、表3、基礎要件確認シート13参照）。

2017年度より定員変更を行った3学部7学科においては管理に努め、2016年度認証評価で努力課題とされた外国語学部中国語学科は、定員減員を行い改善されている。

また、各研究科の修士課程、博士課程における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率（5年平均）、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、以下の通りである。

[修士課程]			
研究科等名称	収容定員充足率	入学定員充足率の5年平均	根拠となる資料
文学研究科	0.55	0.57	大学基礎データ（表2）
経済学研究科	0.25	0.20	
法学研究科	0.03	0.13	
外国語学研究科	0.50	0.54	
アジア地域研究科	0.58	0.42	
経営学研究科	0.17	0.23	
スポーツ・健康科学研究科	0.80	0.90	

[博士課程]			
研究科等名称	収容定員充足率	入学定員充足率の5年平均	根拠となる資料
文学研究科	0.42	0.27	大学基礎データ（表2）
経済学研究科	0.00	0.00	
法学研究科	0.07	0.06	
外国語学研究科	0.93	0.64	
アジア地域研究科	0.17	0.00	
経営学研究科	0.20	0.10	

2016年度認証評価では、研究科の在籍学生比率について、経済学研究科博士課程前期課程が0.35、同博士課程後期課程が0.07、法学研究科博士課程前期課程が0.21、同博士課程後期課程が0.04、アジア地域研究科博士課程後期課程が0.25、経営学研究科博士課程前期課程が0.33、同博士課程後期課程が0.20と低いので、改善が望まれる、とされ努力課題となっている。

収容定員充足率をみると、博士課程前期課程（表の表示は修士課程）では、経済学研究科0.25、法学研究科0.03、経営学研究科0.17で未充足となっている。博士課程後期課程では、経済学研究科0.00、法学

研究科 0.07、アジア地域研究科 0.17、経営学研究科 0.20 で未充足である。2016 年度認証評価で努力課題となった経済学研究科博士課程前期課程 0.35、同博士課程後期課程 0.04、アジア地域研究科博士課程後期課程 0.25、経営学研究科博士課程前期課程 0.33、同博士課程後期課程 0.20 については、改善が見られないが、2019 年度に定員減員を行うこととしている。

以上により、学部は、定員を設定し在籍学生数は収容定員に基づき適正に管理していると判断できるが、研究科における収容定員に対する在籍学生数は適切とはいえないため課題を残す。

5-4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づき改善・向上へ向けた取り組み

学生の受け入れについて、毎年度作成する大学基礎データ（表2、表3）や入学センターが作成する入試関連データを基に、全学および学部・研究科等で点検・評価を実施している。

学部における収容定員に対する在籍学生数比率の改善のため入学定員の減員を行った。中期目標として策定した学力選抜による入学者と、非学力選抜による入学者の適正な比率についても概ね達成されている。

研究科では、2019 年度に入学定員の減員を行うことが決まっている。

以上により、学生の受け入れについての点検・評価を適切に実施していると判断する。

2. 長所・特色

本学では、経済的に困難でありながらも優秀である学生を確保するために、「桐門の翼」奨学金が用意されており、年々申請者が増えている（大学基礎データ表7）。入学以降も学生支援センターを中心に連年にわたる修学支援によって、学生の高等教育への機会拡大が図られているといえよう。

成果は未定だが、看護学科、歴史文化学科、社会学科が設置され、高校生に対して幅広い学問需要を満たしてきている。

少子化予測にもとづき、国際交流センターは積極的な留学生募集活動を展開している。全学部に対し留学生の定員枠設置などを盛り込んだ留学生受入方針（国際交流センター管理委員会 2017/3/23）を提案した。

また、信頼における日本語学校群と JAPANTAG 日本語学校コンソーシアムを組織し、日本語学校 5 校と連動した留学生募集活動を展開した。この連動により本学志願者増を期待している。（同コンソーシアムのちらし、同コンソーシアムのからの留学生入学）

3. 改善すべき事項

学部に関しては、基本的に大きく改善すべきという事項は指摘されていないようである。ただし、入学センターでは文部科学省からの通知(29 文科高第 355 号、平成 29 年 7 月 13 日)により、2021 年度より高大接続改革を目指した新しい入学者選抜方法の導入が求められている。このため、大学入学者選抜実施要

項第7第3項に示されている「2年程度前には予告・公表する」に基づき、2018年度には入学者選抜方法の公表が必要であり、さらに実施に向け各学部の要望や方針などを尊重しつつ、2019年度には実施要項を作成し、2020年に新しい方法での入学者選抜を実施する必要がある。

また、国の施策として入学定員超過率の抑制や23区内の学生数の規制が進んでいることから、「中長期財政計画プロジェクト」(2015年度)の施策方針2による東松山キャンパスでの定員増の検討を進める必要がある。

国際交流センターでは学生総数に対する留学生受入れ割合を5%と定め、2023年度までに達成することを目標として定めている。学部や学科により留学生の受入れが比較的容易なところや難しいところがあると考えられる。このため5%という目標達成にむけて各学科や学部がどのように貢献できるのか、検討する作業を行っても良いかと考えられる。

大学院では入学定員に対する入学者数比率、および収容定員に対する在籍学生数比率はかなり低いことがこれまで指摘されてきた。このため、7つの研究科のうち、5つの研究科(あるいは専攻)において2017年度には定員を削減するという措置が講じられた。定員を削減した研究科として文学研究科(教育学専攻)、経済学研究科、法学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科が該当する。これは具体的な措置として評価されよう。ただし定員削減以外の対応策も今後、必要と考えられる。例えば広報活動の活性化(文学研究科)、院生にとり魅力ある科目の導入(アジア地域研究科、キャリア教育科目の設置)も提案されているが、学部生への大学院教育のアピールなど含め、より多面的な対応策を考えていくべきと思われる。

4. 全体のまとめ

各学部・研究科の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の入学希望者に求める水準等の判定方法が明示されており、また、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)とも有機的に関連している。各学部の学生受け入れの方針は本学ホームページに公表されているほか、各学部の履修要項にも掲載され、受験生向けには「大学案内 CROSSING」に掲載している。研究科の学生の受け入れ方針は、「大学院案内」に掲載している。

入学者の募集・広報と選抜に関しては、2018年4月に入学センターを設置し、建学の精神、教育の理念及び目的、学部学科のアドミッション・ポリシーに基づいた学生募集及び入学試験に係る基本方針を策定、実施している。

入学者選抜(合否判定)については、公平性と透明性の原則に則り、各学部教授会・各研究科委員会において厳正かつ適切な手続きに従って行っている。学部は、定員を設定し在籍学生数は収容定員に基づき、概ね適正に管理されていると判断できるが、研究科における収容定員に対する在籍学生数は適切とはいえない。

学部では、収容定員に対する在籍学生数比率の改善のために入学定員の減員が行われた。また、中期目標として策定されている学力選抜(非推薦入試)による入学者と、非学力選抜(推薦入試)による入学者の適正な比率についても概ね達成されている。研究科では、入学者数の現状を踏まえ2019年度に定員減

員を行うことが決まっている。

学生受け入れのための大学全体の施策も成果をあげている。経済的に困難でありながらも優秀である学生を確保するために設けられた「桐門の翼」奨学金の申請者も年ごとに増加し、ALなど学部教育の活性化に益している。また、少子化予測にもとづき、国際交流センターが、次のような積極的な留学生募集活動を展開していることも特筆に値する。全学部に対する留学生の定員枠設置などを盛り込んだ留学生受入方針の提案、信頼のおける日本語学校群とのJAPANTAG日本語学校コンソーシアムの組織化、日本語学校5校と連動した留学生募集活動がそれである。

以上、「5-1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか」「5-2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか」「5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している」「5-4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか」の4つの指標は概ね達成されているといえることができる。

もとより、今後大学として取り組まなければならない課題も少なくない。第1は、2021年度より高大接続改革を目指した新しい入学者選抜方法の導入が求められており、2018年度には変更内容の予告を公表し、2019年度には入学センターを中心に実施要項の完成を目指す。

第2は、留学生の受け入れ割合を向上させることである。国際交流センターは学生総数に対する留学生受け入れ割合を5%と定め、2023年度までに達成することを目標として定めているが、5%という目標のすみやかな達成にむけて各学部学科に実現に向けての工程表の作成をもとめるのも一策であろう。

第3は、かねてより指摘されている大学院での収容定員に対する在籍学生数比率を改善することである。そのために、広報活動の活性化(文学研究科)、院生にとり魅力ある科目の導入(アジア地域研究科、キャリア教育科目の設置)、学部生に対する大学院教育の意義のアピール等、定員削減以外のより積極的な対応策を早急に検討する。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

6-1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学が求める教員像として、各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等の方針への明示
評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制方針における、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の適切な明示

大学の求める教員像・教員組織の編制方針は、以下のとおりである。

大学の求める教員像・教員組織の編制方針

<基本方針>

本学は、教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に沿って、学園規則で教員選考基準を定め、「人格が高潔で、学校教育に関し高い見識を持ち、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」（「教員選考基準」第3条）を本学の教員とするとしている。

1. 本学の求める教員像

- (1) 大東文化大学の理念と目的を理解し、高い倫理観と使命感をもって教育研究に専心する。
- (2) 所属する学部学科・研究科の教育目的を理解し、その達成のために真摯に努力する。
- (3) 学生の人格を尊重し、その信頼に応えるとともに、学生の自発的な学習を促し積極的な学習支援を行う。
- (4) 教育力を向上させるために授業内容・方法の不断の検証と改善に努める。
- (5) 本学が研究倫理について定めた「大東文化大学学術研究行動憲章」「大東文化大学研究倫理指針」等を遵守しつつ、自己の専門分野を究め、学問の発展に貢献する。
- (6) 自己の専門的な学識と経験をもって社会貢献・国際貢献に積極的に参画する。

2. 教員組織の編制方針

本学は、教育研究上の目的を達成するために、学生/教員比率（S T比）、教員の年齢構成、教員の男女比率、外国人教員の比率等に配慮しつつ、適切な教員組織の編制に努める。また、学園規則に定める教員選考基準を踏まえ、学部ごとに、法務研究科においては研究科独自に定めた教員の募集・採用・昇格に関する内規に沿って、公平性と透明性に則った適切な人事に努める。

法務研究科を除く大学院研究科の教員人事に関しては、全員が学部所属の教員であるため、大学院の専門性を考慮しつつ各学部教授会において人事を行う。

全学共通科目を担当する教員の採用人事については、全学共通科目を統括する東松山キャンパス運営委員会が、当該教員が所属する予定の学部と協議のうえ発議し、学部教授会の承認を得るものとする。

国際交流センター所属の教員は、センター管理委員会が資格審査を行い、同管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。

東洋研究所と書道研究所の専任研究員は、それぞれの管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。

法務研究科の人事は、研究科教授会で承認を得た後、研究科委員長会議での協議を経て、大学院評議会承認を受ける。

上記の教員人事はすべて、大学評議会および大学院評議会の承認を経て、学園理事会において最終決定を行う。

3. 教員の資質向上のための取り組み、教員組織の適切性の検証

教員の資質向上のための取り組みは、教員個人の不断の努力とともに、「大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」規程に基づいて、学生による授業評価、FD 活動等を通じて行われる。教員組織の適切性については、大学が毎年度実施する自己点検・評価で定期的に検証する。

各学部・研究科は、この大学の方針に基づき、「求める教員像・教員組織の編制方針」を定めている（各学部、研究科の方針は点検・評価シート参照）。国際交流センター、大学附置研究所（東洋研究所、書道研究所）所属の教員については、明文化された方針はない。教職課程センターも同様に明文化はされていないが、教育職員免許法施行規則の条件を満たし、教職課程認可で認定されるような業績のある教員を求めて採用している。

今年度あらためて各学部、研究科において点検・評価した結果、方針の内容を変更する必要があるとしている部局が半数ほどあった。大学全体としての「求める教員像・教員組織の編制方針」と各学部、研究科等のそれらとの整合性の検証を含め、方針に明示すべき各教員の役割、連携のあり方および教育研究に係る責任所在が明記されているか、それぞれ見直すこととする。

6-2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：各設置基準に沿った大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数、研究指導教員数・研究指導補助教員数

評価の視点2：各学部における開講授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置

評価の視点3：研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

評価の視点4：バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点5：各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等含む）

評価の視点6：教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点7：学士課程における教養教育の運営体制の整備状況（責任主体の確立）

本学の教育課程の専任教員（特任教員、助教を含む。以下、同じ。）は、法務研究科を除いて全員、学部（一部は国際交流センター、東洋研究所、書道研究所）に所属しており、教員の採用人事等は学部単位で行われる（書道研究所、国際交流センターは管理委員会）。大学全体及び各学部、研究科等の専任教員数、研究指導教員数・研究指導補助教員数は、法令（各設置基準等）に定められた必要数を満たしている（大学基礎データ表1、基礎要件確認シート14）。学部が必要とする教員の数と専門領域については、毎年度、学部教授会から人事計画が大学評議会を経て大東文化学園理事会に提出され、理事会での審議を経て最終決定される。

教員の専門教育学内定数については、これまで大学設置基準数に学科によって一定の倍率を加算し、大学院担当として博士前期、後期各1名分をさらに加算した数を定めていたが、基本的に大学設置基準

数を学内定数とすることに変更した（2017年3月理事会）。今後、1号特任教員の扱い、雇用の多様化（任期制等）を含め検討を行っていく。

各学部の開講授業科目における専任担当率をみると、以下の通りである（大学基礎データ表4のデータ数値により算出した）。これによると、文学部と、外国語学部が低い数値を示しているが、この理由として、両学部とも、1科目の単位数が概して少なく、また、少人数授業が多い外国語科目を多く開講していることが挙げられる。文学部については、少人数制の演習科目が多い現状を踏まえ、開講基礎科目の見直しを通して、2020年以降（教職再課程認定期間後）兼任教員依存率の見直しを図る計画がある。

また、学科内での非常勤担当コマ数が増える場合は、学部長会議において案件として諮り、承認を得ている。

学部	専任担当率
文学部	36.8
経済学部	56.4
外国語学部	34.8
法学部	49.4
国際関係学部	46.8
経営学部	65.2
環境創造学部	60.2
スポーツ・健康科学部	71.1
社会学部	48.5

専任教員一人当たりの在籍学生数は、大学基礎データ表1の通りである。

研究科を担当する教員の資格については、各研究科内規等に定め大学院設置基準に準拠して適正に配置している。

また、専任教育職員就業規則、特任教員就業規則、非常勤講師就業規則において、教授会等が教員の選考を行う際に、年齢構成、男女比率、外国人教員比率を勘案することを定めている。各学部、研究科等の専任教員の年齢構成をみると、60歳～69歳台での比率が高くなっており、学士課程全体で32.2%、修士課程（博士課程前期課程）全体で41.0%、博士課程後期課程全体で48.6%と他の年齢層に比べて高い数値をしめしている（大学基礎データ表5）。

各学部・研究科の点検・評価では、教員組織における国際性、男女比率に関しては、文学部では学科によってバランスが取れていないと点検・評価しており、スポーツ・健康科学部では、外国人教員の採用ならびに教員の男女比率については各学科の将来構想を見据えた人事計画において検討が必要としている。また、研究科では、経営学研究科が国際性、男女比率は特段考慮していないと点検・評価している。

教員の授業担当は、専任教育職員就業規則、特任教員就業規則に責任授業回数等を定めており、1週の総担当授業回数を、専任教員は原則として8回（大学院の授業科目も担当する者は10回）、特任教員は4回（1号特任はオムニバス形式の授業科目は3分の1回まで、3号特任は1回まで責任授業回数を超過して担当可）を上限としている。また、専任教員については役職者や、やむを得ない事由がある場合等については責任授業回数を減ずることなどを明記している。

学士課程における教養教育は、東松山キャンパスで開講する学部・学科の垣根を越えて編成している全

学共通科目および基礎教育科目としての外国語科目等であり、それらの科目を担当する教員はそれぞれ学部にも所属し、89名である（大学基礎データ表1）。設置基準上必要な基準数91名に対して2名不足しているが、新学科の完成年度（2021年度）に充足する。基礎教育・教養教育としての全学共通科目等の実施・運営等の主体として、東松山キャンパス運営委員会を設置し、そのもとに教務部会等が置かれ、その中に5つの分科会がある。カリキュラム編成や、科目配置を検証し教員の補充人事等を委員会から発議するが、科目編成権、人事権はない。

以上のように、各学部、研究科等では方針に沿って教育研究活動を展開するための教員組織を編制しているといえる。しかし、年齢構成や、国際性、男女比率に関しては課題を残している部局もある。

6-3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

評価の視点3：教員人事計画における国際性や男女比率等への配慮

教員の募集・採用・昇格については、大学（院）設置基準の定めに準拠し、「大東文化学園職員任免規則」に基づいて、学部・大学院・法務研究科・大学附置研究所・国際交流センターの「教員選考基準」を大学規程に定め、本学の教員となることができる者の要件、教授・准教授・講師等の資格を明文化し、それに基づいて適切に行っている。さらに、「大東文化大学専任教員就業規則」を新たに制定し（2016年1月）、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した。学部、法務研究科、大学附置研究所、国際交流センター等では、教員選考基準に準拠して独自に内規を定め、内規に則って募集・採用・昇格が行われている。また、教職課程センターは、教育職員免許法施行規則の条件を満足し、教職課程認可で認定されるような業績のある教員を、原則公募により採用している。採用等の基準及び手続を設定した教職課程センター人事内規を定めている。

採用人事計画（教員数、専門領域等）は、学部教授会、大学附置研究所等の管理委員会で審議し、学部長会議、大学評議会等を経て、学園理事会で正式決定される。採用・昇格についても、教員選考基準、内規に則って選考・審査を行い、専任教員以外は常務審議会、専任教員は理事会で正式決定される。

学部にも所属する全学共通科目等担当教員の採用人事は、東松山キャンパス運営委員会と所属先の教授会で事前協議を行い、人事計画を策定する。

また、期間の定めのある特任教員、客員教員、助教、非常勤講師については、全学的な基準として特任教員就業規則、客員教員任用基準、助教規程、非常勤講師就業規則を制定し、それに基づいて任用が行われている。

教員の募集・採用・昇格を審議する学部教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、人事に関する提案は出席者の3分の2以上の同意をもって承認される。

以上のように、教員の募集・採用・昇格は、明文化した規程と手続きに基づいて、適切に行われていると判断できる。

6-4 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

評価の視点1：教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるための組織的な取り組み

評価の視点2：教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組み

評価の視点3：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図る取り組みとしての業績評価の位置づけとその実施および結果の活用

全学FD委員会において授業方法等の改善を目的とした研修会を教員対象に実施している。また、新人教員研修会として、専任教員（特任教員、助教を含む）と非常勤講師の別にハンドブックを作成し、専任教員にはそれに基づいた説明会を開催している（基礎要件確認シート15）。但し、教員の社会貢献、管理業務等に関する資質向上を図るための研修会等は、大学全体の取り組みとして組織的・恒常的には実施していない。

また、各学部・研究科ごとにFD委員会を設置し、学位課程に応じた授業方法の改善のFD活動を実施している（基礎要件確認シート15）。法学研究科、外国語学研究科、経営学研究科は2016年度認証評価で研究科の教育内容に応じた独自のFD活動が実施されていないことを指摘されたため、それぞれの研究科FD委員会で研修会を開催し改善されている。

文学部、経済学部、環境創造学部、社会学部、経済学研究科、法学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科、スポーツ・健康科学研究科では、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みを実施している。

教職員の教育研究活動を奨励することを目的として、教職員の優れた研究教育活動に対し表彰を行う「学校法人大東文化学園職員研究教育活動顕彰規程」が制定された（2018年7月）。

また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関して、文学部、アジア地域研究科、法務研究科では、定期的に評価を行い、その評価結果を活用している。

以上により、教員の資質向上及び、教員組織の改善向上につながる取り組みを各部局単位で実施しているが、授業改善以外の活動に関するFDの取り組みを実施していない学部・研究科等が多い。また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等について定期的に評価を行い、その結果を活用している学部・研究科等も少ないので、全学として指針を示す必要がある。教員の研究活動については、全学的な研究支援部署の設置を検討しているが、教員の資質向上及び、教員組織の改善向上に関して課題を残している。

6-5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

教員組織の適切性については、入学センター、学部・研究科、所属専任教員を有する部局（大学附置研究所、国際交流センター、教職課程センター）において、大学基礎データ、規程類に基づき毎年度点検・評価を実施している。また、教員採用人事や昇格人事の際に、各学部の教務委員会等で適切性の検証を行い、研究科担当教員の配置については、研究科の専攻協議会等で適切性を検証している。

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、2016年度認証評価結果で指摘された大学院設置基準上不足していた研究指導補助教員1名を補充した。また、DAITO VISION 2023に掲げた「全学調整システムの構築」について、教員人事を全学的な立場から計画し、中長期的な視点で採用計画を進めるための機関として、2016年に全学人事委員会を設置した。全学人事委員会は大学全体として、中長期的な視点で採用計画を進めるための機関として、2016年に設置した。全学人事委員会は、「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」(2015年度)の施策方針3全学的な教員定数の見直しに沿って、向こう10年の教員定数についてシミュレーションを行い、基本的に大学設置基準数を学内定数とすることとした。

以上により、教員組織に関する点検・評価は、適切に実施していると判断する。

2. 長所・特色

特になし。

3. 改善すべき事項

大学全体としての「求める教員像・教員組織の編制方針」と各学部、研究科等のそれらとの整合性の検証を含め、方針に明示すべき各教員の役割、連携のあり方および教育研究に係る責任所在が明記されているか、それぞれ見直しを行う。

また、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みについて、全学的にどのように実施するか検討する。

4. 全体のまとめ

学部・研究科においては、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像やそれぞれの教員組織の編制方針に基づき、適切に教員組織を編成している。専任教員数や研究指導教員数・研究指導補助教員数は、大学(院)設置基準を満たしており、また、各就業規則および教員選考基準等において、教員の募集、採用、昇格等に関する基準や手続きについて明確化している。責任授業回数や授業回数上限を規程上に定め、また、役職者や止むを得ない事由がある場合は責任授業回数を減ずる措置を講ずるなど、教員の授業担当について過度な負担にならないよう配慮している。教員の年齢構成、国際性、男女比率については、各就業規則上、選考時に勘案する事項の一つとして明文化されているが、教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に配慮し、各学部等の方針・実情に則した判断が優先されている。授業改善を目的としたFD活動については、全学としても各学部・研究科においても実施されているが、今後は、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みについても、全学的にどのように実施するか検討する必要がある。

第7章 学生支援

1. 現状説明

7-1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的や多様な入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する方針は以下の通りである。

学生支援に関する方針

<基本方針>

本学は、学生一人ひとりが充実した学生生活を送るため、学習に専念できる環境を提供し、自立した社会人への成長を促す支援体制を提供する。

1. 修学支援

- (1) 学習に積極的に取り組む学生を支援する。
- (2) 各種奨学金制度を充実させ、より多くの学生が教育を受けられる機会を提供する。
- (3) 修学に関して学生が相談できる仕組みを整備し、各組織の連携のもと、教職員が一体となって修学支援を行う。
- (4) 留年者および休・退学者については、適切に状況を把握し、必要な支援および指導を行う。
- (5) 障がいのある学生には、「障がい学生支援分室」を中心にきめ細かな支援を行う。

2. 生活支援

- (1) 学生のニーズに応え、きめ細かなサポートができる支援体制を構築する。
- (2) 学生が心身両面で健全な生活が送れるよう、関係部署が連携し、学生相談体制の充実を図る。
- (3) ハラスメント防止のため、啓発活動を継続的に実施する。
- (4) ハラスメント問題に対応するため相談員を配置し、学生相談室との連携を図り、その機能を強化する。
- (5) 学生支援を充実させるため、外部団体（青桐会、同窓会、安全互助会）との連携を強化する。
- (6) 留学生には、日常生活上の問題を改善するための相談体制を充実させるとともに、チューター制度の積極的利用も含め、幅広く修学の相談ができる体制を整備する。

3. 進路支援

- (1) 学生一人ひとりのキャリア形成支援のため、体系的なキャリア教育を実施する。
- (2) 障がいのある学生のキャリア形成に向けて、きめ細かな支援を行う体制を整備する。
- (3) 留学生のキャリア教育を強化し、きめ細かな進路支援を行う。
- (4) 進路選択に関する各種講座、ガイダンス等の支援プログラムを充実させるとともに、相談できる体制を整備する。
- (5) 卒業後も就職活動を継続する学生を支援する。

4. 学生の課外活動への支援

- (1) 課外活動に積極的に取り組む学生自治会組織を支援する。
- (2) スポーツの振興のため、スポーツ活動を行う諸団体の支援体制を強化する。

- (3) 文化活動の振興のため、文化活動を行う諸団体の支援体制を強化する。
- (4) 学生自治会を中心として、学生が自主的な課外活動を促進できるよう、協力支援体制を整備する。
- (5) 学生による各種のボランティア活動を支援する。

5. 学生支援の適切性についての定期的な検証

- (1) 年度ごとの自己点検・評価において適切性の検証を行う。
- (2) 学生支援センター運営委員会等による定期的な検証を行う。

<障がい学生支援の基本方針>

大東文化大学は、教育の理念として「アジアから世界へ ー多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造ー」を掲げています。「共生」は、異なる民族や文化のあいだのことだけでなく、さまざまな個性を持った人間同士の共生も含みます。この理念を学生生活全体のなかで実現することを基本方針としています。

障がいのある学生もダイバーシティ（多様性）を大切にする教育や大学運営の重要な一員です。

また、DAITO VISION 2023 では、「自主・参加・共同による学生生活を支援する」ことを目標に掲げ、「障がいなど様々なニーズを持つ学生を支援する」としています。

これらに基づき、本学は障がいのある学生一人ひとりの個性を尊重し、その多様なニーズに適切に応えることを通して、障がいのある学生が、障がいのない学生と共生しつつ、同等の教育を受けることができるようサポートし、自立して学生生活に参加できるよう支援していきます。

障がい学生支援室・学生相談室をはじめとする学生支援センターは、全学の教職員、そしてボランティア学生と協力して障がいのある学生をサポートしていきます。ボランティア活動は学生にとって自らが学ぶ機会となっており、ひきつづきこの活動を推進していきます。

障がい学生支援室・学生相談室は、学内外の関連諸機関との連携を強め、障がいのある学生への支援をより質の高いものにしていくことを目指します。

学生支援の方針は、大学HPに公表していると同時に、冊子体の「大東文化大学将来ヴィジョンと基本方針」にも掲載し大学構成員（教職員）に配布して認識を共有している。以上から、方針の明示は適切であると判断する。

7-2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：方針に沿った学生支援体制の適切な整備と、方針に沿った支援の実施

評価の視点2：正課外での入学前教育、学生の能力に応じた補習教育、補充教育や、学生の自主的な学習を促進するための支援の実施

評価の視点3：障害のある学生や、留学生等の多様な学生に対する修学支援の実施

評価の視点4：成績不振の学生の状況把握と指導および、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応

評価の視点5：奨学金その他の経済的支援の整備

<p>評価の視点6：学生の相談に応じる体制の整備と、学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮、ハラスメント防止のための体制の整備</p> <p>評価の視点7：進路選択に関わる支援や、ガイダンス等の行事の実施、社会的、職業的自立に向けたキャリア教育の実施</p> <p>評価の視点8：部活動、ボランティア活動等の成果外における学生の活動への支援</p> <p>評価の視点9：卒業生、同窓会・青桐会とのネットワークの構築、学生支援（修学、修学、進路）を行う各組織間の連携</p>

学生支援の方針に基づき、全学的な体制としては、学生の生活支援、福利厚生増進、学生相談、障がい学生の支援、課外活動支援、診療所・保健室の運営等を行う学生支援センター、進路支援を行うキャリアセンター、スポーツ活動を支援するスポーツ振興センター、外国人留学生や学生の留学をサポートする国際交流センターを設置している。その他、教職課程センターでは、教職課程を履修する学生への修学支援、進路支援等を行っている。

《修学支援》

全学的な修学方針を「修学相談の仕組みの整備、各組織の連携、教職員一体となった支援」と定めていることを踏まえ、全学部オフィスアワーを整備し、シラバス等を通じて学生に周知していると同時に、大学HP上で各教員のオフィスアワー時間帯が分かるようになっている。また、図書館ラーニング・コモンズ内に「学習支援コーナー」を設けており、教員やTAが連携して支援を行っている。

正課外の補修教育、補充授業としては、2017年度には、学士課程で任意（推奨課題）ではあるが、全学的な入学前教育（外部業者による通信制講座）を導入した。なお、大学院で、入学前教育を実施している研究科はない。また、正課外での補習教育、補充教育を充実させるために、文学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部は様々な取り組みをしている。具体的な例としては、スポーツ・健康科学部で教職課程センターと連携して教職科目担当教員を中心に教員採用試験に向けた勉強会の実施や、国家試験対応の補習授業を成果外に実施することなどがあげられる。

学生の自主的な学習を促進するための支援としては、いくつかの学部でTAによるサポートや課外セミナーを実施している。例えば文学部ではTAによるサポート、課外セミナーの実施、外国語学部では語学検定試験の受験支援の実施、その他経済学部、法学部でもこうした支援を実施している。

また、法学部政治学科では、正課外の教育プログラムとして2017年度より、政治学科で独自で用意したプログラム（南砺、沖縄、東北、登別、京田辺）を作り、興味のある学生に参加してもらった。その中で学生が、知識、教養、社会的能力を身につけられるようにしている。プログラムは、グループワーク、クイズディスカッションなどを行いながら進め、参加者全員に「共通講座」を実施し、学外でリサーチを行う際の基礎的素養も教授している。これらの素養は正課の授業へも役立つものとなっている。

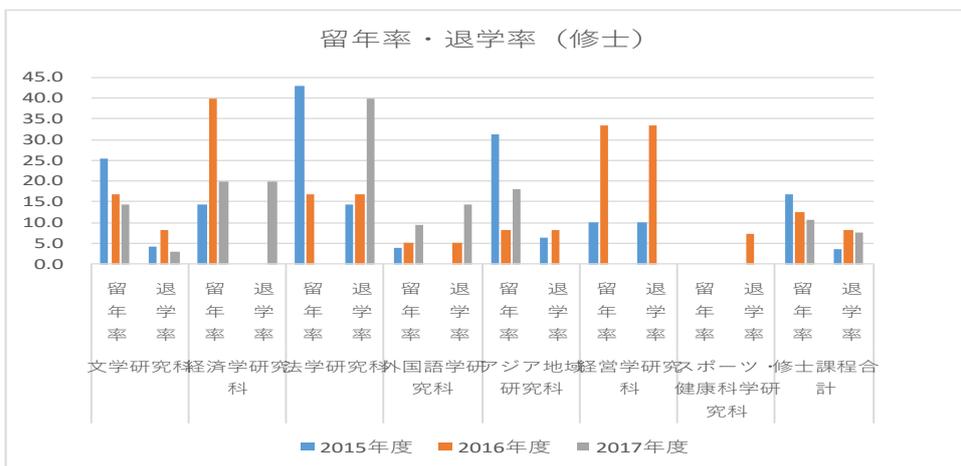
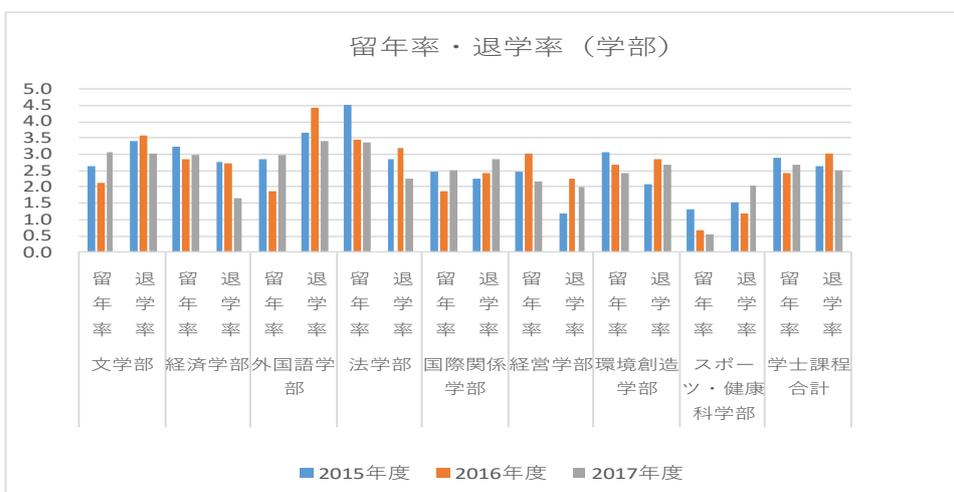
障がいのある学生への修学支援は、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に担当教員、学生ボランティア、学外支援団体の協力のもと教室間移動補助、情報保障（ノートテイク等）を行っている。

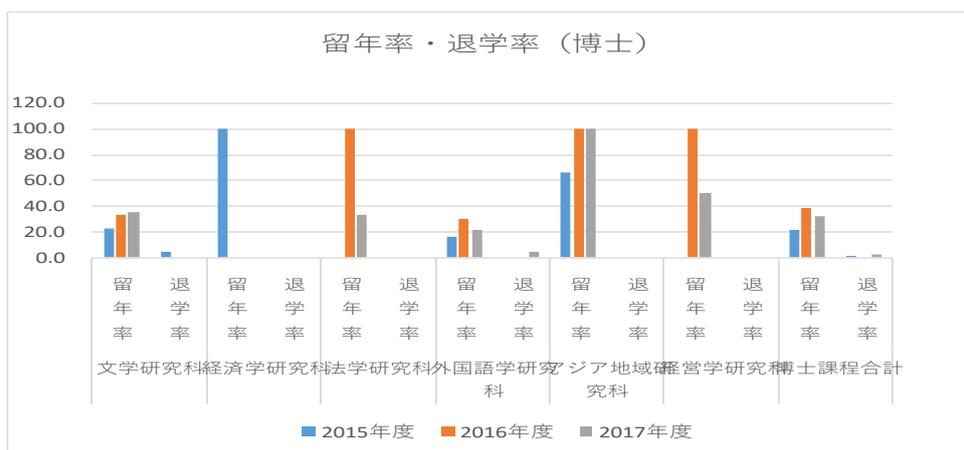
留学生への修学支援としては、国際交流センターを中心にスポーツ留学生に対する日本語支援を目的に集中日本語クラスを解放している。交流学生の日本語支援を目的に、チューター制度を設けている。さらに、語学検定受験料助成等も行っている。

全ての学部において成績不振学生の状況を把握し、面談等の対応を行っている。大学院では、経済学研究科、法学研究科、スポーツ・健康科学研究科を除き、学部と同様に面談等を行っている。

留年者、休学者についても、法学研究科を除き、各学部、研究科で状況を把握しそれぞれ対応している。例えば、経済学部では、留年を契機に就学意欲を喪失して退学する事例が多いことから、進級判定のある2年修了時と卒業判定のある4年修了時に、卒業判定不合格者及び新4年生でキャップ制により卒業判定否の学生に対して、学部執行部を中心に年度末及び年度初めに呼出・面談を行い、一定の効果をあげている。

また、退学希望者への対応としては、各学部で状況に応じた対応をとっている。例えば、文学部のように基礎ゼミ・その他のゼミ担当教員や主任が面談を実施し、スポーツ・健康科学研究科では、指導教員が面談を行い、研究科委員長に報告するとともに改善策の検討を行っている。学生支援センターでは毎年度全学の留年者、休・退学者について状況を把握し年度の分析を行っており、学部長会議を通じて各学部へフィードバックしている。





学内奨学金の経済的支援としては、成績優秀者を対象とする一般奨学金、外国人留学生奨学金、入学前予約採用型奨学金（桐門の翼奨学金）等に加え、授業料減免や特別修学支援金、学生災害見舞金等がある。（大学基礎データ表7）また、2019年度入学生より、特定大規模災害等により進学が困難である者に対して、入学前に授業料等の減免措置を約束することにより、本学での就学を支援するために「被災地学生支援特別奨学金」を制定した。

以上のように、修学支援については、補習教育・補充教育など実施していない学部・研究科が多い。成績不振学生や留年者等へはほぼ全ての学部で支援を行っているが、研究科では実施していないところもある。修学支援に関して学部、研究科により対応が異なるなど今後の検討課題となりうるが、学士課程の退学率との関係でみた場合、2017年度は若干の改善がみられており（前頁グラフ、大学基礎データ表6）、方針に基づいた全学的な修学支援は概ね適切であると判断する。

《生活支援》

学生生活への支援として、学内に学生相談室、診療所・保健室を設置し、学外には厚生施設（菅平セミナーハウス）、民間指定学生寮を運営している。また留学生と日本人学生が交流できる留学生との混住寮も4月にスタートした。

学生相談については、両キャンパスに学生相談室を置いてカウンセラー（臨床心理士）、精神科・心療内科の医師が相談を受け、また各学科の専任教員が相談に応じる仕組みを作っている。学生には年度当初のガイダンスを始め、各種のパンフレット、ホームページ等を通じて利用案内を行っている。

さらに、各学部・研究科でも相談窓口対応をしており、全ての学部に相談体制を整備しているが、研究科によっては相談に応じる体制が整備されていない所もある。なお、外国人留学生からの相談については、国際交流センターと連携し、適切な対応に努めている。

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、板橋キャンパスと東松山キャンパスに診療所・保健室を置き、医師と看護師を配置している。板橋キャンパスでは、2016年4月より精神科医を増員し、メンタル不調を訴える学生に対する支援体制の強化を図った。また、両キャンパスに非常勤看護師を配置し、学生の健康相談窓口を増やし、利用しやすい保健室づくりを目指した。

両キャンパスで実施する定期健康診断については、再検査あるいは面談の必要がある学生を呼び出し、健康確認および健康指導を行っている。受診率は、2018年度で94.1%である。一次救命処置（BLS）講習会は、定期的に開催することができなかったが、運動部の指導者会議において、「BLS講習の必要性

と講習会開催について」を説明した。

ハラスメントについては、ハラスメントに関する規則全般についての改正を 2017 年 4 月 1 日に行った。2 本立てであった「セクシュアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」をわかりやすくするため 1 本化した。また、規定されていなかった「パワー・ハラスメント」や「妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント」等も盛り込み「学校法人大東文化学園ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」を作成した。

さらに、防止委員会の機能強化のため「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」を改正し、委員会構成員を学園上層部とし、研修など実施しやすいようにした。「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」では、活動しやすくするため「所管事項」を明確にし、相談に応じやすいよう委員会構成の男女比を定め、任期も半数ずつ改選するようにし委員会活動の継続性に注意を払った。他には、「学校法人大東文化学園ハラスメントに関する相談取扱要領」の制定も行い、ハラスメントの防止に努めるよう規則等を改正及び制定した。これら規定された事項の運用は、学生は学生支援センターが相談窓口となり、教職員は人事課が窓口となっている。

学生には、4 月のガイダンスにおいての説明と学生手帳にハラスメントをはじめ、学生生活での危機管理なども掲載し、どんな事でも相談できる体制をとっている。

以上により、学生生活に関する支援は、学生の相談に応じる体制を整備しており、心身の健康や安全への配慮等について適切であると判断する。

《進路支援》

キャリアセンターでは、進路選択に関わる指導・ガイダンスを対象となる学年および目指す就職先を想定したうえで、きめ細かく行っている。その具体的な内容は以下のとおりである。

(1) キャリア形成および就職支援の関連行事

1) 「就職ガイダンス」(対象 3 年次生)

ここでは、就職活動に関するスケジュール、就職活動の心構え、筆記試験等対策、自己分析、業界・業種研究の方法、エントリーの仕方、エントリーシート・履歴書の書き方、面接対策などについての説明を行っている。各ガイダンスは、同じ内容を最大 4 日間行うとともに、欠席者向けの DVD ガイダンスを開催するなど学生が出席できるように配慮している。2017 年度のガイダンス参加者は、東松山キャンパスが 4,718 名、板橋キャンパスが 3,959 名であった。また、近年盛んになっているインターンシップについては、エントリー方法や参加にあたってのマナー、選考に向けての対策についてのガイダンスを行うとともに、就職支援サイトと連携し、インターンシップ先の紹介を行っている。インターンシップガイダンスの参加者数は、東松山キャンパスが 184 名、板橋キャンパスが 1,700 名である。

平成 29 年度の新たな取り組みとしては、「筆記試験対策ガイダンス」を実施し、参加者数が 354 名であった。当日は、筆記試験対策の専門書を出版している担当者を講師として招聘し、企業が採用している筆記試験の内容について、理解を深めるものとした。

2) 「面接トレーニング」(対象 3 年次生)

企業の人事担当者を招き、1 グループ 10 名以内の少人数形式での模擬面接を実施している。終了後は、人事担当者と学生の情報交換会も開催している。2017 年度の参加者数は、板橋 130 名、東松山 80

名であった。

3) 学内就職セミナー（東松山・板橋共催）：

3月に約300社の企業や団体の人事担当者を招いて、学内企業説明会（3年次生対象）を実施している。2017年度参加者数4,846名であった。4年次4月以降も、隔月1回のペースで、1回20～25社の規模で開催している。

4) その他のセミナー

年間を通じ、業界・職種研究セミナー、筆記試験対策、Uターン就職ガイダンスなどを開催し、学生の就職活動を支援している。Uターン就職支援に関しては、地方への就職を促進するため、2018年8月時点で、9県（愛媛・新潟・長野・栃木・秋田・山形・福岡・福島・茨城）とUIターン就職促進に関する協定を締結し、情報提供・イベントの参加・就職活動に関する県からの交通費補助等の事業を行っている。

5) 大東 café（学内OB・OG訪問会）

学生の職業観養成を目的として、本学卒業生と座談会方式で「しごと」について情報交換ができる機会「大東 café（学内OB・OG訪問会）」開催し、2017年度の参加者数は、142名であった。

6) 公務員志望者

公務員志望者に対しては、種類や試験内容についての理解を深める入門・基礎ガイダンスから試験に向けての対策講座・模擬試験を実施している。また、保育士を目指す者の支援として、公務員保育士向けの対策講座、全員面談等を行っている。2017年度より、公務員講座の講師を、公務員志望者向けの専門相談員として配置し、指導内容の一貫性を図っている。

(2) キャリアアドバイザーによる個別相談

一般企業・教職・公務員など各業種の勤務経験をもち、かつキャリア相談に関する専門資格を有する「キャリアアドバイザー」が中心となり、またキャリアセンターの事務職員により、学生の所属する校舎ごとに個別相談を行っている。相談事項については、個人情報の扱いに配慮しつつ、相談履歴を残し、適切なアドバイスができる仕組みを整えている。2017年度の相談件数は、板橋が4,839件、東松山が724件であった。

(3) 外国人留学生、障がいのある学生の支援

外国人留学生への支援としては、就職活動の基礎および履歴書の書き方などに関するガイダンスを実施している（2017年度参加者数：板橋16名、東松山0名）。また、3年生に対する全員個別相談を行った。

障がいのある学生の支援については、個別相談を中心に学生への就職支援を専門とする企業と連携し、就職先の斡旋を行っている。さらに、国際交流センターと連携し、公益財団法人埼玉県国際交流協会グローバル人材育成センター埼玉主催の「就職マッチング&フォローアップシステムの運用」および「グローバル人材向け企業説明会」について、外国人留学生へ積極的に広報している。

平成29年度新たな取り組みでは、コミュニケーションが苦手な学生や発達障がいの疑いのある学生に対し、本人および保護者からの希望があった場合、専門的就労支援機関の紹介を行った。また、専門の支援機関と連携し、学内で相談できる体制を整えた。

(4) 卒業後の支援

卒業生から相談があった場合は、個別相談および企業からの既卒者を対象とした求人の紹介ならびに本学在学学生向けの求人情報検索システム（インターネット）の開放を行っている。また、ハローワークと連携し、同様の支援を行っている。

(5) 資格取得講座の開設

ダブルスクール講座として、MOS 受験対策、宅地建物取引士対策、TOEIC 対策など板橋校舎では 18 講座、東松山校舎でも 18 講座を開講している。これらについては、学外で同様の講座を受けるより安価で受講できるよう配慮している。2017 年度を受講者数は、板橋・東松山校舎合わせて 1,124 名であった。平成 29 年度新たな取り組みとして開催した学内ダブルスクール講座では、公務員行政職を目指す学生向けの対策講座を開講し、受講生は 58 名であった。

(6) キャリア教育

キャリア教育は、教員 4 名（専任 2 名、非常勤 2 名）とキャリアセンターが、その具体的な内容を立案し、実施している。現在、1、2 年生を主に対象としたキャリアデザイン I を開講し、26 クラス、合計 1,654 名が受講している。1、2 年生では働き方の展開やマナー等、キャリアの基礎的教育を実施し、次年度からはキャリアデザイン II が開講予定であり、3、4 年次を対象に就職を意識した内容を扱うことになっている。

なお、学部、研究科においてもキャリア支援体制を整備し、実施しているところもある。

以上により、就職ガイダンス、セミナー、個別相談、資格取得講座等を実施し、留学生、障がいのある学生に対する進路支援も行っており、就職決定率も上昇している。進路選択に関する支援、自立に向けたキャリア教育は適切であると判断する。

学部における就職希望率・就職決定率			
	2015年度	2016年度	2017年度
就職希望者率 (%)	85.3	85.9	88.2
就職決定率 (%)	92.8	94.7	95.1

《教職課程センターの支援》

教職課程センターでは、教員免許の取得、各種資格の取得、さらに教職に関するより広くかつ深い理解の涵養に向けて幅広い支援を行っている。その具体的な内容は以下の通りである。

(1) ガイダンス

各学年の年度当初に教職についてのガイダンスを実施している。3・4年次の当初には博物館実習のガイダンスを実施している。また、介護実習については実習直前にガイダンスを実施している。

(2) 教職セミナー

専任教員・兼任教員・教職専門指導員が分担して「教職セミナー」という枠組みで以下のような支援を行っている。

1) 講義・問題演習

年間を通して教職関連の重要資料の読み込みおよび、教職教養・一般教養・各専門教科の採用試験の過

去問題の演習を行っている。また短期集中の形式で、重要トピックに関する講義も行っている。

2) 個別指導

教員採用試験や進路等に関する対策として小論文作成の指導を個別に行っている。この他、幼稚園・保育園採用試験対策、保育士資格試験対策については、キャリアセンターとも協力して実習を含んだ個別指導を行っている。

3) 面接トレーニング

教員採用試験の準備として個人面接（おおよそ100～150件）、集団面接（20数件）のトレーニングを行っている。また、採用試験二次対策の一環として、「場面指導」、「模擬授業」、「グループ討論」のトレーニング等も実施している。

4) 学習合宿プログラム

東松山校舎にて、希望者を募り、学習合宿を年数回行っている。内容は面接トレーニング、教職関連資料の読み込み、論作文の指導などである。

5) 教員採用試験に関する教育相談

勉強方法のアドバイスや心構え等、個別の課題に対する援助を随時行っている。

6) 個別相談

採用試験対策だけでなく、修学・進路・受験などに関して、学生が個別に相談できる体制を整えている。教職専門指導員、専任教員、兼任教員、事務職員がそれぞれの立場から対応し適切なアドバイスを与えるよう努めている。相談の履歴については個人情報の扱いに注意しつつ共有し適切なアドバイスができる仕組みを整えている。

(3) 各種実習支援

教育実習に関しては事前指導・事後指導の体制を整え、つまずきのあった学生には個別相談対応をしている（上述）。教育実習の手引き「縁」を作成し、教育実習に必要な手続きや指導案例などを掲載している。介護体験に関しては事前指導の体制を整え、アクシデントを防ぐと同時に充実した学びの場になるよう支援している。博物館実習に関しても支援体制を整えている。

(4) 教員採用試験説明会

各自治体の担当者を招き、当該自治体の教員採用試験の動向や求められる教員像などについての説明会を開催している。2018年度についてはさいたま市、埼玉県、長野県、川崎市の説明会を開催した。この他に年に2回程度、教職講演会（時事通信社等）を実施している。

(5) 地域との連携による体験型学習

小・中学校を中心に、教育現場にボランティア派遣を行っている。一例として、板橋区では、教育事業連携に基づき、高島第六小学校、西台中学校に学習支援ボランティアを派遣している。また、教育委員会と教育連携協定を結んでいる東京都板橋区・沖縄県名護市で、インターンシップ・プログラムを実施している（2020年度から「特別インターンシップ」として単位化予定である）。

(6) 教員養成コロキウム

教職課程センター主催イベント「教員養成コロキウム」を実施している。この中で、教職課程受講生が、教員採用試験を受験した4年生や、現職教員（本学卒業生）と交流し、アドバイスを得られる機会を作っ

ている。加えて教職を目指す学生の教養を深める教養イベントも実施している。一例として、2018年6月には講演会「語り継ぐ戦争体験～教育の立場から考える人権と平和」を開催した。また、2018年11月には外国人研究者を招いて「イギリスの教育」に関するラウンドテーブルを実施する予定である。

以上により、教員免許および各種資格の取得のための支援から教職に関するより広くかつ深い理解の涵養に向けての支援まで、様々な角度から支援が実施されており、概ね適切かつ十分であると判断する。

《課外活動への支援》

学生の課外活動は学生自治会中央執行委員会と、自治会傘下の文化団体連合会、体育連合会、大東祭実行委員会、大東文化大学放送協会及び全學應援團等を中心に行われており、大学の支援もこれらの団体を通じて行なっている。

(1) 文化団体連合会（文化団体）への支援

文化団体に対しては、統括する学生自治会中央執行委員会を通じて、活動しやすい環境の整備に向けて関係部署と協議を行っている。（学生の主催する行事についても、自治会と学生支援センターが協議し、支援を行っている。）

大学が代理徴収している学生自治会費については、「大東文化大学学生自治会会計基準」に従い、学生自治会に運用業務を委ねている。大学（学生支援センター、スポーツ振興センター）は、「学校法人における会計処理等の適正確保について（通知）」（平成27年12月24日・27高私参第13号）を受け、自治会費が適正に使用されるよう監督している。

(2) 体育連合会（運動部）への支援

スポーツ振興センター（以下、振興センター）を通じて、学生のスポーツ活動への支援を行っている。大東文化大学スポーツ奨学金制度運用指針の定めに適合する者（スポーツ奨学生候補者）に対して、所定の手続きを経てスポーツ奨学金の給付を行い、運動部の強化および活性化を図っている。また、活動への助成金を支給する制度もある。

本学における体育連合会所属の全41クラブを対象として、原則月1回の主将主務会議開催時に各種情報（助成金の支給に関する事、施設設備に関する事、キャリア支援に関する事等）を伝達することにより、円滑なクラブ運営ができるよう支援を行っている。また、さまざまなテーマ（事故、怪我に対するリスクマネジメント、熱中症予防、コンプライアンス、ハラスメント等）で講習会を行い、啓発に努めている。そのほか、特別プロジェクト（“The Bonds of Sports”）では、地域の小中学生へのクラブ活動・授業・行事への指導補助を通じて、指導者・教員志望学生に対する指導力の養成支援を行っている。また、スポーツトレーナーを目指す学生への支援として、トレーナーズチームを立ち上げ、専門的な講義、実技指導を行うと共に将来的な構想として、これらの学生を各運動部に派遣する計画を立てている。

(3) 学生のボランティア活動への支援

東日本大震災以降、学生のボランティア活動が活発になっていたが、ここ数年被災地などへのボランティア活動は、ゼミ単位での活動が2件とクラブ単位が1件と少なくなっている。その他、教職センターが行っている学習支援ボランティア、各学部学科単位での地域連携によるボランティア、学科により授業単位を付与するためのボランティア活動や個人の教員による救護ボランティアなど多岐にわたり、実態すべてを大学が把握できていないのが現状である。これを受けて、ボランティア活動の実態把握及び活動へ

の支援強化について、学生支援センター学生支援部会を中心に、関係部署と検討を始める予定である。今後は、センター連絡協議会（8センター）の連携により情報の収集を行い、支援する体制を整える。2014年度からは、ボランティア等による支援活動を行い、社会への貢献が顕著な学生に感謝状を贈り、社会貢献への意識を育むことを目的として、「大東文化大学ベストボランティア章」の制度が設けられた。2017年度は6件のボランティア活動が表彰されている。また、国際関係学部、環境創造学部ではボランティア活動への単位付与を実施している。

以上により、全学的基本方針に基づき学生支援体制を整備している。修学支援については退学率がここ数年で最も低い2.51%となり、目標値である2.5%を達成した。しかし、19学科中7学科が2.5%を超えており、学科ごとの退学率を減らしていく事が課題となっている。生活支援については、障がいのある学生（特に発達障害学生）への支援やハラスメント対策を強化する予定である。進路支援では、進路選択に関する指導、各種資格取得講座実施、正課キャリア教育等の強化を行っており、過去3年で就職決定率は上昇している。課外活動への支援では、ボランティア活動への支援強化を検討する予定である。これらを含め、学生への支援は概ね適切であると判断する。

7-3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

学生支援の適切性については、学生支援センター、国際交流センター、教職課程センター、スポーツ・振興センター、キャリアセンター、各学部・研究科、総務部、全学教務委員会が、それぞれ学生支援の適切性について点検・評価を実施している。

修学支援としては、学内奨学金を充実させると同時に、学外の同窓会や青桐会(父兄会)による新たな奨学金を設けてもらうなどして、学生の経済的負担を軽減するよう取り組んでいる。

進路支援としては、1年次からキャリア教育を行うと同時に、3年次より進路選択に向けたガイダンスを複数回実施している。

また、学生支援センターが中心となり、毎月の退学者・除籍者数およびその理由を明記したデータを各学部学科に知らせ、状況を確認できるようにしている。さらに、例えば経済学部が実施しているような取得単位状況が芳しくない学生への執行部による面談や、文学部が実施しているような障がいのある学生の情報交換・対応の検討等、各学部で実施している施策の確認を行い、成果の出ている対策を他学部でも共有・実施できるように、退学者防止に向けた積極的な取り組みを行っている。

以上のことから、学生支援全体としてみた場合、就職内定率の上昇や退学者数の減少等、現在の環境の中では十分な成果を収めており、学生支援の基本方針に基づき適切な対策を展開していると判断できる。

2. 長所・特色

本学の長所・特色としては、学生の経済的支援のための各種の学内奨学金や授業料減免などの制度が充

実しているということである。大東ヴィジョンに掲げられているように、自主・参加・共同による学生性格を支援するための方法の一つとして、経済的支援はかかせない。

成績優秀者を対象とする一般奨学金や外国人留学生奨学金、入学前予約採用型奨学金(桐門の翼奨学金)といった学生奨学金に加え、授業料減免や特別修学支援金、学生災害見舞金といった各種の学生への経済的支援により、学生の自立性を確保することができる。特に、学生の経済的自立を目指し2015年度から始められた入学前予約採用型奨学金(桐門の翼奨学金)は、年々希望者が多くなり、学生の自立性ひいては退学率の減少にも寄与している。今後は、こうした学内奨学金や授業料減免制度が、どこまで退学率の減少に寄与しているかを、より詳細に検証するとともに、制度の拡充をはかっていく。

3. 改善すべき事項

学生支援については、改善すべき事項がいくつかある。ここでは、全学的な視点で特に改善すべき事項、また大東ヴィジョンに掲げられている自主・参加・共同による学生生活の支援の観点から、いくつかの改善すべき事項を述べる。

その第一は、修学支援に関して、正課外での補習教育、補充教育の実施を検討、実施するということがある。現状を見ると、補習教育、補充教育を実施していない学部、学科がかなり多い。成績不振者への補習教育はもちろんのこと、他学生よりも優れた学生の能力を伸ばすための補充教育も必要となろう。各学部、各研究科での補習教育、補充教育の必要性の議論を踏まえ、補習教育、補充教育の実施を検討する。

第二は、同じ修学支援の問題として位置づけられる障害者支援の組織体制作りを検討し、実行することである。障害のある学生への支援を行うために、現在、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に、担当教員や担当職員、学生ボランティアなどが活動している。しかし、様々な障害学生への支援を行うための人員は不足しており、学生のニーズに対して、十分対応できる状態となっていない。特に、発達障害をかかえている学生に関しては、入学後にこうした障害を持っていることを認識する学生も多く、障害をかかえている学生なのかどうかという診断も仕事に加わっている。このため、学生支援センターの分室で、障害学生に対応すべきなのか、別の組織体制で対応すべきなのかを検討し、実行する必要がある。

第三は、学生支援全体に関わる問題として、青桐会、同窓会、安全互助会といった外部団体との連携をより強化するということがある。すでに、修学支援としての独自奨学金が青桐会や同窓会によって提供されているが、まだその規模は大きいとは言えない。また、進路支援のために同窓会組織が十分活用されているわけではない。こうした青桐会、同窓会といった外部団体との連携をより強化し、外部団体の持つ諸資源を活かすことも課題である。

第四は、進路支援の問題として位置づけられる体系的なキャリア教育を検討、実施することである。全学的なキャリア教育を実施するためにすでにキャリアデザインⅠという科目が設けられているが、主に1、2年次が履修する科目であり、3、4年次には履修すべきキャリア科目が全学的には設けられていない。すでに、キャリアデザインⅠに続く科目としてキャリアデザインⅡを設置し、3、4年次に履修可能となるように計画しているが、実施段階に至っていない。さらに、各学部で実施しているキャリア関連科目と全学的に実施しているキャリアデザイン科目との内容的な関連性も十分検討されているわけではない。

第五は、課外活動への支援問題として、ボランティア活動の実態把握さらにはボランティア活動の支援

強化問題があげられる。教職センターが中心に行っている学習支援ボランティア、各学部学科単位での地域連携によるボランティアというように様々なボランティア活動が実施されているが、その実態は十分把握されていない。またボランティア活動への支援強化のため、すでに大東文化大学ベストボランティア章の制度が設けられているが、表彰制度の設置にとどまっており、新たな支援強化策を考えなければならない。

4. 全体のまとめ

現状説明で述べたように、全体として本学の学生支援は、大東ヴィジョンに掲げている自主・参加・共同による学生生活を支援するものとなっており、このヴィジョンを実現するための具体的な施策を取っていると見える。ヴィジョン実現のために、学生支援に関する大学としての方針を明示し、この方針に基づき学生支援の体制を整え、こうした学生支援の適切性を評価し、適時、改善・向上策も検討、実施しており、学生支援は適切に行われている。

学生支援に関する部署は、学生支援センター、キャリアセンター、スポーツ振興センター、国際交流センター、教職センターと多岐にわたっているが、いずれの部署もヴィジョン実現のために適切な活動を行っており、その成果は、最近の退学率の減少に表れるとともに、就職決定率の上昇にも表れていると考えられる。

今後は、長所として取り上げた各種奨学金や授業料減免などの制度を、より拡充、また公平で使いやすいものにするために、今年度から来年度にかけて一部の規則を変更し、新たな制度も導入し、より学生が経済的自立をはかれるようにし、自主・参加・共同による学生生活の支援というヴィジョンを実現するように努めていく。このうち、新たな制度とは、「被災地支援特別奨学金」と呼ばれるものであり、特定大規模災害等で進学が困難な学生を支援するものである。また、一部規則改正とは、留学生と日本人の奨学金の額を同額にすることや留学希望者で奨学金受給者は、修業最低年限である4年を超えても、受給できるといったことである。

一方、問題点もいくつかあり、すでに対応が始まっている問題点、早急に対応すべき問題点、中期的に対応すべき問題点というように、問題点もいくつかに分けることができる。問題点としてあげた体系的なキャリア教育の検討・実施については、すでに着手しており、3、4年次対応のキャリアデザインⅡの導入を来年度から実施予定である。本格的には2020年度から、1、2年次対応のキャリアデザインⅠと3、4年次対応のキャリアデザインⅡの2つの講義を全学的に開講し、体系的な教育を進めることにしている。

早急な対応すべき問題点としては、障害学生への支援体制作りがあげられる。すでに、障害学生への対応を分室ではなく、他の組織体制で対応できないか検討は始まっているが、本格的な検討は今年度から来年度にまたがってなされる予定で、新しい障害学生への支援体制が実施されるのは2020年度からになる。

中期的に対応すべき問題点としては、青桐会や同窓会との連携強化であり、現在も行っている青桐会との協議、同窓会との協議の中から、創発的に案を作り上げ、実行することにする。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

8-1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は2014年度に、大学基準の10の基準に則して「大東文化大学基準別基本方針」を制定し、その一つとして「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた。校地・校舎、施設・設備、図書館、教育支援環境、研究環境等の整備に関するこの基本方針は、ホームページで公表しているほか、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている。その内容は、以下のとおりである。

教育研究等環境の整備に関する方針

《基本方針》

本学の教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に定められた規程を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生一人ひとりが学習に専念できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理・新設とともに、キャンパス・アメニティを充実させ、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能の強化を図る。研究環境については、教員がその研究力を最大限に発揮できる環境を保証するため、ハードとソフトの両面で環境整備を進める。併せて、地域に開かれた大学として、地域社会と共生するキャンパスづくりを行う。

1. 校地・校舎、施設・設備

- (1) 長期的なビジョンの下に校地・校舎、施設・設備の整備計画を立て、効率的な整備を進める。
- (2) 老朽化した校舎・施設・設備の更新・整備とともに、教室・研究室等の安全・衛生に留意した環境整備（換気・照明・清掃等）と一層のバリアフリー化を進める。
- (3) 板橋キャンパスについては、学生・教職員の教育研究とコミュニケーションの場としてのアメニティ空間の充実を図り、人と環境にやさしい都市型キャンパスを目指す。
- (4) 東松山キャンパスについては、整備事業計画の第3期工事を着実に進め、自然環境に配慮しつつ、快適な教育研究環境を創出する。
- (5) 緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、スポーツ施設・学生寮としての利用を視野に入れつつ、地域住民に開かれたキャンパスとして、具体的な整備計画を策定する。
- (6) 防災・減災に備えた訓練を実施し、防災備品等を充実させることにより、自然災害に対応できるキャンパスづくりを進める。また、自然災害の発生に備え、帰宅困難者や地域住民への迅速な支援ができるキャンパスを目指す。
- (7) 地域に開かれた大学として、地域住民との交流や研究発表等のための施設開放を進め、地域社会と共生するキャンパスを目指す。
- (8) 学生・教職員が過ごしやすいキャンパスとするために、食堂をはじめとした福利厚生施設（キャンパス・アメニティ）の充実を図る。
- (9) スクールバスについて、利用者の利便性を高める運行を目指すとともに、限られた資源のなかで

合理的な運行管理を行う。

2. 図書館

- (1) 学生の自ら学ぼうとする意欲を喚起し支援するための体制を整備し、ラーニング・コモنزの設置を図る。
- (2) 本学で生産された知的生産物および本学が収集した貴重な資料を電子上で長期保存し、これを国内外に向けて発信するために「大東文化大学機関リポジトリ」を構築する。
- (3) 教職員および学生の研究活動を支援するため、本学の学部・学科および研究科の研究分野を網羅する図書・学術雑誌・視聴覚資料を体系的に収集し保存する。特に、電子ジャーナルおよびデータベースの採用を積極的に進め、資料への迅速かつ簡易なアクセスを保証する。
- (4) 情報リテラシー教育のさらなる向上のためにゼミガイダンスを充実させる。その実現のために情報センターとの密接な連携を図り、職員の情報リテラシー教育支援に関するスキルアップを図る。
- (5) 他大学・研究機関との連携を強化し、教育研究に関する情報および知的財産の共有化を図る。また、地域住民に対し知的空間を開放し、地域社会への貢献を行う。
- (6) 本学は、国際化に伴い多くの留学生および外国人客員研究員を受け入れている。これらの人々が円滑に資料の検索、収集ができるよう支援体制を充実させる。

3. 教育支援環境

- (1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備を図る。
- (2) ティーチング・アシスタント (TA)、およびリサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフ等を適切に配置するとともに、ピアサポート、チューター制度の充実を図る。
- (3) ICT (情報通信技術) を活用した授業および教育支援体制の充実と情報セキュリティの確保・強化を図る。

4. 研究環境

- (1) 教員の研究費・研究室および研究専念時間を確保する。
- (2) 附置研究所の配置と運営体制を整備する。
- (3) 研究会、セミナー、シンポジウムなどの開催および学術雑誌の刊行を進める。
- (4) 本学が研究倫理に関して定めた「大東文化大学学術行動憲章」「研究倫理指針」等を適切に運用する。
- (5) 海外の諸研究機関ならびに事業機関との学術交流や共同事業などのグローバルな研究を推進・展開するための環境整備を図る。

5. 教育研究等環境の適切性についての定期的な検証

教育研究等環境の適切性については、毎年度実施する自己点検・評価において定期的に検証する。また、環境整備は学園の事業計画に盛り込み、学園理事会等において検証と審議を行う。

教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針の明示は、適切であると判断する。

なお、上記の教育研究等環境に関する大学の方針は、他の基準別各方針とともに今年度中に検証し、必要あれば修正を行う予定である。

8-2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

- 評価の視点1：施設、設備等の維持・管理と安全及び衛生の確保
- 評価の視点2：ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備と活用状況
- 評価の視点3：バリアフリーへの対応、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備
- 評価の視点4：学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- 評価の視点5：方針に基づいた、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み
- 評価の視点6：教育研究等環境（施設・設備）に関する各組織間の連携

本学は教育研究施設として板橋キャンパス、東松山キャンパス、信濃町キャンパス、緑山キャンパスの4つを持っている。学生の所属する板橋キャンパス、東松山キャンパスの収容定員、校地面積、校舎面積は下表のとおりである。

キャンパス	収容定員 (人)	校地面積 (㎡)	収容定員一人 あたり校地面 積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	収容定員一人 あたり校舎面 積 (㎡)
板橋	4,685	13,217.11	2.82	41,626.43	8.89
東松山	6,271	100,840.03	16.08	70,184.14	11.19

板橋キャンパス、東松山キャンパスを合わせた校地面積は 114,057.14 ㎡、校舎面積は 111,810.57 ㎡であり、大学設置基準(校地面積:113,000.00 ㎡、51,169.30 ㎡)を満たしている(大学基礎データ表1)。

各校舎における、講義室・演習室等(大学基礎データ表1)の数、面積は下表のとおりである。

キャンパス	講義室		演習室		学生自習室		実験実習室		合計
	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	
板橋	67 室	5,792.86 ㎡	16 室	454.71 ㎡	24 室	1,412.09 ㎡	26 室	1,750.40 ㎡	9410.06 ㎡
東松山	116 室	13,791.50 ㎡	31 室	1,945.24 ㎡	9 室	594.80 ㎡	74 室	12,344.68 ㎡	28,676.22 ㎡

運動場等の施設についても、東松山キャンパスと板橋キャンパスに整備されている。

また、東武東上線東武練馬駅近くには大東文化会館があり、生涯学習講座（オープンカレッジ）、研究会・研修会、講演会、特別講義などに利用されている。

(1) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

板橋校舎は、整備事業計画の基本コンセプトとして、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」を掲げ、学生の快適なキャンパスライフと地球環境への負荷低減の両面を追求した校舎である。5つの建物には講義室、演習室、学生自習室、研究室、図書館、また食堂・売店等の福利厚生施設、部室その他が機能的に配置されている。

キャンパス内には、「交流の杜」「思索の杜」と呼ぶ地上の緑地部分や、中央棟・図書館の5階、3号館の4階および5階、体育館・厚生棟4階の一部に芝生のスペースを設け、緑化することで熱を吸収し、ヒートアイランド対策を行い、大気を浄化し、CO2排出抑制に寄与している。また、3号館では、環境共生

への対応として、屋根に風力発電装置と太陽光パネルを設置している。

さらに、キャンパス・アメニティとして、「交流の杜」「思索の杜」にはベンチ等、また年間を通して色とりどりのプランターを設置し、学生の交流・談話スペースとして活用されている。3号館1階の吹き抜け広場および体育館・厚生棟前（スチューデントプラザ）にもテーブルセットを設置し、授業の休み時間に利用されている。課外活動の拠点となる部室については、体育館・厚生棟に学生自治会をはじめ体育系・文化系クラブのすべてが集約されており、緑地帯を囲って学生たちのコミュニケーションの場となっている。福利厚生施設としては、食堂2、文具等を扱う購買部1、書店1、コンビニエンスストア1、その他学外者も利用可能な郵便局がある。

東松山校舎は、1～2年次生を中心に約7,000名が学んでいる。板橋校舎が都市型キャンパスであるのに対し、埼玉県西部の比企丘陵に立地する東松山校舎は、広大な敷地と豊かな自然環境に恵まれた郊外型キャンパスである。開設時の校舎建設に続いて、1983～1988年に県道212号線を挟んで北側敷地の整備を進める第2期大規模整備事業、2010～2014年に南側敷地を中心とする第3期整備事業を行った。

この第3期整備事業により、老朽化した建物の建て替え（1号館、11号館を除く）、北側敷地と南側敷地の教室面積の不均衡の解消、食堂・売店・宿泊施設等の福利厚生施設の充実、国際交流のための空間および自習・グループ学習ができる多目的空間の整備、学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるアメニティ施設の拡充を図った。

教育研究施設としては、教室・研究棟12、図書館1、講堂1などが配置されているが、看護学科新設に伴い、2号館増築棟の工事を進めている。

また、東松山キャンパスは、運動部および文化団体の活動の拠点であり、総合グラウンド・野球場・ラグビー場・テニスコート・体育館・プール・多目的ホール・部室などが整備されている。福利厚生施設として、食堂5、文具等を扱う購買部2、書店1、コンビニエンスストア1、郵便局がある。

緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、主にスポーツ施設としての利用を中心に、文科系課外活動や看護学科を核とした地域包括ケアの拠点として、地域住民に開かれたキャンパスとしての機能も視野に入れて、具体的な整備計画の策定を進めている。

（2）施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保、学習環境の整備、情報化への対応

校地・校舎、施設・設備の維持・管理については、管理部管理課、東松山管理課が維持・改修などに関する年次計画を策定し行っている。安全・衛生の確保については、教室・研究室等の衛生環境（換気・照明・清掃等）に配慮し、空気環境測定・照度測定・害虫等の駆除を実施し、ゴミについても、分別を徹底して処分している。キャンパスの建物内はすべて禁煙とし、受動喫煙のさらなる抑制のため板橋校舎は喫煙場所3、東松山校舎は喫煙場所6を設置し、分煙を徹底させている。

板橋校舎のバリアフリーに関しては、円滑な通行を保証するため、校舎各棟の出入り口はすべて自動扉を設置し、キャンパス内のスロープにはラインを引き注意を喚起しているほか、各棟の階段には点字ブロックおよび手すりを設置し、多目的トイレを設置している。東松山校舎のバリアフリーについては、古い教室棟である1号館（1967年建設）、11号館（1973年）を除いて自動扉、手すり、スロープなどの設置を終えているが、キャンパスが高低差のある丘陵地に立地し、身体に障がいをもつ学生にとってスムーズな移動が容易でないところもあるため、必要に応じて見直しと改善を図っている。1号館、11号館につい

ては、障がいをもつ学生が移動等に支障がないよう配慮を行っている。

情報実習教室についてはフリーアクセスフロアにしており、各種ケーブルについては床の下に収納している。また、車椅子用のスロープも設置している。板橋校舎の情報実習教室前の廊下にはソファを設置し、学生が休憩を取れるようにしている。

ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品の整備に関しては、板橋校舎の講義室は91%、演習室は94%、実習室は81%、東松山校舎の講義室は92%、演習室は74%、実習室は72%の割合でVHS/DVD・プロジェクター・スクリーン・LAN端子のいずれかを設置しており、パワーポイントによる授業やVHS・DVDを使った授業が可能である。情報実習教室として板橋校舎に7教室、東松山校舎に16教室を設置しパソコンを用いた授業が可能になっている。板橋校舎の情報実習教室7室と図書館に計約360台、東松山校舎の情報実習教室17室と図書館に計約790台のパソコンを設置し、授業・レポート作成・自主学習・就職活動等、幅広く利用できる環境を整備している。各校舎間で遠隔授業ができる環境も整備している。情報実習教室のパソコン等については、板橋校舎、東松山校舎とも4~5年に1回更新を行い、教育研究活動の状況に合わせてソフトウェアや教室設備を整えている。また東松山校舎ではアクティブ・ラーニング型授業推進教室として4号館(4-0208)と2号館(2-B106)の2教室を整備した。無線LANのアクセスポイントについても整備しており、校舎内はほぼ利用が可能になっている。ファイアーウォール、マルウェア駆除装置を導入し、セキュリティ対策を実施している。

また、ラーニングマネジメントシステム(LMS)及びポータルシステムが稼働し、授業管理、学生カルテ、出席管理、電子シラバス、Web履修登録、時間割、休講情報照会、成績照会、アンケート、安否確認などICTを活用した授業支援、学生支援ができるようになっている。また、教員が利用する教学システム(キャンパスメイトJ)が2014年度後期より本稼働し、DBポータルにてWebからシラバスの参照、履修、成績入力、成績照会、課題提出、アンケート、講義連絡、安否確認等ができるようになっている。

学生の自主的な学習を促進する設備としては、板橋および東松山図書館に2014年度、ラーニング・コモンズを開設した。板橋は329.32㎡、座席数151、東松山は120.17㎡、座席数36で、ゼミの準備やプレゼンテーションの打ち合わせ等に利用されている。机・椅子ともに可動式で、フレキシブルな利用ができる。ラーニング・コモンズ内には学習支援コーナーを設け、教員と大学院生が相談員となって、レポート等の作成や資料の探し方から大学での学修の仕方まで、学生の相談に応じている。東松山校舎は、第3期整備事業で建設した5つの建物を中心に、ミーティングルームやラウンジ、屋内テラス、エントランスを各所に設け、テーブルと椅子を置いて、学生の自習やグループ学習ができるようにしている。また、学生の自主的な学習を促進するための情報教室や情報機器の整備については、図書館閲覧室にパソコンとプリンタを設置し、学生が利用できるようにしている。更に板橋校舎は授業の無い時限は情報実習教室をオープンルーム(1号館3階)として開放し、東松山は常設のオープンルーム(7333教室)を用意している。また、学生へのパソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラ、三脚、ヘッドセット、無線LAN子機などの貸出も実施している。Microsoft Office365のサービスも導入しており、在学中であれば自宅のパソコンにOfficeを無料でインストールして利用することができる。

本学へのアクセスは、最寄り駅からの交通手段として、東武東上線東武練馬駅から徒歩3分にある大東文化会館の発着場と板橋キャンパスとの間で、東武東上線高坂駅およびJR高崎線鴻巣駅と東松山キャン

パスの間で無料のスクールバスを運行している。また、2018年度より JR 宇都宮線・東武伊勢崎線久喜駅と東松山キャンパスの間で有料のスクールバスの運行を開始した。混雑が予想される場合は臨時増便を行い、利用者の無い場合は運行を取りやめることで利便性と環境への配慮の両立を目指している。利用者がスムーズに乗降できるよう誘導員を配置し、低床バスやリフト付き専用車を配備し、車いすでの乗降も容易となっている。スクールバスのダイヤ改正を行い、バス待ち時間の減少を図った。

板橋校舎では大規模災害などへの対応として、事務職員を中心に自衛消防隊を組織し、学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練を実施するほか、水消火器や AED を使った部分訓練を行っている。また、各種の事故を未然に防止するために、日常の自主点検（安全な共有通路の確保、防火シャッター・防火扉を妨げる妨害物の有無の確認など）を行うとともに、緊急地震速報自動受信装置を導入し、非常災害に備えている。さらに、毎年 1 回は防災管理点検資格者および消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を講じている。東松山校舎の災害への対策としては、緊急避難場所を定めているが、東松山キャンパス整備事業が完了したので、全体の体制の仕組みの再検討が必要である。総合的な避難訓練は実施していないので、実施に向けた準備を進めているところである。また、両校舎とも非常時に備え、飲料・食糧等の備蓄を進めている。

また、情報化の進展にあわせて、教職員及び学生の情報倫理の確立に関して明文化し、HP 等により周知しており、新任教職員へのガイダンスも実施している。

教育研究等環境（施設・設備）に関する各組織間での連携を図るため、学園情報化推進委員会（各学部代表者、事務職員で構成）、事務システム管理運営委員会において意見交換等を定期的に行っている。

東松山校舎の施設、設備等に関して、整備計画の沿っていない場合があると東松山管理課では自己点検・評価している。また、総合的な避難訓練に向け準備を進めているところだが、板橋校舎と足並みが揃うことが望まれるため、課題として残る。

なお、管理課、東松山管理課においては施設、設備に関わる他の学内組織とは定期的な意見交換を行っておらず、構成員（教職員、学生）に対する教育研究環境等に関するアンケートは実施していない旨、自己点検・評価している。意見交換やアンケート等は、学内環境整備のための参考になるため、今後の検討課題となろう。

以上、若干の課題はあるが、教育研究環境等に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設、設備を整備しているといえる。

8-3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

評価の視点 2：国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

評価の視点 3：学術情報へのアクセスに関する対応

評価の視点 4：学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備状況

評価の視点 5：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

大東文化大学図書館規則第 6 条に基づき設置された図書館運営委員会のもとに、板橋図書館および東

松山図書館に、それぞれ図書館資料選書委員会を置き、各学科・研究科および各分野等から選出された選書委員が、年3回、資料の選書・収集方針を審議して適切な蔵書の収集に努めている。その結果、学部・学科、研究科に必要な基本書および専門書、学術雑誌等が和書・洋書を問わず幅広く所蔵されており、蔵書数は、両図書館合わせて図書1,533,537冊、雑誌10,644タイトルに達する。

また、電子ジャーナルの導入を進めており、オンラインデータベース（24種類）や電子ジャーナルの閲覧が可能である。オンラインデータベースから閲覧可能な電子ジャーナルの全タイトル数は51,299に上る。

「国立国会図書館向けデジタル化資料送信サービス」の導入に向けて申請手続きを行うとともに、平成27年7月の図書館運営委員会においてこれに関する内規を制定し同サービスの利用が12月15日より可能となった。国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークも整備されている。また、図書館内にPC台数268台、オンラインデータベースの利用環境として221台の情報検索機器を設置しており、学術情報へのアクセス利用環境を整備している。

電子書籍の資産化に関する財務部との打ち合わせにより、その方法が確定し、課内に周知し購入が実現した。本図書館が保有する貴重な資料の展示およびHPへの掲載に向けた準備を進める。

図書館利用環境は、以下の通り、学生の学習に配慮し整備している。

板橋	総面積： 5,743.33 m ²	図書館内の設置利用施設（名称）：閲覧室、個室閲覧室、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、視聴覚室、ガイダンスコーナー	
	座席数： 713席	開館時間：平日9:00～20:30（短縮9:00～17:00） 土9:00～16:30（試験延長9:00～18:30） 定期試験約2週間前から定期試験中の平日は早朝開館8:30～20:30	年間開館日数： 263日
東松山	総面積： 8,916.33 m ²	図書館内の設置利用施設（名称）：閲覧室、個室閲覧室、新聞閲覧コーナー、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、視聴覚室、AVホール、参考図書室、貴重書資料室、マイクロ・コピー室、パソコンコーナー、ガイダンス室、リフレッシュコーナー	
	座席数： 1,046席	開館時間：平日9:00～20:30（短縮9:00～17:00） 土9:00～16:30（試験延長9:00～18:30） 定期試験約2週間前から定期試験中の平日は早朝開館8:30～20:30	年間開館日数： 261日

（2017年度末のデータで2018年4月の時点での変更はない）

図書館、学術情報サービスを提供するため、図書館全職員数（専任、嘱託、特別契約、臨職、常勤アルバイト、派遣、業務委託者の計）43名のうち、専門的な知識を有する者として司書、司書補有資格者27名を配置している。

また、図書館として、施設、設備等に関わる他の学内組織との定期的な意見交換は実施されていないと自己点検・評価しているが、図書館、学術情報サービスの提供に関して構成員（教職員、学生）へのアンケート調査を実施し、環境整備のための参考として役立てている。

以上、本学の図書館は学術情報サービスの提供も含め、その利用環境を整備していると判断する。

8-4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究に対する大学の基本的な考えの明示

評価の視点2：研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保と研究専念期間の保障

評価の視点3：TA・RA等、教育研究活動を支援する体制の整備

本学の大学としての研究に対する基本的な考えは、DAITO VISION 2023 の具体的施策として「『開かれた知の共同体』をつくり大東らしい高度な研究を創造する」と明示している。

個人で行う学術研究の助成を目的として、専任教員（助手を除く）に年額40万円、助手に年額28万円、特任教員に年額40万円、助教に年額28万円、スポーツ・健康科学部特任助手に年額20万円の一般研究費が支給されている。また、大学独自の競争的資金として、特別研究費制度が設けられている。科学研究費等の外部資金獲得のための支援や、研究支援としてその推進を図るための業務は学務課が行っている。研究室は専任教員、特任教員、助教は1人1部屋ずつ確保されている。（健康科学科、看護学科の助手、特任助手、助教を除く。）

専任教員が学術研究に専念することを目的として、国内の研究機関に教員を派遣する国内研究員制度、海外の研究機関に海外研究員、海外出張者、海外留学者として派遣する海外派遣制度が整備されており、専任教員の長期的視点における教育研究水準の向上を図ることを目的とした、特別研究期間制度（サバティカル）が設けられている。また、教員の授業時間の上限を定めていることも研究時間を確保することに繋がっている。

教育研究活動を支援する体制としては、「教育補助員規程」（1993年制定）により、学部・学科および研究科に置くことのできるTAの職務・資格等を定めており、現在21名（2018年5月1日現在）のTAを置いている。また、「研究補助員規程」（1990年制定）により、学科の業務に従事するとともに、所属教員の教育・研究を補佐することを目的として、研究補助員を置いているが、教員の研究プロジェクト等の補助業務を行うことを目的とした研究補助者として雇用するRAは、制度化されていない。

また、DAITO VISION 2023 の6つのヴィジョンにある「『知の共同体』としての機能を高めるための研究活動を支援する組織の一元化」は、実現していない。学務局長および学務部では、教育研究環境等に関わる他の学内組織との定期的な意見交換は行っていないと、自己点検・評価している。大学として、これら研究支援のための問題点を改善するため、現在、複数部署で分散している研究支援に関する業務を一元化し、効率的かつ利便性のある研究支援を行い、本学として社会に対する発信を強化する必要がある。

以上により、研究費の支給、研究室の整備、研究時間、研究専念期間の保障等は適切であり、教育研究活動の促進を図っていると判断する。

また、現状では研究活動を支援する環境と組織の一元化に課題があるが、組織体制を整備することを検討しており、全学の研究支援を推進するための部署を2019年度に設置する予定である。

8-5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

評価の視点2：コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

評価の視点3：研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理については、2008年制定の「大東文化大学学術研究行動憲章」および「大東文化大学研究倫理指針」（2016年10月26日より「大東文化大学研究者の行動規範」に規程名称変更）において、本学の研究活動に携わるすべての者が遵守すべき行動規範、指針を定めている。また、研究者の行動規範に定める事項を適切に運用するとともに、問題が生じた場合の調査および措置を講ずることを目的として、全学の研究倫理委員会が設置されている。

研究活動における不正行為の防止と、不正行為が発生した際の取り扱いについては、「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」において定められている。この規程では研究活動の不正行為を定義し、それらを禁止するとともに、不正行為を事前に防止するために、研究倫理教育責任者、同副責任者、研究倫理教育推進責任者、同副責任者を置き、研究倫理教育の推進を図っている。

このほか、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」および「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」では、研究費のうち、科学研究費助成事業をはじめとする公的機関等より交付される研究費の適正な運営・管理体制について定めている。

大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程、大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程、大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領は、2014年改正の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に対応すべく改正が行われた。これにより、不正の防止体制が確立されただけでなく、研究活動の不正行為および公的研究費の不正使用が認定された場合の手続きについても、2012年制定の「学校法人大東文化学園職員懲戒規程」「学校法人大東文化学園職員の懲戒処分に関する指針（ガイドライン）」において定められることとなった。

なお、研究倫理委員会の発足後、研究倫理指針に反するとの疑義が持たれて同委員会で審議に付された案件は、2件である。

従前スポーツ・健康科学部およびスポーツ・健康科学研究科が設置していた研究倫理審査委員会および動物実験委員会を、2016年度に全学的な委員会組織とし（「大東文化大学ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理規程」「大東文化大学動物実験規程」）、研究倫理委員会の審議事項であった利益相反に関する事項について、その取扱いを新たに設置した利益相反委員会に移管した（「大東文化大学利益相反ポリシー」「大東文化大学利益相反委員会規程」）。このことにより、ヒトを対象とする医学系研究および厚生労働省科学研究費補助金等に関する利益相反の判断管理は、全学的にヒトを対象とする医学系研究に関する倫理審査委員会が、その他の利益相反については利益相反委員会が行うこととなり、各委員会の所管事項が明確化された。併せて、「大東文化大学教員の兼業に関する規程」を制定し、利益相反の観点からも兼業の基準を明確化した。

また、学園全体としては、コンプライアンス推進会議において、学内構成員に向け研究倫理を含め研修会を実施している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

8-6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

本学の教育研究等環境の適切性については、施設、設備、ネットワーク環境や情報化等に関することは管理部管理課、東松山管理課、情報センター、総務部、図書館等で毎年点検・評価を実施している。教育研究活動を支援する環境や制度に関しては学務部及び学務局長が点検・評価を行っている。

改善への取り組みは、コンプライアンス推進会議を開催し、個人情報保護委員会等の活動状況や課題点等を報告、意見交換、情報の共有化を実施。また、コンプライアンス全般、個人情報、研究倫理、ハラスメント防止をテーマとした研修を実施。教職員の意識向上等に努めている。

以上により、教育研究等環境の適切性に関する点検・評価は、適切に実施していると判断する。

2. 長所・特色

DAITO VISION 2023 に掲げた「参加型、問題解決型の主体的な学び」の具体的施策として、2017年度、東松山キャンパスにアクティブ・ラーニング型授業対応教室（2教室）を設置した。2018年度にも東松山キャンパスに1教室整備する。

東松山キャンパスについては、新学科新設に合わせて、新たに2号館増築棟の工事を進めている。

緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、主にスポーツ施設としての利用を中心に、文科系課外活動や地域住民に開かれたキャンパスとしての機能も視野に入れて、具体的な整備計画の策定を進めている。

3. 改善すべき事項

① 現在の研究支援は、複数の部署において行われているが、これを組織的一元的に行い、本学として社会に対する発信を強化する。

② 板橋校舎の空調設備については、1号館が2004年～2006年に更新、2号館が1999年～2004年に更新、3号館・中央棟が2003年に新設されており、いずれも一般的な交換時期(法定耐用年数)とされる「13年」を超えている。このため、老朽化による故障が多くなり交換用部品も入手困難となっている。

③ 板橋校舎1号館階段教室固定机・椅子は平成元年に設置されたが、老朽化による破損のため不安全な状態が散見され、補修用に保持している交換用座面も少なくなってきた。

以上が、改善すべき事項である。

④板橋校舎で実施している総合避難訓練は、東松山校舎では行っていない。防災対策として必要なので、総合的な避難訓練実施に向けて準備を進める。

⑤管理課、東松山管理課は、施設、設備に関わる他の学内組織とは定期的な意見交換を行っておらず、構成員（教職員、学生）に対する教育研究環境等に関するアンケートは実施していない。意見交換やアンケート等は、学内環境整備のための参考になるため、実施に向けて検討する。

4. 全体のまとめ

教育研究等環境については、本学の教育研究等環境の整備に関する指針に基づいて、「校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理・新設」「キャンパス・アメニティの充実」「図書館機能の強化等」を通して、「快適な学習・生活環境の整備」「学習支援の場の増強」を着実に図っている。また「研究環境」については、教員の研究力発揮に寄与できる環境の実現、並びに「地域社会と共生」のため、ハードとソフトの両面で環境整備が進行している。

その中で、長所・特色に記載したとおり、東松山キャンパス2号館増設、緑山キャンパスの整備計画の策定など、大学全体の更なる魅力アップが期待される整備が進行中である。一方で、一部施設の備品の老朽化の対応が急務となっている。また、一元的研究支援部署の設置も急務である。更には、板橋校舎で実施している総合避難訓練は、東松山校舎で未実施であり、その計画・実行が喫緊の課題とも言える。何れにせよ、施設、設備に関わる他の学内組織との定期的な意見交換、構成員（教職員、学生）に対する教育研究環境等に関するアンケートを実施し、分析・検討の表面に浮かび上がらない長所・特色、改善点を洗い出すことの必要性を痛感する。

理由の如何に拘らず上記に挙げた改善4観点については、早急な対応を迫られるものの、「研究倫理を遵守するための必要な措置や適切な対応の実現」「教育研究等環境の適切性に関する点検・評価の適切な実施」などに関する良好な評価を含めて鑑みれば、本学の教育研究等環境への整備目標は、概ね達成できていると判断する。

ところで、教育研究等の整備に関しては、ステーク・ホルダーや時代のニーズを常にキャッチしながら方向性を決定しなければならない。そのような視点から鑑みれば、一元的研究支援部署の設置については、2018年度の課題であり2019年度設置を目指す。また、校地・校舎、施設・設備に関しては、老朽化への対応とともに、適切なメンテナンスが重要である。当然のことであるが、大学の将来構想と表裏一体であり、少子化が更に進む中、毎年の検討・検証は必至と言える。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

9-1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学は2013年度に、大学基準を構成する10の基準に従って、「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めた。方針はホームページで公表しているほか、リーフレット『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている。その内容は、以下のとおりである。

社会連携・社会貢献に関する方針

《基本方針》

本学は、その有する知的資源等を活用して、人材の育成を図るとともに社会から付託された役割を自覚し、社会の形成と発展に寄与する。

このため、教育・研究活動の成果を社会に還元するとともに、教職員による社会貢献活動を進め、学生主体型の社会貢献活動を支援する。そのことが本学の教育・研究の質を豊かなものにし、自主性と社会性をもった学生の育成に役立つと考えるからである。

以上のことを実現するため、以下の5つの基本方針の下に活動を進める。

1. 教育面では、学生の社会貢献活動への参画を奨励するために、インターンシップの科目設定やボランティア活動等への単位付与を進める。また、本学が所在する地域社会のニーズを的確に把握し、PBL型（問題解決型）の授業を積極的に展開する。
2. 研究面では、研究成果の社会への還元に努めるとともに、自治体・住民・企業・民間団体等と連携し、地域の政策課題等に関する共同研究に取り組む。
3. 本学の生涯学習講座（オープンカレッジ）を充実させるとともに、学外の生涯学習制度等への協力を通じ、多様な地域交流活動や社会活動に寄与する。
4. 社会連携・社会貢献活動に多くの教職員が参画できるよう体制を整備する。

社会連携・社会貢献活動の有効性について、定期的に検証を行う。

また、2023年の創立百周年に向けて策定した「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）のビジョン5に、「『学術の中心』として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する」ことを掲げ、以下の4つの取り組みを強化することとしている（B8-2）。

- ① 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
- ② 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
- ③ 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
- ④ ボランティア活動を支援し、拡大していく。

また、社会連携・社会貢献に関する方針は、他の基準別各方針とともに常に検証し、必要があれば修正を行う。

以上により、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を策定し、社会へ公表していると判断する。

9-2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点4：社会連携・社会貢献に関わる他の組織間との連携

上記に掲げる「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づいた社会連携・社会貢献に関する取り組み行われているか。また本学における教育研究の成果が適切に社会へ還元されているか。全学的観点から以上の二点に関する実情を把握するため、「社会連携・社会貢献活動に関する実態調査」を実施した。以下は、調査結果の概要である。

【社会連携・社会貢献活動に関する実態調査の結果から】

本学は、2014年2月に策定した「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」において、創立100周年となる2023年に向けた大東文化大学の将来像を描き、「教育」「学生支援」「研究」「国際化」「地域・社会貢献」「大学運営」におけるヴィジョンとその実現のための施策を示している。

本学は、その有する知的・人的・物的資源を活用して、社会に有為な人材を育成するとともに、社会から負託された役割を自覚し、公正で持続可能な社会の形成とその発展に寄与することが求められている。とくに「社会連携・社会貢献」の分野においては、本学が展開する教育研究活動の成果を適切に社会へ還元するとともに、教職員による社会貢献活動の一層の活性化と学生主体の社会貢献活動を推進するための指導・支援体制の強化を図る必要がある。そのことが本学における教育・研究の充実と質の向上に繋がり、また自主性に富み、グローバルな思考をもった学生を育成するためにも効果的であると考えられるからである。

その際に課題となる主要な事項が以下の諸点である。

①教育活動の面では、学生の社会貢献活動への参画を推進する観点から、インターンシップ等の授業科目の設定やボランティア活動等への単位付与を行う。また社会や学内のニーズ等を的確に、統一的に把握して、学生に対しアクティブラーニング（AL）やPBL（課題発見・解決型学習）の授業等を通じて意識の醸成を行う。

②研究活動の面では、教育研究活動の成果を適切に社会へ還元するとともに、地域の産業、経済、社会の活性や福祉・健康の増進、人材の育成のため、自治体・住民・企業・民間団体等と連携した教育・研究活動に積極的に取り組み、かつ政策提言を行う。

③社会貢献活動の面では、全国各地で行っている多様な地域交流活動や社会貢献活動の水準を維持し、発展させるとともに、自治体等と連携して学内外で展開する生涯学習事業、リカレント教育などに対して、より広範な分野で積極的に協力する。

④これらの活動を活発に展開するためには、特定の学部学科や部署、一部の教職員に依存せず、チームワークの形成を含め、幅広い教職員の参画が得られるような制度や体制を早く整備する。

⑤全学的な観点に立って社会連携・社会貢献活動を推進するための体制を強化し、学部学科、部署ごとの課題や対応の方向を指導、支援するとともに、活動の成果を自主的に点検し、定期的に評価する。

今回の社会連携・社会貢献活動に関する実態調査（2018年7月実施）は、以上の諸点を踏まえ、今後全学的観点から社会連携・社会貢献活動を推進するため、2013年5～6月に実施した「地域志向活動基礎調査」以降、全学でどの程度社会連携・社会貢献活動が進展したか、その実態を把握するために行った。

したがって、調査対象組織は、すべての学部・学科（ただし、2018年4月に開学した文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科は除く。）と学部附置研究所、大学院の全研究科、附属機関（図書館、ピアトリクス・ポター資料館、東洋研究所、書道研究所）、学園総合情報センターを含むすべてのセンターおよび大東文化歴史資料館とした。また調査対象期間を2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間とした。さらに今回は、本学の各部署における組織的な社会連携・社会貢献活動に限定して調査を行い、教職員の個人的な活動は対象外とした。教職員の個々の活動については、2019年度に調査を実施する予定である。

※「組織的な社会連携・社会貢献活動」とは、それぞれの部署が主体となって組織的に取り組んだ社会連携・社会貢献活動をいい、この場合に、組織としての統一的な意思決定（機関決定）があったかどうかは問わない。非組織的な活動であっても、教育研究活動の一環として講義・演習・実習・

実技指導などで実施されたインターンシップ、ボランティア等の活動、複数の教員および事務職員等がグループで取り組んだ社会連携・社会貢献活動については調査対象とした。

また、今回の実態調査では、2013年の「地域志向活動基礎調査」に倣い、調査対象分野を（1）教育面の活動（「地域課題の解決に資する学習」、「地域が求める人材の育成」などを目的とした教育上の取り組み【A票】）、（2）研究面の活動（「研究成果等の社会への還元」、「地域課題の解決に寄与する調査・研究」、「組織（学部学科、研究科、研究所等）が有する諸資源を活用した技術・技能等の指導」などを目的とした研究上の取り組み【B票】）、（3）教育面・研究面以外の社会貢献活動（「地域の産業、経済、社会の活性と発展に寄与する支援」、「地域住民の福祉、健康等の増進に寄与する支援」、「児童・青少年の健全育成への支援」、「高齢者、社会人等の生涯教育・リカレント教育への支援」などを目的とした取り組み【C票】）の3分野とした。

今回の実態調査に関しては、上記（1）～（3）の活動分野における活動実績の有無にかかわらず、調査を依頼したすべての部署に回答をお願いした。その調査結果は、「2018年度社会連携・社会貢献活動実態調査集計表」、「2018年度社会連携・社会貢献活動実態調査結果」および「大東文化大学地域連携事業の取り組み」（大東文化大学地域連携センター）に記載のとおりである。調査の結果、活動実績は、

教育面の活動が58件、研究面の活動が33件、教育面・研究面以外の社会貢献活動が57件で、全体で148件であった。前回の「地域志向活動基礎調査」では、それぞれ20件、58件、111件で、合計で189件あったので、活動実績としては前回調査の数値を下回った。ただし、今回の調査には教職員の個々の活動は含まれていないので、単純な比較はできない。おそらく教職員の個人的な活動を含めた場合には、前回調査の実績値をかなり上回るものと推測される。

以下は、3分野について、各部署が取り組んでいる特徴的な活動事例である。

(1) 教育面の活動

本学が東京都板橋区教育委員会と共同で開催している大東文化大学公開講座（板橋キャンパス）は、現在隔年で実施されているが、2017年度は文学部が担当し、「学ぶ・深める・広がる ー多様な知の世界に触れる」というテーマで6講座行われた。ちなみに、この公開講座は、2015年度にスポーツ・健康科学部が「身体と健康・スポーツ」、2013年度に環境創造学部が「地域と環境」というテーマで、それぞれ同様に実施されている。次回は、2019年度に経済学部が担当して実施される予定となっている。

文学部では、各学科が協同して2016年度から埼玉県教育委員会および埼玉県内関係市町村教育委員会と共催の「文字文化教育推進事業」に積極的にに関わり、学生教育ボランティアを派遣するなど、協力、支援を行っている。現在この事業は、教職課程センターへ移管されて継続している。

経済学部では、他学部在先駆けてオムニバス形式の産学連携講座を実施しており、2004年度から公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）連携講座「日本の企業社会A・B」（専門教育科目、各2単位）を、2015年度から公益財団法人生協総合研究所連携講座「現代社会の諸課題（生協社会論）」（全学共通科目、2単位）をそれぞれ板橋キャンパスで開講し、これらの講座は学生に対するキャリア支援にも寄与している。現在も継続している。

法学部政治学科では、東京都板橋区および埼玉県東松山市と連携して「政治学インターンシップA・B」（各2単位）を開講し、公務員を志望する学生に対して自治体行政の現場を体験させる研修を行っている。政治学インターンシップAは2002年度から東松山市役所で、政治学インターンシップBは2000年度から板橋区役所でそれぞれ実施され、現在も継続している。

国際関係学部では、学生の社会参加意識を醸成し、社会貢献活動への参加意欲を高めるため、2014年度から学生の学部行事や課外活動、ボランティア活動等への参加に対し従事した時間数に応じてポイントを付与し、その獲得ポイント数を基準に単位を認定する制度「DACIX」（ボランティア活動の単位化）を実施している。これが学生の能動的学習や自主性・主体性の涵養に役立つとともに、キャリア支援の一助ともなっており、現在も継続している。

経営学部では、2013年度から産学連携のオムニバス講座「企業と経営者A・B」（専門教育科目、各2単位）を開講し、企業や社会で活躍する社会人を講師に招き、講義を実施しており、現在も継続している。またネクスコ東日本と連携し、2016年度からアクティブ・ラーニング（AL）・PBL型授業の実践として「学生による商品開発・販売実践」の活動を行っている。

環境創造学部では、学生に対して積極的に地域社会と関わりを持つことを奨励するため、専門教育科目の中に「ボランティア」（2単位）、「インターンシップ」（2単位）などの科目を設置し、単位を付与

している。インターンシップは、自治体（東京都板橋区、埼玉県ときがわ町など）や企業（富士通など）などと覚書を取り交わし、2008年度から実施しており、事前に学内で説明会や研修を行った後、自治体や企業等に派遣され、1～2週間程度の現場研修を経て、事後に学内で発表会を行い、研修の成果が認められると単位が認定される。ボランティアは、板橋区中板橋商店街での「なかいた環創堂」や板橋区高島平団地での「みらいネット高島平」など学部での活動に止まらず、埼玉県が奨励している生活保護世帯の子どもたちに対する学習支援など、幅広いボランティア活動について30時間以上従事した（実習を行った）場合に単位が付与される。これらは現在も継続されている。さらに板橋区高島平など具体的に対象地域を設定して、現地でのフィールドワークと学内でのワークショップを併用したアクティブ・ラーニング（AL）型の教育プログラム「地域デザイン教育プロジェクト」を2015年度から始め、現在も継続している。これは「環境創造特殊講義C・D」（専門教育科目、各2単位）で実施されている。

スポーツ・健康科学部では、2014年度から「スポーツ・健康科学特殊講義（スポーツボランティア）」（専門教育科目、2単位）を設置して、各種の学部（学科）行事や学外の活動へのボランティアとしての参加に対し、報告書（レポート）提出または活動報告の発表により単位を認定している。ボランティア活動の授業化（単位化）によって、学生が修得した学習の成果を発揮する機会が設けられ、学生の能動的学習や自主性・主体性の涵養に役立つとともに、社会参加意識が醸成され、社会貢献活動への参加意欲が高められている。これは現在も継続されている。

大学院文学研究科書道学専攻では、東京国立博物館が実施する外国人観光客対象の書道体験ワークショップ「日本文化との出会い」に指導スタッフとして学生ボランティアを派遣し、事業の実施に協力している。

教職課程センターでは、2016年度から教職課程制度改革の一環として試行的に学校インターンシップ事業「特別インターンシップ（事前事後指導を含む）」を開始し、初めに沖縄県名護市と、次いで東京都板橋区教育委員会（2017年度から）とそれぞれ協定を締結して、教職を目指す学生に対し学校現場での体験・研修を実施している。学生が地域の歴史や文化、伝統、慣習などを理解しながら、能動的に学習に取り組むことで、社会貢献活動やキャリア支援の一助となるとともに、ボランティア活動の単位化の実現（2019年度から2単位を付与）を図る取り組みである。

地域連携センターは、本学における社会連携・社会貢献活動を推進する中核の組織であり、関係する事業・取り組みを最も多く行っている。地域連携センターが担う事業・取り組みは、オープンカレッジに代表される生涯学習事業と地域連携・地域交流を通じた社会連携・社会貢献事業の2つである。これらの事業の中で、教育面の活動として、代表的な取り組みとしては次のようなものが挙げられる。

第一に、本学生涯学習事業の中心であるオープンカレッジ（大東文化大学が主催し、広く一般市民に提供している公開講座）である。オープンカレッジは、1993年秋季に「公開講座」として開講されて以来、25年の歴史を有している。毎年、春期・秋期・冬期を合わせて120を超える講座を大東文化会館、板橋キャンパスおよび東松山キャンパスで開講しており、2017年度は122講座、延べ1,621名の受講者があった。講座の内容は、主に「教養」、「趣味」、「健康・スポーツ」の3つの領域に分かれるが、教養の領域では、英語・中国語・韓国語などの語学講座、関東一円および周辺の歴史の探究など、趣味の領

域では、パソコン、陶芸、書道、囲碁・将棋など、健康・スポーツの領域では、フィットネス、硬式テニス、太極拳などの軽いスポーツ活動や病気予防、心と身体の健康などが、受講生に人気がある。地域連携センターでは、すべての講座で受講生からアンケートを取り、ニーズを把握するとともに、本学の特色を生かした講座の開講に努めている。

第二に、本学と自治体との地域連携協定に基づいて展開されている連携型生涯学習事業（公開講座、連携外国語講座、子ども大学など）である。主な取り組みとしては、本学キャンパスを会場に板橋区教育委員会と共催で実施している大学公開講座（講座のテーマ、内容などは、本学が企画・提案し、板橋区と協議のうえで決定、実施している。現在は隔年で開講している。）や同じく板橋区との連携講座である MOTENASHI プロジェクト「板橋の魅力を伝えるもてなし英語」（東京オリンピック開催に向けて板橋区民と板橋区職員と一緒に学ぶ全 10 講座の英会話学習で本学教員が講師を務める。）などがある。また本学と埼玉県東松山市が連携し、本学東松山キャンパスを主な会場として展開している「子ども大学ひがしまつやま」や埼玉県ときがわ町と連携して行っている「中学生の一日大学体験入学」などがある。

第三に、自治体および関係機関・団体等が実施する各種の生涯学習講座や学校教育現場への講師、指導者等の派遣がある。

第四に、本学が自治体と連携して展開する課外教育活動がある。その代表的なものとして、次の 2 つの取り組みが挙げられる。一つは、宮城県東松島市と連携して 2016 年度から始めた東松島フレンドシップ PBL（課題発見・解決型学習）の実践である。本学の学生 15 名が東松島市側から提出された地域課題について、3 つのグループに分かれて、学内での事前学習（ガイダンスを含めて 7～8 回程度）、東松島市での現地学習（フィールドワーク、アンケートおよびヒアリング調査、報告書作成、現地報告会でのプレゼンテーションなど、5 泊 6 日程度の日程で実施）、最後に学内での事後学習で終わる。ちなみに、2017 年度の課題は、①定住化促進のための起業サポート、②『東松島食べる通信』の関係性を活かした教育（体験）旅行の提案と検討、③震災復興伝承館の活用の 3 題であった。二つは、埼玉県東松山市からの提案を受けて 2017 年度からスタートした、本学（学生 8 名）、立正大学（学生 9 名）、武蔵丘短期大学（学生 6 名）および東松山市の若手職員 4 名がチームを結成して取り組んだ東松山市連携 PBL 事業「まちなかりノベーションプロジェクト ～若者がチャレンジする活気あるまちづくり～」がある。このプロジェクトの成果報告会が、2018 年 3 月 20 日に東松山市役所市長公室で市長出席の下で行われ、その後このプロジェクトの提案に対し予算措置がなされて、事業化することが決定した。また東松山市連携 PBL 事業を発展させ、新たに東京電機大学、山村学園短期大学が加わって比企地域大学等連携協議会が発足した。大学と自治体が連携し、大学および地域が有する資源と特色を活かして地域ニーズの発掘、情報発信等を行うことにより、多様な高等教育の提供と地域社会の活性化に寄与するプラットフォームを形成し、新たな事業展開を目指すこととなった。

（2）研究面の活動

本学は、キャンパスが所在する東京都板橋区、埼玉県東松山市などと地域連携協定を締結し、共同研究事業を続けてきた。とくに板橋区とは、2000 年度から協働研究事業「地域デザインフォーラム」を開

始し、これまで地域社会が抱えるさまざまな課題をテーマに、本学教職員と板橋区職員とが共同で調査研究を実施し、幾多の政策提言を行い、それが板橋区の具体的な施策に反映されてきた。また共同研究の成果は、地域デザインフォーラムブックレット（既刊26冊）に収められ、広く公表されている。地域デザインフォーラムは、2017年度から第8期（1期が2年間で、2019年3月まで）の調査研究活動に入っており、本学の教員5名と板橋区職員5名が共同研究員となって、調査研究テーマを「多文化共生社会の形成に関する調査研究」とし、とくに東京都23区内で比較的定住外国人の多い板橋区、江戸川区のほか、関東周辺の自治体を主な調査対象地域として、多文化共生社会の形成に向けた地域課題や地域政策、地域づくりを考えた調査研究活動を続けている。

東松山キャンパスのある東松山市とは、2012年度から2013年度にかけて、東松山市から提案のあった「中心市街地活性化方策」と「農業振興方策」の2つのテーマで、共同研究を行った。板橋区と同様に、テーマごとに本学教員と東松山市職員が数名ずつ共同研究員となって研究チームを組織し、それぞれのテーマに関係する文献研究、調査、先進自治体等への視察、研究会等を行って、報告書に取まとめたほか、報告会を行って終了した。その後も適宜、情報交換を続けているが、協働研究事業は現在休止している。

本学の教育研究活動の成果を社会へ還元するという意味では、多くの学部（学科）および学部附置研究所、附属機関等において、一般市民に開放した公開講座、シンポジウム、講演会、研究会、学内学会その他の研究発表会などが板橋および東松山の両キャンパス、大東文化会館で実施されている。その中で特色ある主な取り組みを取り上げると次のようなものがある。

国際関係学部が東松山市国際交流協会の後援を得て、2007年度から2014年度にかけて6回実施した国際理解教育事業「アジア芸能の夕べ」。経営学部が板橋区企業活性化センター・東京商工会議所板橋支部・一般社団法人板橋区中小企業診断士会と連携して、2013年度に開催した公開シンポジウム「アジア市場と日本の国際連携戦略」。環境創造学部と株式会社大日本印刷メディアクリエイトとの連携共同研究プロジェクト事業「子ども向け防災教材：災害図上訓練ツール」の開発（2015～2016年度）。法学研究科法律学専攻の公開講演会「危機対応 一名誉・プライバシーをめぐる事前防衛」の開催（2017年度）、同じく政治学専攻の公開講演会「都市の危機管理 一東日本大震災の経験から」、同「復興へ歩む福島県民」の開催（いずれも2017年度）。外国語学研究科日本語文化専攻の東西言語文化の融合に関する公開国際シンポジウム「日本語教育、日本文化に関する講演、研究発表およびパネルディスカッション」の開催。国際比較政治研究所の災害復興期地域政策研究プロジェクト「災害復興における二元代表制の研究」（2013～2018年度）、同じく地方活性化政策研究プロジェクト「町並み保存の研究」（2017～2018年度）、同じく震災復興公開シンポジウム「震災後5年 一伝えられていることとないこと」の開催（2016年度）。経営研究所の学術講演会「AIとIoT技術の進展に伴う産業・社会の動向」（2016年度）および経営情報学会・国際ICT利用研究会後援による公開シンポジウム「AIが開く未来社会の門 一その先は天国か地獄か？ 一（Opportunities and Challenges of the AI-based Society）」（2017年度）の開催。ビアトリクス・ポター資料館が英国ナショナル・トラスト協会および英国ビアトリクス・ポター協会と連携して開催した企画展「ピーターラビットの世界展（北海道、新潟、東京）」（2017年度）。東洋研究所が1985年度から継続して開催している秋季公開講座「民

族と文化」(3回講座)。教職課程センターが2016年度から実施した教育職員を目指す学生等に対するキャリア支援事業「教員コロキウム」。大東文化歴史資料館(大東アーカイブス)の公開研究会「大東文化大学史研究会」の開催(2017年度)などが挙げられる。

(3) 教育面・研究面以外の社会貢献活動

本学は、「知の拠点」として地域社会に信頼される大学を目指して、さまざまな社会連携(地域交流)・社会貢献活動を推進し、展開している。とくに①オープンカレッジ・公開講座の充実と連携型生涯学習事業への協力および支援の強化、②学生・教職員に対するボランティア等の社会貢献活動への参加の奨励と学生ボランティア活動の単位化、③産学公民連携の高度化・進展化と地域交流の拡大および推進、④自治体との連携協働の推進と研究教育交流の推進、⑤サテライトオープンキャンパスの開設と教育・学術・文化・スポーツ等の成果の社会への還元、⑥社会連携・社会貢献活動を支援する体制の構築などを行動計画の重点事項に定め、その実現に努めている。

ここでは、上掲の重点事項の実現に関わる教育面および研究面以外の社会貢献活動で、その主要な取り組みについて記述する。

本学が行っている社会貢献活動の代表的な取り組みとしては、地域連携センターが所管して板橋および東松山の両キャンパスと大東文化会館で開講しているオープンカレッジ、本学と東京都板橋区教育委員会とが共催し本学キャンパスで実施する大学公開講座(隔年開講)、埼玉県東松山市と本学との連携事業「子ども大学ひがしまつやま」などがあるが、これらについては教育面の活動で既に述べてあるので、ここでは割愛する。同様に、本学と東京都板橋区との協働研究事業「地域デザインフォーラム」や東松山市との協働研究事業、それから学部および学部附置研究所等で広く実施されている一般市民に開放した公開講座・シンポジウム・講演会等についても研究面の活動で既に述べてあるので、ここでは割愛する。

以下は主な部署における取り組みの一端である。

文学部英米文学科では、2013年度から一般社団法人OPEN JAPANが実施する災害被災地ボランティア活動に学生災害ボランティアを派遣し続けている。

国際関係学部では、小学校における国際理解教育の普及に寄与する「小学生のためのアジア理解講座」(学生ボランティアが企画し、参加する実践型の出前授業)を2014年度から実施し、現在も続けている。環境創造学部では、高島平団地の地域活性化を図るため、コミュニティカフェ・グリーン(運営:みらいネット高島平)で「学び合い教室」を展開し、現在も継続している。

スポーツ・健康科学部の両学科では、学生がボランティアとして運営、指導、救護等に関わるさまざまな取り組みを行っている。スポーツ科学科では、東松山市陸上スポーツ少年団からの依頼により小学生対象の基礎的身体運動スキル向上クリニック「D-kids コーディネーショントレーニング&ランニングクリニック」、中高年者対象の筋力トレーニング&有酸素運動実践指導「鳩山町・AAA 体力測定&トレーニング教室」、中高年者健康保持体力測定実践指導「鳩山町・AKB 体力測定&運動処方アドバイス」、東松山市長・高坂丘陵地区体育祭実行委員会委員長から依頼の東松山市高坂丘陵地区市民健康づくり運動指導「高坂丘陵地区市民健康づくりとスポーツクリニック」、東松山市健康長寿埼玉プロジェクト

推進事業「東松山市・毎日1万歩運動」、埼玉県深谷市教育委員会からの依頼による小学校体育指導者サポート事業「深谷アスリートクラブ事業」（市立小学校19校）、東松山市内小学校低学年対象の基礎的身体運動能力向上実践指導「東松山市・スポーツ発見教室」などの実施にあたって学生ボランティアを派遣し、支援している。

健康科学科では、東京都小金井市ウォーキング&ランニング大会「ウォーク&ランフェスタ」、武蔵野インターナショナル・リレーマラソン大会「武蔵野4時間インターナショナル・リレーマラソン」と「スポーツ健康文化フェスティバル」、奥武蔵ウルトラマラソン大会、板橋シティマラソン大会、板橋ハitekタウン駅伝大会、ちばアクアラインマラソン大会、東京マラソン大会、東京都北区ハitekハーフマラソン大会、あだち五色桜マラソン、上州武尊山スカイビュートレイルなどの実施にあたって学生ボランティアを派遣し、支援している。

大学院法務研究科では、授業科目「クリニック」を開講し、授業の一環として現役弁護士による無料法律相談を実施、地域の人々にリーガルサービスを提供している。

図書館では、図書館地域開放事業として、所蔵図書・文献・資料等の一般開放、図書館見学者・一日体験入学者の受入れ、中学生の職場体験の受入れなどを行っている。

ビアトリクス・ポター資料館では、ビアトリクス・ポターの関連図書・文献・資料等の蒐集、展示および一般公開、講演会および特別企画展の実施などを通して、研究教育の成果を積極的に社会へ還元している。2016年度にビアトリクス・ポター資料館の開館10周年を記念し、「開館10周年記念講演会&コンサート」実施した。

書道研究所では、2012年度から書文化普及事業として中・上級者を対象とした書道講座「日中書法文化伝習塾」を開設、また2013年度から書道教育普及事業として高校生のための書道講座「体験授業（実技指導）および貴重資料・名蹟作品鑑賞会」（本校編）（地方編）を実施し、研究教育の成果を積極的に社会へ還元している。

学生支援センターでは、東松山警察署「安全で安心なまちづくり」推進事業へ協力し、学生防犯ボランティアを募って周辺住民の自主防犯パトロールへ参加している。

教職課程センターでは、2012年度から現職教員の能力向上支援事業として「教員免許状更新講習」を実施し、教育研究の成果を積極的に社会へ還元している。

国際交流センターでは、多文化共生実践事業として、小・中・高等学校からの依頼により外国人留学生・交流学生等を学校教育現場へ派遣し、異文化間交流授業を実施している（東京都板橋区、埼玉県川越市・坂戸市・東松山市・ときがわ町・鳩山町など）。同じく多文化共生実践事業として、2012年度から本学と東京都板橋区共催（公益財団法人板橋区文化・国際交流財団および東京消防庁志村消防署協力）の「外国語による（外国人留学生）防災訓練」を実施、防災語学ボランティアの協力を得て、起震車体験、消火器訓練、AED講習なども行い、災害発生時における外国人の安全確保に努めている（年2回、4月・9月）。次に板橋区および東松山市が主催する異文化体験地域交流支援事業「日本語スピーチコンテスト」「ワンナイトスティ」（以上、板橋区）、「浴衣着付けおよびバスツアー」（東松山市）などのイベントに外国人留学生を派遣し、事業の実施に協力している。また公益財団法人埼玉県国際交流協会グローバル人材育成埼玉協議会が主催する埼玉県グローバル人材育成事業「海外留学、留学生キャリア

支援、異文化交流などのイベント」に学生を派遣するなど、埼玉県が目指すグローバル人材の育成を支援している。埼玉県が主催する英語キャンプ事業「グローバルキャンプ埼玉 in 東松山キャンパス」の実施を支援し、大学院生 TA、インターン学生などがボランティアスタッフとして運営に協力している。

スポーツ振興センターでは、自治体等からの依頼に対し、スポーツボランティア学生を募り、その要望に積極的に応えている。東松山市内の小学生・中学生に対するクラブ活動、体育授業、運動会・駅伝大会などのスポーツイベントに学生ボランティアを派遣、指導・運営スタッフとして協力、支援を行っている。埼玉県深谷市アスリートクラブ事業「スマートライアルカレッジ」「ふっかちゃんジュニアスポーツフェスタ」などに対し、運動部の指導者・学生がスポーツボランティアとして事業の運営、児童・生徒の指導にあたるなど、協力、支援を行っている。ふじみ野市新春ロードレース大会では、学生スポーツボランティアが運営スタッフとして大会を支えている。その他小学校・中学校の体育授業、クラブ活動等の指導に、指導者・スポーツボランティア学生を派遣している。

最後に地域連携センターの取り組みについて記述する。

本学における社会貢献活動は、さまざま団体・個人による取り組みがあるが、全学の組織的活動の一つとして、宮城県東松島市での被災地支援活動が挙げられる。これは東松山キャンパスの所在する東松山市が、東日本大震災で被災した東松島市と「山」と「島」の1字違いであったことから東松島市に職員派遣等の支援活動を行い、本学にも協力要請がなされたことに端を発したものである。2012年度は、秋祭りの「ちびっこ相撲」に本学相撲部を派遣し、2013年度以降は、文化団体連合会所属の学生管弦楽団が「復興応援コンサート」を東松島市と共同開催し、ローバースカウト部の長期にわたるボランティア活動などもある。さらに2016年度からは「東松島復興応援事業」から「東松島フレンドシッププロジェクト」へと改称し、相互交流を軸に大きな展開を見せている。そしてこの交流をさらに発展させる目的で、本学と東松島市とは2017年1月に「地域連携基本協定」を締結した。

東日本大震災の被災地への復興支援は、ゼミ単位でも行われており、これら団体・個人によるさまざまな支援活動は、学生への教育という観点からも意義深いものである。本学は、このような個人・団体によるボランティアなどの社会貢献活動を奨励するため、顕著な功績のあった学生を表彰する「大東文化大学ベストボランティア章」(大東文化大学社会貢献活動功労者表彰)の制度を設けており、2017年度は6件の社会貢献活動を表彰した。

このほか、宇宙・産学官・地域連携コンソーシアムとして RESTEC (宇宙航空研究開発機構地球観測センター業務受託団体)、日立製作所中央研究所、埼玉県東松山市、埼玉県鳩山町、東京電機大学、大東文化大学などが参加して「宇宙・産学官・地域連携コンソーシアム」(愛称:ここから武蔵コンソーシアム)を組織して、共同調査研究やワークショップの活動を行っている。

さらに2017年4月、東京都板橋区と板橋区内にキャンパスがある6大学(淑徳大学、東京家政大学、東洋大学、帝京大学、日本大学医学部、大東文化大学)が連携して、板橋区大学連携連絡会を設置した。教育・学術研究の発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として、相互に連携協力するネットワークを構築し、事業の検討・協議を行っていくことになった。本学と淑徳大学が幹事校となり、2017年度は「板橋区民祭りに6大学のPRブースを設置し、広報に努める」「広報いたばし魅力特集版への掲載」「板橋区HPに大学連携ページを開設」などの事業に取り組むこととなった。

現在、本学が自治体と締結している地域連携協定は、以下のとおりである。

「板橋区と大東文化大学の地域連携に関する基本協定」、「東松山市と大東文化大学との連携協力に関する包括協定」、「東松山市と大東文化大学との地域連携基本協定」、「ふじみ野市と大東文化大学との地域連携に関する包括協定」、「鳩山町と大東文化大学の地域連携に関する基本協定」、「地域連携共同研究協定書」(埼玉県ときがわ町)、以上の6市区町である。

以下の一覧は、大学として取り組んでいる代表的な社会連携・社会貢献活動である。

1. 地方自治体等との連携

(1) 東京都板橋区と連携

・大東文化大学と板橋区教育委員会との共催公開講座(2017年度)

テーマ:「学ぶ・深める・広がるー多様な知の世界にふれるー」			
主催: 板橋区教育委員会、大東文化大学			
会場: 大東文化会館 1階 ホール			
時間: 10:00~12:00			
回	日程	講座内容	講師
1	1月16日(火)	小泉八雲と夏目漱石	里見繁美(文学部英米文学科教授)
2	1月30日(火)	『老子』の一・二・三―十人十色の『老子』解釈―	高橋睦美(文学部中国文学科講師)
3	2月13日(火)	江戸時代の絵本を読む―絵入り挿絵の謎を解く―	徳植俊之(文学部日本文学科特任教授)
4	2月27日(火)	認知症予防! おもしろ算数で頭のコリをほぐす	渡辺恵津子(文学部教育学科特任准教授)
5	3月6日(火)	装飾料紙の世界	高城弘一(文学部書道学科教授)
6	3月20日(火)	シルクロードに埋もれていた宝物	武藤慎一(文学部中国文学科教授)
受講者データ		受講申込定員	150人
		受講申込者数	165人

・なかいた環創堂の活動(2017年度)

事業名	概要
①へそ祭りへの協力と参加	「へそ祭り」の準備作業の協力と参加。祭りの一部を学生が企画し、準備、広報活動、踊り、屋台出店などを行なった。
②はじめてのおつかいへの協力	中板橋商店街主催の「はじめてのおつかい」への企画や当日の運営協力。参加した子供たちの見守りや警備を行った。
③中板橋商店街歳末セールでのイベント「サントナカイ」の企画・実行	「クリスマスセール」の企画、飾り付け、広報活動の協力。巨大ケーキを来街者に無償で提供。吹奏楽団の演奏会や子ども向けの工作コーナーを企画し実施した。
④さくら祭への協力と参加	中板橋商店街主催「さくら祭」に参加し、屋台出店の協力をした。
⑤3者間連絡会議(通称:フライデーナイト)	商店街、学生、教職員の3者間で毎月第4金曜日に実施。商店街で開催されるイベントの企画やその他活動に関する会議を行う。

・「みらいネット高島平」の活動

環境創造学部の教員と学生、高島平住民の有志によって立ちあげた、高島平団地の課題を協働して解決していくようとするプロジェクト。

事業名	概要
①コミュニティ・カフェ・グリーン の運営	学びあい教室(毎週定例の講座と、月に一度の講座や特別講座)の開催
②インターネットラジオの配信	学生と地域の住民と一緒にラジオ番組を作成する。

・上記以外の板橋区との地域連携事業(2017年度)

板橋区審議会等委員と大東文化大学関係者

氏名等	所属機関等名称	委嘱期間
中野 紀和(経営学部教授)	板橋区郷土資料館運営協議会委員	H29.4.1~H31.3.31

板橋区と大東文化大学との連携事業について

主管課	事業名	内容
生きがい推進課	高齢者大学校(グリーンカレッジ)	講師派遣等。
教育委員会事務局生涯学習課	大東文化大学公開講座(隔年実施)	大東文化大学と板橋区教育委員会が共催して、区内在住・在勤・在学者を対象に大学公開講座を実施。
総務部人事課	地域デザインフォーラム	地域社会の様々な課題について、区と大学が「協働」し、解決策を共同研究している。平成12年度から始まり、平成29年度から30年度まで第8期を実施する。
総務部人事課	平成29年度MOTENASHIプロジェクト 「大学連携講座」	東京オリンピック開催に向けて区民と区職員が共に学ぶことを目的に、「板橋の魅力を伝えるもてなし英語(中級)」(全10回2コース)を実施。本学教員を講師として派遣。
産業経済部産業振興課	起業アイデアコンテスト	平成14年地域デザインフォーラムの一環で始まった学生向けビジネスアイデアコンテスト。行政側の視点から外部オブザーバー・第二次審査委員で参加する。

(2) 埼玉県東松山市との連携事業

・東松山市との地域連携事業（2017年度）

①	東松山市きらめき市民大学、大学院への講師派遣(下記参照)
②	「子ども大学ひがしまつやま」の開校 テーマ:(下記参照)
③	全学応援団 チアリーダー部 物見山つつじ祭り 演舞 日程:平成29年4月22日(土) 学生 16名
④	第7回比企地域ご当地グルメ&特産品フェスタボランティア派遣 日程:平成29年5月3日(水)~4日(木) 学生 4名 職員 5名
⑤	東松山市中心市街地活性化PBL「まちなかリノベーションプロジェクト」(第一期) 日程:平成29年5月~平成30年2月 学生 8名
⑥	陸上競技部 小学校陸上競技指導 日程:平成29年5月20日(土) 市の川小学校 学生 3名 平成30年2月28日(水) 桜山小学校 学生 4名
⑦	高坂丘陵センター月例ウォーク 東松山キャンパス見学 日程 平成29年6月16日(金) 参加者 88名
⑧	東松山市スポーツ少年団母集団育成研修会 日程:平成29年6月24日(土) 講師:高橋 進 スポーツ・健康科学部教授 テーマ:子どもの心と体を育むコーチング ー発育発達を捉えてー
⑨	スポーツ発見教室(東松山市教育委員会 スポーツ課) 日程:平成29年6月24日(土) 講師:森 浩寿 スポーツ・健康科学部教授 ほか 平成30年1月27日(土) 講師:森 浩寿 スポーツ・健康科学部教授 ほか
⑩	東松山市市民総合体育大会 日程:平成29年7月8日(土) 講師:佐藤 真太郎 スポーツ・健康科学部講師 テーマ:効果的に運動するための豆知識
⑪	小学生のためのアジア理解講座 日程:平成29年 7月 7日(金)市の川小学校 国際関係学部民族資料研究班所属学生 18名 平成29年12月19日(火) 市の川小学校 国際関係学部民族資料研究班所属学生 6名
⑫	国際理解教育 職員研修講演(東松山市立白山中学校) 日程:平成29年8月21日(月) 講師:新里 孝一 国際関係学部教授
⑬	学生と市民の男女共同参画ワールド・カフェ in 東松山「地域100人 男子会×女子会」(東松山市 人権推進課) 日程:平成29年9月30日(土) 学生 18名
⑭	第40回日本スリーデーマーチ大会運営ボランティア派遣 日程:平成29年11月3日(金)~5日(日) 学生:6名
⑮	東松山市社会教育講座 日程:平成30年2月4日(日) 講師:琉子 友男スポーツ・健康科学部教授 テーマ:健康寿命の延伸にウォーキングと筋トレ
⑯	東松山市民向けキャンパス見学会 日程:平成30年3月24日(土) 参加者 46名
⑰	東松山市 総合計画審議会委員:新納 豊 国際関係学部教授
⑱	東松山市 環境審議会委員:中村 年春 経済学部教授
⑲	東松山市 入札監視委員会委員:島田 恵司 環境創造学部教授
⑳	東松山市 まちづくり交付金評価委員会委員:新里 孝一 国際関係学部教授
㉑	東松山市 教育振興基本計画審議会委員:進藤 周治 スポーツ・健康科学部教授
㉒	子ども大学ひがしまつやま実行委員会委員 副委員長:内山 正美 東松山教務事務室長 委員:石崎 幹夫 東松山事務部長・中野 泰彦 地域連携センター事務室事務長・堀越 健太 地域連携センター 東松山分室

・「東松山市きらめき市民大学講座」講師の推薦・派遣（2017年度）

	日 程	学 習 内 容	講 師	
1	平成29年5月17日(水)	美味しい空気を楽しんでいますか ~肺の病気について学びましょう~	スポーツ・健康科学部教授	後藤 孝也
2	平成29年6月8日(木)	アウトドアの楽しみ方	スポーツ・健康科学部教授	中村 正雄
3	平成29年6月28日(水)	韓国の文化	国際関係学部教授	新納 豊
4	平成29年9月20日(水)	まったなし日本の財政状況	経済学部教授	高安 雄一
5	平成29年10月25日(水)	自然環境の科学-森林植生を中心に-	環境創造学部実験助手	島井 誠司
6	平成30年1月24日(水)	中世の物流	文学部教授	宮瀧 交二
7	平成30年1月31日(水)	工芸と近代西洋美術	文学部准教授	関井 一夫
8	平成30年2月1日(木)	舞台芸術としてのフィギュアスケート	外国語学部准教授	白井 春人
9	平成30年2月8日(木)	夢を追い求めるということ -ソチオリンピックを事例として-	スポーツ・健康科学部講師	佐藤 真太郎
10	平成30年2月21日(水)	化学物質汚染	経営学部教授	寺田 浩司
11	平成30年3月1日(木)	スポーツと健康	スポーツ・健康科学部教授	田中 博史

・「子ども大学ひがしまつやま」の実施状況（2017年度）

	日 程	学 習 内 容	講 師	
1	平成29年10月22日(日)	やきもので土鈴を作ろう	文学部 准教授	関井 一夫
2	平成29年11月11日(土)	大学のキャンパスで秋をみつけよう	大東文化大学 写真部	
3	平成29年11月19日(日)	観光ガイドを体験しよう	東松山市観光ガイドクラブ	
4	平成29年12月3日(日)	応急手当を学ぼう～ジュニア救命士養成～	比企広域消防本部	
5	平成29年12月10日(日)	スポーツ鬼ごっこをみんなで楽しもう!	一般社団法人 鬼ごっこ協会	

(3) 大東文化大学東松島フレンドシッププロジェクト（2017年度）

①	<p>大東文化大学 第2期 東松島フレンドシップPBL 日程: 平成29年5月19日(金) <ガイダンス> PBLとは何か、活動の進め方、グループ編成など 平成29年5月26日(金) <事前学習①> 東松島市の概況 平成29年6月9日(金) <事前学習②> 東松島市の暮らしから見えるもの 平成29年6月16日(金) <事前学習③> 課題出し 平成29年6月30日(金) <事前学習④> グループワークⅠ 平成29年7月14日(金) <事前学習⑤> グループワークⅡ 平成29年8月3日(木) <事前学習⑥> グループワークⅢ 平成29年8月24日(金) <事前学習⑦> グループワークⅣ 平成29年8月27日(日)～9月1日(金) <現地学習> 東松島市内でのフィールドワーク(5泊6日) 平成29年8月31日(木) <報告会> フィールドワーク報告会 来場者: 東松島市副市長・市役所職員・地域のみなさま 平成29年9月22日(金) <事後学習> 振り返り 場所: 宮城県東松島市内各所(現地学習)・東松山キャンパス(事前・事後学習) 概要: 派遣学生15名 教職員:6名</p>
②	<p>大東文化大学管弦楽団フレンドシップコンサート 日程: 平成29年8月5日(土) 場所: 宮城県東松島市コミュニティセンター 概要: 派遣学生18名 運営スタッフ(教職員)13名 来場者数: 約100名</p>
③	<p>大東文化大学ローバースカウト部復興応援ボランティア活動 日程: 平成30年2月11日(日)～2月17日(土) 場所: 宮城県東松島市 野蒜地区・宮戸島地区 概要: 地元ボランティア活動団体との協力事業 学生17名</p>
④	<p>東松島市あんでなしよっぶ「まらんど」との事業協力 期間: 通年 場所: 東松山キャンパス内 売店「進明堂」にて実施 概要: 東松島市特産品等の販売協力(焼海苔、木工製品、航空自衛隊関連グッズ 他)</p>

(4) 埼玉県ふじみ野市との連携事業（2017年度）

①	<p>中学生スキルアップ教室(栄養学) 日程: 平成29年12月25日(月) 講師: 蕪木智子 スポーツ・健康科学部准教授 内容: (1) スポーツ栄養学 トレーニング効果を上げる食事 (2) 成長期の食事 成長期のダイエットの影響</p>
②	<p>第13回ふじみ野市新春ロードレース大会 日程: 平成30年1月21日(日) 派遣学生: 陸上競技部2名 職員: 2名</p>

(5) 埼玉県ときがわ町との連携事業（2017年度）

①	<p>小学校でのバスケットボール指導 男子バスケットボール部 派遣先: 萩ヶ丘小学校 日程: 平成29年5月11日(木) 学生 2名</p>
②	<p>小学校での持久走指導 陸上競技部 派遣先: 明覚小学校 日程: 平成29年11月2日(木) 学生 3名 派遣先: 玉川小学校 日程: 平成29年11月2日(木) 学生 3名 派遣先: 萩ヶ丘小学校 日程: 平成29年11月17日(金) 学生 3名</p>
③	<p>小学校での水泳指導 水泳部 派遣先: 玉川小学校 日程: 平成29年6月27日(火) 学生 2名 派遣先: 萩ヶ丘小学校 日程: 平成29年6月28日(水) 学生 2名 派遣先: 明覚小学校 日程: 平成29年7月6日(木) 学生 2名</p>
④	<p>中学生の大学一日体験 依頼元: 都幾川中学校 日程: 平成29年11月16日(木) 参加者 40名 依頼元: 玉川中学校 日程: 平成28年12月6日(水) 参加者 48名</p>
⑤	<p>ときがわ町スポーツ連携事業 スポーツ教室 男子バスケットボール部 学生 18名 日程: 平成29年2月17日(土) 場所: ときがわ町体育センター</p>
⑥	<p>ときがわ町スポーツ指導者育成事業 スポーツ講演会 日程: 平成30年3月12日(月) 講師: 中村 正雄 スポーツ・健康科学部教授 テーマ: 「AED、いつ使いますか?」～救命に関する不安の軽減と蘇生率向上を意図して～</p>

(6) その他地域連携事業 (2017年度)

①	埼玉県中山間地域ふるさと事業調査研究事業「中山間ふるさと支援隊」 鳩山町高野倉地区(大豆栽培) <枝豆入りチーズパンの発売・大豆PR> 日程:平成29年4月1日(土) <大豆播種作業> 日程:平成29年7月1日(土) <除草作業> 日程:平成29年7月26日(水) <中耕・培土> 日程:平成29年8月26日(土) <身延町先進地視察> 日程:平成29年10月22日(日) <小学生の枝豆収穫体験> 日程:平成29年10月27日(金) <大豆刈り取り作業> 日程:平成29年11月30日(木) <大豆脱穀作業> 日程:平成30年1月12日(金) <最終報告会> 日程:平成30年2月9日(金) 場所:飯能市民活動センター
②	埼玉県中山間地域ふるさと事業調査研究事業「中山間ふるさと支援隊」 東秩父村 白石皆谷地区(暮らしを通じた交流の創造) <白石地区住民との交流会> 日程:平成29年7月15日(土) <手打ちうどん・冷汁づくり、稲刈り体験> 日程:平成29年9月24日(日) <萩平地区 八幡山神社秋の祭礼参加> 日程:平成29年11月3日(金) <ゆずまき作り、みかん狩り体験> 日程:平成29年12月17日(日) <小正月行事見学・ケズリバナ体験> 日程:平成30年1月14日(日) <最終報告会> 日程:平成30年2月9日(金) 場所:飯能市民活動センター
③	「子ども大学こうのす」講師派遣 日程:平成29年10月22日(日) 講師:工藤 保子 スポーツ・健康科学部准教授 テーマ:「からだを動かす楽しさ、チームワークの大切さを感じよう!」～誰でもできる、はじめてのニュースポーツにみんなでチャレンジ!!～
④	中学生の大学一日体験 依頼元:小川町立西中学校 日程:平成29年10月11日(水) 参加者 52名
⑤	「はとやま毎日1万歩運動ラストイベント～踏み出そう次の一歩へ～」講師派遣 日程:平成30年3月17日(土) 講師:琉子 友男 スポーツ・健康科学部教授・只隈 伸也 スポーツ・健康科学部教授

また、2016年度中に埼玉県鳩山町と「地域連携に関する基本協定書」、宮城県東松島市と「地域連携基本協定」、埼玉県ふじみ野市と「地域連携に関する包括協定書」、2017年度中に埼玉県東松山市と「連携協力に関する包括協定書」を再締結している。

2. オープンカレッジ（公開講座）実施状況（平成 29 年度）

・春期講座

※新規受講者数、学生受講者数は受講者数の内数											
開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
板橋校舎	書道(隸書)	亀田 絵里香	10	10	0	0	4	6	8	20,000	16,000
	書道(楷書)1	藤森 大雅	12	12	0	0	2	10	10	25,000	20,000
	書道(楷書)2	藤森 大雅	12	12	1	0	0	12	10	25,000	20,000
	篆刻(石印)	権田 瞬一	10	8	0	0	3	5	5	12,500	10,000
	絵と書のコラボレーション	齊藤 蒼青、承 春先	10	12	0	0	2	10	8	20,000	16,000
	書道(篆書)1	角田 健一	12	10	0	0	3	7	10	25,000	20,000
	書道(篆書)2	角田 健一	12	9	0	0	4	5	10	25,000	20,000
大東文化会館	FOREVER! タカラヅカ	蔵中 しのぶ、他	30	14	4	2	2	12	3	5,500	4,500
	魅惑の仏像・仏画の世界	花村 統由	30	12	1	0	10	2	10	18,000	14,500
	『十八史略』を味読する	打越 竜也	30	18	0	0	8	10	5	9,000	7,000
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	25	2	0	13	12	5	9,000	7,000
	岡倉天心の旅路(4)	岡倉 登志	30	10	2	0	7	3	3	5,500	4,500
	江戸くさ「おもき心」	芥川 友慈	30	8	2		5	3	3	5,500	4,500
	『方丈記』を読もう	高橋 秀城	30	8	1	0	2	6	5	9,000	7,000
	日本古代史講座	小林 敏男	30	22	2	0	18	4	6	11,000	9,000
	よくわかる中国事情	岡崎 邦彦、他	30	6	1	0	6	0	5	9,000	7,000
	囲碁を楽しむ(初級編)	高倉 梢	12	14	2	0	9	5	10	18,000	14,500
	囲碁を楽しむ(中級編)	高倉 梢	20	19	1	0	16	3	10	18,000	14,500
	囲碁を楽しむ(上級編)	高倉 梢	20	13	1	0	11	2	10	18,000	14,500
	ワールドトラベルナビゲーター	大熊 めぐみ	30	10	1	0	4	6	3	5,500	4,500
	ヴァスコ・ダ・ガマとアジア	生田 滋	30	6	0	0	4	2	4	7,000	5,500
	短歌実作入門	外塚 喬	20	12	0	0	1	11	5	9,000	7,000
	中国の歴史 Part13	岡田 宏二	50	28	1	0	17	11	5	9,000	7,000
	中国水墨画	姚 小全	20	8	0	0	2	6	8	20,000	16,000
	書道(かな入門)	高城 弘一	20	13	8	0	1	12	3	7,500	6,000
	書道(かな)	高城 弘一	20	16	0	0	1	15	10	25,000	20,000
	フラワーアレンジメント	今野 政代、今野 亮平	16	11	4	0	0	11	5	10,000	8,000
	楊名時太極拳	楊 慧、山中 佐智	20	22	0	0	5	17	10	18,000	14,500
	英語(初級)	黒澤 毅	15	11	3	0	2	9	25	45,000	36,000
	英語(中級)	Andy Cross	15	13	4	0	3	10	25	45,000	36,000
らくらく中国語(中級クラス)	熊 進	15	6	1	0	3	3	25	45,000	36,000	
楽しもう! 中国語(中級ステップアップクラス)	李 慧君	15	17	2	0	8	9	25	45,000	36,000	
韓国語(中級)	呉 秀賢	15	13	5	0	1	12	25	45,000	36,000	
韓国語で韓国文化を学ぶ!	申 奎燮	15	6	0	0	2	4	25	45,000	36,000	

開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
東松山校舎	万葉集	久保田 栄一	30	14	5	0	4	10	5	9,000	7,000
	俳句のよろこび(木曜日クラス)	工藤 眞一	14	13	2	0	6	7	7	12,500	10,000
	俳句のよろこび(土曜日クラス)	工藤 眞一	14	14	1	0	6	8	7	12,500	10,000
	映画で探る21世紀文化史	中垣 恒太郎	30	8	1	0	1	7	5	9,000	7,000
	やってみよう! Excel	古橋 達弘	20	7	5	0	3	4	5	9,000	7,000
	『十八史略』を味読する	打越 竜也	30	28	3	0	15	13	7	8,500	7,000
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	28	2	0	10	18	7	12,500	10,000
	坂本龍馬と幕末維新のヒーローたち	長谷川 勤	30	11	5	0	10	1	5	9,000	7,000
	中国の発展と日本の成長戦略	橋口 宏行、石橋 春男	30	5	0	0	4	1	3	5,500	4,500
	日本文化へのいざない	高橋 華風、他	30	7	2	0	2	5	6	11,000	9,000
	古代東国の陸上・河川交通	宮瀧 交二、他	40	24	4	0	15	9	6	13,000	10,500
	埼玉県考古学七つの謎	坂本 和俊、他	40	21	2	0	16	5	8	17,500	14,000
	陶芸 小皿制作	和田 章	20	5	2	0	2	3	3	7,500	6,000
	書道(漢字)1	澤田 雅弘	10	10	0	0	1	9	10	25,000	20,000
	書道(漢字)2	澤田 雅弘	10	10	0	0	4	6	10	25,000	20,000
	書道(かゝ)	高城 弘一	20	15	3	0	2	13	10	25,000	20,000
	中国水墨画	陳 達明	20	13	3	0	8	5	10	25,000	20,000
	書道(行草書)	中村 薫	10	8	2	0	0	8	10	25,000	20,000
	陶芸(手捻り)	廣野 敏	20	12	5	0	1	11	10	25,000	20,000
	楊名時太極拳	及川 慶子	20	22	3	0	6	16	10	18,000	14,500
	硬式テニス教室(初級者のクラス)	朴 美香、琉子 友男	12	13	5	0	3	10	8	14,500	11,500
	硬式テニス教室(中級者のテニス)	朴 美香、琉子 友男	12	13	3	0	9	4	8	14,500	11,500
	アクアフィットネス	新井 恵子	20	23	4	0	1	22	10	18,000	14,500
	英語(初級)	黒澤 毅	15	16	3	0	8	8	25	45,000	36,000
	英語(中級)	Thomas Asada-Grant	15	12	5	0	9	3	25	45,000	36,000
	らくらく中国語(中級クラス)	楊 璇	15	7	0	0	5	2	25	45,000	36,000
	活かしてみよう! 中国語(自由会話)	陳 思穎	15	5	1	0	3	2	25	45,000	36,000
	韓国語(中級)	李 貞ミン	15	7	1	0	1	6	25	45,000	36,000
	韓国語(会話)	呉 秀賢	15	6	0	0	1	5	25	45,000	36,000
	春期講座合計		63講座	1,318	811	121	2	335	476	659	

開講中止講座:(大東文化会館)

「スードの魅力」「魅力的な文章の秘密はどこにあるのか」「篆刻を楽しむ」「簡単! 中国語(入門・初級クラス)」「韓国語(初級)」

開講中止講座:(東松山校舎)

「森林セミナー」「こんなところで民俗が!」「遊びの美術・万華鏡を作る上級者コース」「陶芸(電動ろくろ)」「簡単! 中国語(入門・初級クラス)」

「楽しもう! 中国語(中級ステップアップクラス)」「韓国語(初級)」

・ 秋期講座

※新規受講者数、学生受講者数は受講者数の内数

開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
板橋校舎	書道(隸書)	亀田 絵里香	10	10	1	0	2	8	8	20,000	16,000
	書道(楷書)1	藤森 大雅	12	12	0	0	3	9	10	25,000	20,000
	書道(楷書)2	藤森 大雅	12	12	1	0	2	10	10	25,000	20,000
	篆刻(石印)	権田 瞬一	10	10	1	0	3	7	5	12,500	10,000
	絵と書のコラボレーション	齊藤 青蒼、承 春先	10	11	0	0	1	10	8	20,000	16,000
	書道(篆書)1	角田 健一	12	12	1	0	4	8	10	25,000	20,000
	書道(篆書)2	角田 健一	12	10	2	0	4	6	10	25,000	20,000
	書道(楷書)冬期クラス	藤森 大雅	12	12	2	0	2	10	3	7,500	6,000
	書道(篆書)冬期クラス	角田 健一	12	14	4	0	4	10	3	7,500	6,000
大東文化会館	古典芸能を楽しむ	宮瀧 交二、他	30	8	3	0	1	7	4	7,000	5,500
	FOREVER! タカラヅカ	蔵中 しのぶ、他	30	11	2	2	0	11	3	5,500	4,500
	知られざる仏教美術の世界	花村 統由	30	16	2	0	12	4	10	22,000	17,500
	『十八史略』を味読する	打越 竜也	30	17	0	0	8	9	5	9,000	7,000
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	19	0	0	12	7	5	9,000	7,000
	岡倉天心の旅路(5)	岡倉 登志	30	8	0	0	7	1	3	5,500	4,500
	芝三光の江戸しぐさ	芥川 友慈	30	7	4	0	2	5	3	5,500	4,500
	『徒然草』を読もう	高橋 秀城	30	7	0	0	1	6	5	9,000	7,000
	日本古代史講座	小林 敏男	30	22	1	0	16	6	6	11,000	9,000
	よくわかる中国事情	岡崎 邦彦、他	30	5	1	0	4	1	5	9,000	7,000
	囲碁を楽しむ(初級編)	高倉 梢	12	10	0	0	5	5	10	18,000	14,500
	囲碁を楽しむ(中級編)	高倉 梢	20	13	0	0	11	2	10	18,000	14,500
	囲碁を楽しむ(上級編)	高倉 梢	20	14	2	0	13	1	10	18,000	14,500
	ワールドトラベルナビゲーター	大熊 めぐみ	30	8	0	0	3	5	3	5,500	4,500
	坂本龍馬と幕末維新のヒーローたち	長谷川 勤	30	13	4	0	8	5	5	9,000	7,000
	中国の歴史 Part14	岡田 宏二	50	24	0	0	16	8	5	9,000	7,000
	中国水墨画	姚 小全	20	7	0	0	2	5	8	20,000	16,000
	料紙加工(入門)	高城 弘一	20	9	5	0	0	9	1	5,000	4,000
	書道(かな)	高城 弘一	20	19	2	0	0	19	10	25,000	20,000
	フラワーアレンジメント	今野 政代、今野 亮平	16	12	0	0	0	12	5	10,000	8,000
	楊名時太極拳	楊 慧、山中 佐智	20	18	2	0	4	14	10	18,000	14,500
	韓国語(初級)	申 奎燮	15	6	4	0	1	5	15	27,000	21,500
	中国水墨画冬期クラス	姚 小全	20	7	0	0	2	5	5	12,500	10,000
	書道(かな入門)冬期クラス	高城 弘一	20	5	4	0	0	5	3	7,500	6,000
書道(かな)冬期クラス	高城 弘一	20	28	4	0	0	28	3	7,500	6,000	
楊名時太極拳冬期クラス	山中 佐智	20	15	0	0	2	13	5	9,000	7,000	

開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)	
東松山校舎	森林セミナー	島井 誠司	15	6	3	0	3	3	5	9,000	7,000	
	万葉集	久保田 栄一	30	10	1	0	5	5	5	9,000	7,000	
	俳句のよろこび(木曜日クラス)	工藤 眞一	14	13	0	0	5	8	7	12,500	10,000	
	俳句のよろこび(土曜日クラス)	工藤 眞一	14	14	1	0	6	8	7	12,500	10,000	
	映画で探る21世紀文化史	中垣 恒太郎	30	9	0	0	2	7	5	9,000	7,000	
	『十八史略』を味読する	打越 竜也	30	29	3	0	14	15	7	8,500	7,000	
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	30	2	0	13	17	7	12,500	10,000	
	東国ゆかりの伝説と歴史学	宮瀧 交二、他	40	24	1	0	12	12	6	13,000	10,500	
	考古学調査・研究の最前線	坂本 和俊、他	40	23	0	0	20	3	8	17,500	14,000	
	書道(漢字)1	澤田 雅弘	10	10	1	0	5	5	10	25,000	20,000	
	書道(漢字)2	澤田 雅弘	10	10	0	0	3	7	10	25,000	20,000	
	書を深める書の学	澤田 雅弘	20	21	1	0	6	15	3	5,500	4,500	
	書道(かゝ)	高城 弘一	20	16	2	0	2	14	10	25,000	20,000	
	中国水墨画	陳 達明	20	14	0	0	9	5	10	25,000	20,000	
	書道(行草書)	中村 薫	10	9	0	0	0	9	10	25,000	20,000	
	陶芸(手捻り)	廣野 敏	20	9	0	0	0	9	10	25,000	20,000	
	楊名時太極拳	及川 慶子	20	19	0	0	5	14	10	18,000	14,500	
	硬式テニス教室(初中級者のテニス)	朴 美香、琉子 友男	12	12	0	0	4	8	8	14,500	11,500	
	硬式テニス教室(中級者のテニス)	朴 美香、琉子 友男	12	8	2	0	6	2	8	14,500	11,500	
	アクアフィットネス	新井 恵子	20	21	1	0	1	20	10	18,000	14,500	
	『十八史略』を味読する冬期クラス	打越 竜也	30	29	3	0	13	16	3	7,000	5,500	
	書道(漢字)冬期クラス	澤田 雅弘	13	13	0	0	3	10	3	7,500	6,000	
	楊名時太極拳冬期クラス	及川 慶子	20	14	0	0	3	11	5	9,000	7,000	
	アクアフィットネス冬期クラス	新井 恵子	20	16	2	0	1	15	5	9,000	7,000	
	秋期講座計		59講座	1,255	810	75	2	296	514	396		

開講中止講座:(大東文化会館)
「傑作の条件を考える」「私の歴史学入門」「篆刻を楽しむ」「簡単!中国語(入門・初級クラス)」
開講中止講座:(東松山校舎)
「生と死の民俗学」「深めてみよう!Excel」「働くとは何か」「日本文化へのいざない」「陶芸 小皿絵付け制作」
「遊びの美術・初歩からの万華鏡づくり」「遊びの美術・万華鏡をつくる」「陶芸(電動ろくろ)」「音楽の世界 Part28」
「簡単!中国語(入門・初級クラス)」「楽しもう!中国語(中級ステップアップクラス)」「韓国語(初級)」

年間計	122講座	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数
		2,573	1,621	196	4	631	990	1,055

以上により、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究の成果を適切に社会に還元していると判断する。

9-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

社会連携・社会貢献について、地域連携センターが点検・評価を行っている。2017年度に目標設定した「社会連携事業・社会貢献活動に取組む学部等の数及び教員・事務職員・学生の数などの実態を把握するため、『社会連携・社会貢献活動実態調査』を実施し、その結果を分析して、事業の拡充に繋げる。」については、2018年7月に『社会連携・社会貢献活動実態調査』を実施した。今後は本結果を分析し、地域連携センターが中心となり、学部、研究科、研究所、センター等大学全体と検討を行い、社会連携・社会貢献活動事業の拡充に繋げていく。

以上により、社会連携・社会貢献の点検・評価を実施し改善に繋がっていると判断する。

2. 長所・特色

2013年に「社会連携・社会貢献に関する方針」が定められ、同年6月「地域志向活動基礎調査」が実施されて以後、本学における社会連携・社会貢献活動の全体を把握する取り組みがなされていなかった。今後、全学的観点から社会連携・社会貢献活動を推進するためには、前回の「地域志向活動基礎調査」以降、全学でどの程度社会連携・社会貢献活動が進展したか、その実態を把握する必要があると考え、「社会連携・社会貢献活動に関する実態調査」（2018年7月）を行った。

その結果、教育面の活動では、インターンシップ等の授業科目の設定やボランティア活動への単位の付与が進んでいることがわかった。また不十分ながらもアクティブラーニング（AL）を取り入れた授業が少しずつ浸透してきていることが窺える。研究面の活動では、学部（学科）、学部附置研究所、附属機関等において教育研究成果の社会への還元が、当然とはいえかなり進んできている。社会貢献活動の面では、あまり表面化はしていないが想像以上にボランティア活動に参加する学生が増えている。とりわけ、スポーツ・健康科学部、国際関係学部、環境創造学部などに多いことが窺える。またここ数年で、本学と自治体間の地域連携協定の締結とそれを根拠とした協同の取り組みが増えている傾向にある。本学は、COCとして地域社会から信頼される大学となることを行動計画に掲げており、その成果が顕在化してきている。さらに産学公民連携のネットワーク、プラットフォームの形成と連携事業が増えつつあり、本学における社会連携・社会貢献活動が着実に進展していると言える。

3. 改善すべき事項

本学における社会連携・社会貢献の取り組みが着実に増加し、充実・拡大してきていることは事実である。しかし、このような方向を今後も堅持し、さらに発展させていくための組織、支援の体制が十分整えられている状況にはない。全学的観点に立って、社会連携・社会貢献活動をさらに推進していくための体制を強化し、学部学科、部署ごとの課題や対応の方向を指導、支援するとともに、取り組みの成果を自主的に点検し、定期的に検証、評価する仕組みを早急に整備することが求められる。

4. 全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」に示す社会連携・社会貢献活動は、徐々に学内に浸透し、その取り組みが増えていると言える。評価してよいと思われる。しかし、それも学部学科、部署ごとでかなり濃淡があることも事実である。まずは全学の教職員に社会貢献・社会貢献活動に関わることの意義、

必要性を認識してもらうことと、それに参加、関わった場合のインセンティブを明確にすることがこれから求められる。

本学において社会連携・社会貢献に関わる活動の陣頭指揮を執り、主にこれらを担っていくのは、地域連携センターであり、国際交流センターであり、教職課程センターであろう。これらの組織、態勢を強化することが、本学の社会連携・社会貢献活動の飛躍に繋がると考えられる。

第10章 大学運営・財務

《大学運営》

1. 現状説明

10-(1)-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する大学としての方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学の管理運営に関する方針の周知

本学は2014年2月に、大東文化大学自己点検・評価基本事項検討委員会（現在は大東文化学園自己点検・評価推進委員会）における議論を経て、大学基準に準拠して「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「管理運営・財務に関する方針」を定めた。この基本方針は、他の基準別基本方針とともに、ホームページを通じて学内外に公表している。また、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている。

管理運営・財務に関する方針

基本方針

本学は、その理念・目的に基づき、各組織および全教職員の果たすべき役割、担うべき役割を明確化する。また、本学の設置者たる大東文化学園の事業計画に沿って、目的達成のための改善・改革を実行し、速やかで円滑な管理運営を図る。コンプライアンスと危機管理を徹底させ、情報公開と財政基盤の確立を促進し、公正な管理運営を行う。

1. 管理運営

【各組織のガバナンス方針】

(1) 学校法人大東文化学園においては、理事長が理事会、常務審議会、学園評議員会等を主宰し、経営の基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに経営上の責任を負う。理事会は、寄附行為の定めに基づき、法人の最終的な意思決定機関として健全な運営を行うよう努める。また理事会は、ステーク・ホルダーのニーズに柔軟に対応した経営戦略を策定し、健全な財務体質の確保に努め、教育環境を整備し、永続する組織としての学園を目指す。

(2) 教学組織である大学においては、学長が学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等を主宰し、教育研究に関する基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに教学の責任を負う。大学の諸課題のうち、必要なものについては、理事会で審議のうえ最終決定する。大学は、学部教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、教学に関する全学的な課題については学部長会議等を通じて合意形成を図り、高等教育機関としての内部質保証を行う。

(3) 教授会・大学院研究科委員会・法務研究科の権限と責任、学長・副学長・学部長・研究科委員長等の選出方法および権限と責任を明確にし、規程に則った運営を行う。

(4) 学園および大学の管理運営・財務に関する方針は、年度ごとの「大東文化学園事業計画書」等によって学園・大学の構成員に周知する。

- (5) 情報セキュリティの確保については、教職員が遵守すべきルールを定め、一層の徹底化を図る。
- (6) 内部監査については、学園に監査室を設置し、教職員を監査員として学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告する。

【事務組織の構成と人事配置、職員人事政策】

- (1) 教育研究活動を円滑に行いその支援業務を効率的に進めるために、適正規模の事務組織を構築し、事務職員の適正な配置と人材育成を促進する。
- (2) 法人（事務局）と大学（学務局）の連携を強化し、学園・大学の一体的運営を図る組織体制を構築するために、事務分掌・職務権限基準の見直し、人的交流の推進等を積極的に進める。
- (3) 限られた人的資源のなかで、社会の変化やステーク・ホルダーのニーズを的確にとらえる柔軟性と機動性に富んだ事務組織とするため、職員の調査・企画・立案能力の強化を図る。
- (4) 良質な人材の確保、適正な業務評価による処遇改善を行うため、諸規程を整備するとともに、スタッフ・ディベロップメント（SD）の活用等により、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する。

【コンプライアンスと危機管理】

組織運営において、コンプライアンスと危機管理は死活的に重要な視点である。本学は、社会に信頼される高等教育機関として、コンプライアンスと危機管理に下記のように取り組む。

- (1) 学園総務部総務課内に法務・コンプライアンス担当者を置き、「学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程」を制定するとともに「コンプライアンス推進会議」を立ち上げ、コンプライアンス推進の中心的機能を担わせる。これらの規程や組織を通じてコンプライアンスに関する諸施策の立案や研修等を進め、教職員のコンプライアンス意識を徹底させる。
- (2) 懲戒に関する諸規定、法令違反行為等を防止するための公益通報制度および公益通報者保護に関する諸規程を整備し、コンプライアンス推進のための体制を構築する。
- (3) 危機管理については、災害発生時の対応の点検および施設の防災・減災化を進める。また、関係規程・マニュアルを整備することにより、災害発生時の学生および教職員の安全を確保し、迅速な学内秩序の復旧と学生支援を行う。
- (4) 自然災害のみならず犯罪行為や感染症、有害物質等の脅威にさらされる可能性を考慮し、危機管理に関する包括的規程を作成し、危機情報を迅速かつ正確に把握・共有・公開する体制づくりを進める。
- (5) 危機に迅速かつ的確に対処するために、一元的体制による指揮系統の確立を図る。

2. 財務

【財政基盤の確立方針】

- (1) 学生に充実した教育を永続的に提供し、教員の良質な研究環境を整えるために、中長期の財政計画の下に安定した財政基盤を確立する。
- (2) 少子化時代を迎え、入学定員超過率が厳格化され、これまで以上の入学者数を望めない現状を踏まえ、授業料への過度の依存を避け、適切な合理化を行い、外部資金を含む授業料以外の財源の確保を

図る。

(3) 科学研究費補助金等の外部資金を受け入れるため組織・支援体制を整備し、多様な外部資金の獲得に積極的に取り組む。

(4) 資産運用収入については、東松山キャンパス整備事業後、減価償却特定資産の積み増し、および新たな第3号基本金組み入れを中心に検討し、資産運用収入の増加を図る。

(5) 教育研究活動のキャッシュフローを十分に確保すると同時に、帰属収支差額の収入超過を堅持し、帰属収支差額比率の適正化を図る。

(6) 社会への説明責任を果たすため、積極的に財務情報を公開する。

【予算の編成と執行】

(1) 予算の編成は、学園経理規程に基づき適切な手続きに沿って行っているが、学内財政状況や積算の考え方について広く意見を求めつつ、実効性のある予算積算と執行ルールを策定する。また、決算の監査については現行システムを再検証する。

(2) 予算執行は、予算統制の見地から、より効率的で業務を円滑にかつ迅速に行うための執行ルールを策定する。

3. 管理運営・財務の適切性の検証

管理運営・財務の適切性については、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営・財務状況の報告のほか、毎年度の自己点検・評価において定期的に検証を行う。

大学HPへの掲載と、この方針を掲載した冊子『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』は、全ての大学構成員（教職員）に配布しており、方針の明示及び周知は適切であると判断する。

なお、管理運営・財務に関する方針は、他の基準別各方針とともに今年度中に検証し、必要あれば修正を行う予定である。

10-(1)-2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。

評価の視点1：学長および役職者の選任方法と権限の明示

評価の視点2：学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

評価の視点3：教授会の役割の明確化

評価の視点4：学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

評価の視点5：教学組織と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

評価の視点6：学生、教職員からの意見への対応

評価の視点7：適切な危機管理対策の実施

学長選考については、「大東文化大学学長選考規程」の定めにより、本学の専任教育職員（特任教員を助教及びスポーツ・健康科学部特任助手を含む）、専任事務職員および専任医療職員の投票で行われる。学長選挙の実施については、選挙を適正に行うことを目的とした選挙管理委員会が大学評議員会の下に設

置される。また、学長選挙の詳細な方法等は、「大東文化大学学長選挙等選挙管理委員会規程」に定められている。学長選考について、事務職員の選挙権者は従前大学部門に所属する4級以上の職員に限られていたが、「大東文化大学学長選考規程」を改正することにより、大学・法人部門、身分を問わずほとんどの事務職員が選挙権者となった。

学部長、研究科委員長の選任方法については、「学校法人大東文化学園職員任免規則」第4条第2項および第3項でそれぞれ定められており、各学部・研究科における選挙の実施方法は、学部・研究科の内規で定められている。学長および学部長・研究科長等の選考については、いずれも規程、規則、内規に基づいて適切に行われている。また、改正学校教育法（2015年4月1日施行）によって学長権限が明確化されたことに伴う学長に対する業績評価が要請されるようになったことを踏まえ、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」を制定した（2016年1月18日制定）。なお、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」の制定を受けて、学長の解任手続が大東文化学長選挙等選挙管理委員会規程で明確に定められることとなった。学長等の権限と責任については、以下の学則、規程に明確に定められている。

- ・学長：大東文化大学学則第8条第2項
- ・学部長・学科主任：大東文化大学学則第8条の3第3・4項
- ・法務研究科長：大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第3条第2項
- ・学務局長（学務担当常務理事）：学校法人大東文化学園寄附行為第12条、学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則第9条、職務権限基準3
- ・副学長：大東文化大学副学長規程第4条第1・2項
- ・研究科委員長・専攻主任：大東文化大学大学院学則第25条第3・6項

副学長の担当として、規程上明文化されているのは「東松山担当副学長」「学生担当副学長」のみであり、他の担当職務については学長が定めることになっている。現在の副学長の担当職務は前記2つの他、「学長補佐」「教学担当」「渉外担当」である。今後、研究を推進する部署の設置検討とともに、「研究担当副学長」についても検討を行っていく。

大学における意思決定プロセスについては、教授会、研究科委員会、研究科教授会（法務研究科）で審議・建議された案件のうち、日常的なものは、起案により学長が決定を行う。規程等の制定・改廃、その他の重要案件については、それぞれ学部長会議、研究科委員長会議を経て、大学評議会、大学院評議会で審議・議決され、学長が決定を行う。「管理運営・財務に関する方針」の【各組織のガバナンス方針】に明記されているとおり、理事長が主宰する理事会、常務審議会（学内理事の会議体）、学園評議員会等の学校法人大東文化学園の会議体、また、学長が主宰する学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等の教学組織の会議体については、次項で述べるように、それぞれの役割が規程により明確に定められている。原則として、理事会および常務審議会は毎月1回、学園評議員会は年2回、理事長が招集して開催される。教学組織については、学部長会議は毎月2回、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会はそれぞれ毎月1回開催され、いずれも学長が招集し議長となる。大学評議会は学長、副学長、学部長、学科主任、各学部教授会から選出された専任教員2名、図書館長、東洋研究所長、書道研究所長の計53名から構成され、大学院評議会は学長、副学長、研究科委員長、専攻主任、各研究科から選出された専任教員1名（法務研究科を除く）、法務研究科長・教務主任・学生主任の計37名から

構成される。学長を補佐する副学長（最大5名）は、現行体制では、学長補佐、学生、教学、渉外、東松山キャンパスの5業務を担当するとともに、学長室長、入学センター所長、キャリアセンター所長、地域連携センター所長、東松山キャンパス運営委員会委員長、(全学)FD委員会委員長などを兼務し、学長の意を受けて各組織の意思決定と運営に責任を負う。

全体的に言えば、教学組織に関するさまざまな事項については、最終的には学長が責任を負い意思決定を行うが、重要事項については、学部教授会、研究科教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、可能なかぎり学部長会議や大学評議会や研究科委員長会議、大学院評議会を通じて合意形成を図るよう努めている。

学部長会議や大学評議会、大学院評議会での決定事項は、教授会および研究科委員会等を通じて全専任教員に周知される。

学部長会議と大学評議会の役割・権限配分や大学と大学院との組織上の関係については、抜本的な検討が必要である。第一弾として、大学院学則を改正することにより（2017年4月1日施行）、大学評議会と大学院評議会の審議・議決の手続について、共通する案件については、学部教授会及び大学評議会の審議・議決をもって研究科委員会及び大学院評議会の審議・議決に替えることができることとした。

また、大学としての政策の策定・遂行機能を高めるために、新たに、学長室の設置、教学IR委員会の設置、副学長の増員、教職協働のための体制作り（事務職員の委員会等構成員としての参加）等を実施した。センター間の連絡調整のための制度の構築が求められたため、2017年度にセンター連絡調整会議を設置した。

教学組織（大学）における権限と責任については、下記の学則と規程に明確に定められている。

- ・学部長会議：大東文化大学学部長会議規程第3条
- ・大学評議会：大東文化大学学則第11条の25
- ・研究科委員長会議：大東文化大学大学院研究科委員長会議規程第3条
- ・大学院評議会：大東文化大学大学院学則第26条の5

法人組織（理事会等）については、「学校法人大東文化学園寄附行為」に基づき、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」を定め、理事会の基本的機能、理事会の業務、理事の忠実義務、また常務審議会の役割等を明文化している。

法人組織（理事会等）と教学組織（大学）の関係は、学則の改正および専任教員の採用・昇格人事等の最終決定は理事会の承認を必要とするなど、前者が設置者として後者の管理・運営の基本方針を定めることになっているが、法人側の学園理事長、事務局長と教学側の学長、学務局長による常務会が毎週開催されるなど、両者の意思疎通は十分に図られている。両者の役割分担は、施設設備等の教育研究環境の整備や財政基盤の確立等が法人の、教育課程の編成等が教学の役割であり、連携協力体制が築かれていると言える。

なお、大学運営及び大学業務に関して、学生、教職員からの意見を徴収し対応する仕組みは整備していないため、今後の課題とする。

危機管理対策では、大規模災害などへの対応として、以下の防災対策を講じている。

	防災対策	板橋校舎	東松山校舎
①	事務職員を中心に自衛消防隊を組織	○	×
②	学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練	○	×
③	水消火器やAEDを使った部分訓練	○	△ AEDのみ
④	日常の自主点検（安全な共有通路の確保、防火シャッター・防火扉を妨げる妨害物の有無の確認など）	○	○
⑤	緊急地震速報自動受信装置を導入	○	○
⑥	毎年1回は防災管理点検資格者および消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を講じている	○	×
⑦	非常時への備えとして、飲料、食糧、簡易トイレ等の購入・備蓄	○	○

また、防災以外の危機管理対策として、2017年12月に板橋キャンパスに防犯カメラを設置し、東松山キャンパスにも2018年度中に設置する予定である。その他、外部の危機管理コンサルティング会社と提携し、学園・大学執行部との定例会議、学内警備状況の点検・確認、指導・教育、防犯防災マニュアルの作成、緊急時の電話、メール等の対応など、防犯防災の観点に基づくサポート体制を整備している。

情報セキュリティに関しては、「個人情報保護にかかる事務チェックシート」を適宜発信し、継続して注意喚起を図っている。また、万一の事故発生時の追跡調査に備えて、ログ収集システムを導入した。特定個人情報（マイナンバー）制度の開始に合わせて、その学内規程やハンドブック（ガイドライン）、基本方針を整備し、マイナンバー取扱部署においては部外者立制限区域を設ける等して、安全管理に努めている。改正個人情報保護法の全面施行に伴い、「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」を改正し2017年5月30日に施行した。

以上により、学内構成員からの意見徴収とそれに対応する制度は整備していないが、大学運営に関する諸々の規程を整備しており、適切に運営しているといえる。

10-(1)-3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性および透明性

評価の視点2：予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成については、「学校法人大東文化学園経理規程」（1971年6月制定）および「同施行細則」（1980年3月制定）の規定に基づき、各会計単位（法人、大学（各学部学科）、高等学校、幼稚園）による積算をもとに、経理統括部署がとりまとめと調整を行っている。

はじめに学園として次年度予算編成方針を理事会決定し、学園執行部および各会計単位の長、学部長、局長、経理責任者（財務部長）、予算事務責任者（財務課長）等による予算会議を開催し、予算編成方針に基づいて予算作成要領・積算基準を定め、各会計単位の中にある各予算単位（各部署・学科等）を対象に予算編成説明会を実施し、それぞれの予算積算の集計による積み上げ方式を基本として行っている。

予算執行については、各役職者、各会計単位・予算単位の長に、項目・金額について一定の決裁権限を付与し、それを超える内容・金額の事案については起案書による決裁、理事会等の決議により実施している。

また、大学財政のあり方について、2015年6月に「大学予算編成方針・執行の見直しに関する検討委

員会」を設置し、学長のリーダーシップによる全学的事業の推進、重点課題へのメリハリある予算配分などを実現させるための検討を行った。2015年7月には委員会答申がまとめられ、全学的な課題に取り組むための学長予算の新設等が提案された。

財務部による自己点検・評価では、予算執行プロセスの明確性及び透明性の明文化と、適切な実施について課題が残る。また、総合企画室の自己点検・評価では、予算執行に伴う効果の分析、検証する仕組みがないことを課題としている。予算編成プロセスに、事業計画・事業報告、自己点検・評価の結果を反映させる仕組みが整備されていないことも課題として残る。

10-(1)-4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：職員の採用及び昇格に関する諸規程を整備とその適切な運用状況

評価の視点2：業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

評価の視点3：教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

評価の視点4：人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織の構成および各職制、事務分掌については、「学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則」に定めている。2018年5月1日現在、大学業務を支援する事務組織の構成は39部署、専任職員の人数は201名である。事務組織図は別添資料を参照。

人員配置については、事務職員を対象とする「学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針」に掲げた、下記の7つの基本方針に基づき、事務職員人事委員会において、各部署の円滑な業務運営および業務改善等が可能となるように人員配置を行っている。

- ①学園と事務職員の相互成長
- ②事務職員の期待像
- ③職務・能力開発の推進
- ④公平評価による適切処遇
- ⑤組織の自律性向上
- ⑥組織目標と個人目標の統合
- ⑦事務職員の福祉の向上

人員配置は、なによりも職員本人の成長を重視し、特に若い職員の長期的なキャリア育成計画、自己申告に基づく育成計画などを加味して行っている。新たな分野への挑戦を通じて、異なる業務を積み重ねることで潜在能力をさらに開花させ、さまざまな業務に活かせるよう配置計画を策定し、適切な人事異動に努めている。

大学を取り巻く環境変化への適応、業務内容の多様化への対応また組織上強化すべき事項などの観点から、段階的に事務組織の再編に向けた取り組みを進めてきた。板橋校舎と東松山校舎それぞれに独立した管理課の設置（2013年）、学生支援を包括的に行うための学生支援センター事務室の設置（2013年）、学園と大学をまたいだ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するための総合企画室の設置（2014年）、教職および資格取得を支援する新たな全学組織「教職課程センター」事務室の設置（2016年4月）など

である。また、2018年度より入学センターを新設し、高大接続、入試改革をさらに推進する体制を整え、るとともに、教員と職員で構成される学長室及び教学IR委員会を設置し、教育研究支援と教職協働促進の両側面から体制を強化した。

なお、今後の事務組織改編としては、研究支援を一元化し専門に行う部署として、研究推進室の設置を2019年度を目途に進めている。その他、教学関係の事務組織についても改編を検討中である。

併せて事務組織並分掌規則に基づく分掌業務の明細を分類、列記した職務権限基準を一部見直し、事務職員（一般職）の業務範囲、権限の拡大も図っている。

事務職員に関する諸規程は、「学校法人大東文化学園職員任免規則」「学校法人大東文化学園事務職員人事委員会規程」に定めている。

事務職員の採用は、事務職員人事委員会において採用人数、募集方法、採用日程を審議し決定する。募集は大学ホームページ、求人募集サイトを通じた公募により行っている。

事務職員の昇格については、2008年にそれまでの人事制度(通称MIP:Management Innovation Project)を改め、「学校法人大東文化学園事務職員人事管理規則」第6条に基づいて定めた「学校法人大東文化学園事務職員人事制度規程」に「事務職員資格制度」を設け、資格等級の格付、資格昇格の基準、資格昇格の審査等についてポイント、基準を明確にして適切な運用を行っている。

業務内容の多様化、専門化に対応するために専門的な知識及び技能を有する職員の配置に関しては、情報系技術者、建築系技術者等を採用し、学園総合情報センター、管理課、東松山管理課などの部署へ配置している。また、職員の育成については、10-(1)-5で後述する体系的な各種研修を行うことと並行して、職員の人事制度における評価・申告プログラムの中で、管理職者と課員との面談を義務付け、相互に納得感を持つことにより仕事に対するモチベーションや自己成長意欲の向上につなげることとしている。

以上により、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、その事務組織は適切に機能していると判断する。

なお、更なる向上を目指した組織改編を予定している。

10-(1)-5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、学内での全体研修は、全職員を対象とした「事務職員総会」を年に一度開催し、学園・大学の今後の方向性や課題を共有認識し、部署間の連携強化を図る場として活用している。階層別としては、入職4年目までの職員を対象とした「職員力基礎研修」を義務づけ、経年を振り返り基本的なスキルを身につけるとともに、業務に対するモチベーションアップにつなげている。階層別研修では、『事務職員人事制度』マニュアルにおいて「各資格等級の定義」がなされ、それに基づき2017年度より新規に作成した『学校法人大東文化学園研修ガイドブック』の「事務職員研修体系図」で、具体的に必要とするスキルや知識、階層としての意識を示し、階層ごとに必要となる研修テーマで研修を実施している（基礎要件確認シート17参照）。

また、学外での研修については、外部教育機関の受講（大学院アドミニストレーター研究科等）、各種

通信教育の受講、実務に応じた外部セミナー、2017年4月に私立大学連盟に加入し同連盟主催の研修、私立大学情報教育協会主催の研修への参加等の促進を図っている。

現在、大学運営に必要なSDについて組織的に実施しているのは事務職員対象のものだけであるが、2016年4月に大学設置基準、大学院設置基準が改正されたことに伴い「大東文化大学FD・SD基本方針」が策定され、教育職員を対象としたSD活動や、大学執行部、教員役職者を中心とした大学運営に必要なSD活動については学長（大学執行部）を中心に推進していく必要があり、今後具体的にどのように進めるか課題が残されている。

10-(1)-6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

大学運営の適切性については、大学執行部、総合企画室、学務部、学務局長、総務部、財務部、監査室、がそれぞれ点検・評価を行っている。また、学園監事による業務監査を毎年2月、5月、10月に実施し、監査室は、学園監事との連携、監査結果のフィードバック等も適切に実施している。

改善に向けた取り組みとしては、学部長会議のもとに監査事項対応委員会を設置し、各学部共通の改善に取り組んでいる。

以上により、大学運営の適切性の点検・評価は、適切に実施していると判断する。

2. 長所・特色

2018年4月に事務組織を再編し入学センターを設置したことにより、現行の入学試験業務に加え、高大接続改革の動向に対応した戦略的な入試改革や合否判定基準の策定に係る新たな取り組みなどの業務を迅速に進めていくことのできる体制となった。

また同時に、学長をサポートすることを目的とした学長室、教学IR委員会を設置し、大学全体として取り組む事項や大学執行部の重点課題などを検討できる仕組みを整備した。大学を取り巻く社会環境が大きく変化する中、本学が持続的に成長・発展していくため、戦略的な大学運営や将来基本構想・計画に係る方針や施策を策定し、実施していく必要がある。今後、学長の指示を受け必要な補佐を迅速に行っていくことのできる機能が期待できる。

3. 改善すべき事項

全学として特に取り上げるべき改善すべき事項としては、自己点検・評価項目と事業計画の項目とが整合していない点が挙げられる。現状では、自己点検・評価と事業計画に関するスケジュールが異なり、相互に紐づけがなされていない状態である。各部局の点検・評価を踏まえた全学的観点の点検・評価を実施し、なおかつ改善・向上を確実に実施するためには、予算積算を含めた年度計画の策定、そのための手続きと決定プロセスを明確にすることが必要である。このことについて、2019年度より検討を開始し、2021

年度には適切な予算配分と計画の実行ができるよう進めていく予定である。

その他、①大学運営および大学業務に関する学生、教職員からの意見徴収とそれに対応する仕組みの整備②予算執行プロセスの明確性及び透明性の明文化と適切な実施③予算執行に伴う効果の分析、検証する仕組みの整備④大学運営に必要なSDの大学執行部、教員役職者への組織的实施が挙げられる。

4. 全体のまとめ

2014年2月に「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「管理運営・財務に関する方針」を定めて他の基準別基本方針とともにホームページを通じて学内外に公表している。またこの方針を掲載した冊子『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』を全ての大学構成員（教職員）に配布し、周知している。これらのことにより方針の明示は適切であると判断している。

学長及び学部長・研究科長等の選考について、いずれも規程、規則、内規に基づき、適切に行われており、学長等の権限と責任については、学則、規程に明確に定められている。また大学における意思決定は、教授会、研究科委員会、研究科教授会（法務研究科）で審議・建議された案件のうち、日常的なものは起案により学長が決定しており、規程等の制定・改廃、その他の重要案件は、学部長会議、研究科委員長会議を経て、大学評議会、大学院評議会で審議・議決され、学長がその決定を行っている。理事長が主宰する理事会、常務審議会（学内理事の会議体）等と前述の学長主宰の会議体との役割については規程により明確に定められており、意思決定および執行等が行われている。

危機管理対策について、大規模災害などへの対応として、事務職員を中心とした自衛消防団を編成し、学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練の実施やAEDを使用した部分訓練なども行っている。また、外部の危機管理コンサルティング会社と提携し、防犯防災の観点に基づくサポート体制をとっている。

大学を取り巻く環境変化、多様化等へ適応するため、事務組織を段階的に再編し強化してきており、引き続き事務組織の改編を予定しているところである。事務組織の改編だけでなく、そこで働く事務職員の能力開発や育成にも組織的に注力している。

これまでの記述のとおり、＜大学運営＞において概ね適切に行っていると自己評価するところであるが、一方で前述した課題のほかにも今後大学が取り組むべき事項も残されている。①大学運営および大学業務に関する学生、教職員からの意見徴収とそれに対応する仕組みの整備②予算執行プロセスの明確性及び透明性の明文化と適切な実施③予算執行に伴う効果の分析、検証する仕組みの整備④大学運営に必要なSDの大学執行部、教員役職者への組織的实施が挙げられる。これらのことについても具体的な検討を進め、更なる向上を目指すこととする。

第10章 大学運営・財務

〈財務〉

1. 現状説明

10-(2)-1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に設定しているか。

評価の視点1：財務関係比率に関する指標又は目標を設定

評価の視点2：減価償却特定資産の積立て、2号基本金の組み入れを実施

財政的基盤を高い水準で維持していくためには、中長期的な財政状況の検証に基づく財政計画の立案が必要である。この認識から、本学は2014年12月より、学園執行部（法人）と大学執行部との協働体制による「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト」をスタートさせ、事務局長（財務担当常務理事）を委員長として検討作業を重ねてきた(B9-2-10)。その目的は、①安定した財政基盤を確立し、質の高い教育・研究活動を永続的に推進する。②DAITO VISION 2023 を実現するための財政的根拠を確立する。③都心キャンパス展開、学部学科再編の可能性を展望することである。そして、本学財政の現状分析と将来予測、財政基盤の確立に向けた各種施策の検討を行い、「本学財政の現状と将来予測」「財政健全化に向けた施策の検討」「今後の方向性と施策方針」等からなる「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」をまとめた。

「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（平成27年9月11日策定）には、以下の財政再建（単年度財政の改善）の最優先課題が盛り込まれている。

施策方針1：学部学科再編統合の検討を行う 現在の学部学科を再編統合することにより、学生数と教員数の効率的な構成をはかる。学科内コース及び専攻等で調整が可能な分野は原則統合し、極力大規模な学科構成を目指す。
施策方針2：入学定員増の検討を行う 学科統合が困難な学科については、入学定員増の検討を要請する。漠然と依頼するのではなく、学部学科ごとに定員増の目標値を提示することが望ましい。
施策方針3：全学的な教員定数の見直しを行う 全学部学科について、設置基準を目標とした中長期的な教員人事計画の策定を求める。設置基準に対してどこまでの教員数の削減計画が立てられるかを確認する。また、専任教員の補充策として特任及び助教の枠を拡大することも検討する。
施策方針4：雇用制度及び給与体系等の観点から人件費の検討を行う 現行の雇用・身分制度や給与体系の検証を行い、帰属収支に占める教職員の給与及び人件費比率等の水準の適正化をはかる。施策方針1～3の効果を見定めながら給与と改革を含む人事制度全般の見直しを推進する。

※「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（平成27年9月11日策定）参照

収入の多くを学生生徒等納付金に過度に依存し、特に、2012年度と2017年度を比較すると人件費比率が1.9%増に対し、人件費依存率は2.7%増となっている。中長期的な財政基盤の健全化のためには人件費依存率を早急に改善し、更なる人件費抑制の方策を講じなければならない。

過去の財務データを検証することは重要である。資金収支ベースで見ると法務研究科設置前年度（2003年度）は、学生生徒等納付金収入から人件費・教育研究経費・管理経費を除くと約4億3千万円のプラスであったが、2004年度と同数値は、約7億1千万円のマイナスになった。それ以降の同数値はマイナスのままであり、財政は好転していない。新学部新学科を設置する際、学部学科の再編統合は必要であるので、早急に実施しないと財政は悪化する。

10-(2)-2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等（教育研究活動の推進及び教育研究環境整備に関わる計画）を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）の確保

評価の視点2：教育研究水準の維持・向上を図るための、経常的な財政確保の仕組みの整備

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得の目標と計画

評価の視点4：外部資金受け入れ体制（外部の競争的資金、寄付金を積極的に受け入れることのできる体制）の構築、獲得状況の検証と資金運用

平成29年度の事業活動収入に占める学生生徒等納付金は78.9%、資産運用収入は3.2%となっている。

事業活動収入（2015年度以降は経常収入）に対する人件費比率は上昇傾向にあり、60%を超過し、学生生徒等納付金に対する人件費依存率については、学生生徒等納付金が年々減少しているため、なお高い比率が続いている。更なる人件費抑制方を講じなければ、教育研究活動を安定して遂行することは出来ない（大学基礎データ表9参照）。

	人件費比率	人件費依存率
2011年度	60.0%	74.1%（2011年度から2014年度までは旧会計基準による）
2012年度	58.9%	74.4%
2013年度	59.8%	75.8%
2014年度	56.9%	77.6%
2015年度	62.6%	79.2%（2015年度から新会計基準による）
2016年度	61.8%	76.0%
2017年度	60.9%	77.1%

事業活動収入（2015年度以降は経常収入）に対する教育研究経費比率については、引き続き、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を下回ってはいるが、金額・比率とも上昇傾向にある。事業活動支出に対する同構成比率についても、ほぼ年々上昇している。

	教育研究経費比率	教育研究経費構成比率
2011年度	29.2%	30.2%（2011年度から2014年度までは旧会計基準による）
2012年度	28.7%	30.3%
2013年度	31.3%	31.8%
2014年度	29.7%	32.1%

2015年度	30.8%	30.8% (2015年度から新会計基準による)
2016年度	31.9%	32.0%
2017年度	31.8%	32.2%

帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率については、実質的に悪化の傾向にある。2014年度は附設校である旧医学技術専門学校の土地を売却し大きな売却益を得たが、同年度も含めて、消費収支比率は大学単独でも法人全体でも、100%を超える状態が長期間続いている。また、学生生徒等納付金比率は、大学では82%を超える状態が続いており、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を上回っている。

貸借対照表関係比率については、現在のところ数値はおおむね良好であると思われる。ただし、消費収支差額は、繰り越しが2011年度決算で支出超過に転換し、その後も単年度支出超過が続いており、悪化の傾向にある。また、基本金組入前当年度収支差額についても、現在のところは収入超過が続いているものの、悪化の傾向にある。

教育研究水準の維持・向上を図るため、経常的な財政確保の仕組みを整備しなければいけないが、現状では進んでいない。

本学は、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」および「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」を定め、科学研究費助成事業の公的研究費の適正な管理・運営に努めている。

2015年度以降の科学研究費助成事業の実支出額（執行額）は下表の通りとなっており、また、2018年度は、代表研究において43件（分担研究および受入額については未確定）を受け入れる予定である。

受託研究費及び共同研究等の受け入れについては、「大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領」を定めている。2015年度以降の受け入れ状況は下表の通りであり、2018年度は、2017年度より継続している1件を受け入れる予定である。

研究費の内訳	2015年度			2016年度			2017年度		
	採択数 (件)	研究費 (円)	研究費 総額に 対する 割合 (%)	採択数 (件)	研究費 (円)	研究費 総額に 対する 割合 (%)	採択数 (件)	研究費 (円)	研究費 総額に 対する 割合 (%)
科学研究費助成事業	92	59,312,265	33.3%	95	56,777,771	24.4%	101	55,075,556	26.3%
民間の研究助成財団 等からの研究助成金	1	600,000	0.3%	0	0		1	1,000,000	0.5%
受託研究費	2	800,000	0.4%	1	400,000	0.2%	2	1,269,943	0.6%
共同研究費	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%

※科学研究費助成事業は、間接経費（2015年度13,640,664円、2016年度14,979,833円、2017年度13,714,200円）を除く

寄付金については、毎年度募集は行っているが、近年の収入額は目標額とは大きく乖離し、寄付募集に要した経費を回収することさえも容易ではない状況が続いている。現状としては、寄付金を収入源と考えることは困難である。

受取利息配当金収入については、相応の収入額はあるものの、金利低下が長期化していることから、毎年度確実に収入額が減少する漸減傾向が顕著である。今後も収入減少は継続すると思われる。

各種財務比率は、理想的な比率とは全く言えないが、平成29年度までは特に悪化の傾向にはなく、人件費を含め事業活動支出は増加の傾向とはなっていない状況にある。

但し、収入においては、学生生徒等納付金への依存率が学園全体で約 80%と非常に高く、学生数の確保如何により収入額が大きく左右される構造となっている。支出においては、人件費比率はやや低下の傾向にはあるが、他大学法人と比べた場合、引き続き高い水準で推移しており、全体収支を考えると教育研究経費への配分にも影響を与えることになるため、見直しの検討は継続する必要がある。

将来の学園の発展のため新規事業への投資が行えるよう備えていかなければならないが、文部科学省の学生定員超過率抑制方針により既設学科の学生数は減少することになる。平成 29 年度までは、学園全体では収入超過を維持しているが、事業活動収入のほぼ全額を消費している状況にある。

平成 30 年度以降は、新学科の設置に伴い、学生生徒等納付金の増加は見込めるが、新規採用による人件費の増加を中心に当面は収入以上に支出が増加することとなる。学園財政を維持していくために基本金組入前当年度収支差額の均衡を目標にその確保を目指すことに変わりはないが、当面の達成は困難な状況にある。

教育研究水準を維持・向上させるためには、学園財政の安定化を図ることが不可欠である。当面の収支を考えると、経常的な財政確保の仕組みを確立することは困難な状況であるが、財務状況としては健全な状態は維持出来ており問題はない。

基本金組入前当年度収支差額の収入超過達成が当面困難であることから、学生生徒等納付金の確保はもちろん最重要であるが、更なる志願者増による入学検定料の増収確保、外部資金獲得等学生生徒等納付金以外の収入の獲得、人件費を含めた支出全体の見直し等は大きな課題であり目標となる。

以上のような課題はあり検討の継続が必要であるが、現状として学園財政は健全な状態にあり、財政基盤は概ね確立していると判断する。

2. 長所・特色

本学は、新学部新学科の設置、入学定員の見直し、教員人事計画の見直し、人件費の検討など、2015 年に策定した「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」に基づき、各種の財政再建施策を推進してきた。新学部新学科設置については、一時的には支出超過になるものの、設置計画のとおり推移すれば完成年度以降は収入超過となり、財政再建に向け一定の効果をもたらすことが期待できる。入学定員の見直しについては、定員を増やす学科と削減する学科があるため大学全体での増減はないが、学科の募集力に応じた定員に再構成したことによって、安定的な学生確保につながるものと認識している。また、教員人事計画の見直しも行ったが、これは中長期的な計画となるため、財政的な効果があらわれるにはしばらく時間を要することになる。各施策によりそれぞれがもたらす効果の性質に違いはあるものの、これらの施策はいずれも中長期的な財政基盤の確立に結び付く有効な取り組みであると判断している。

なお、これら施策の取り組みと財政的な効果の検証については、2016 年度末の中間報告、2017 年 11 月の進捗確認など、適宜、進捗状況を確認し理事会に報告しており、今後も継続的な検証を進めていく予定である。

また、2016 年度より減価償却特定資産の積み立ても再開し、将来的な施設整備に備えた計画的な財源確保に努めている。

3. 改善すべき事項

長所・特色で示したとおり、「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」に基づき、各種の財政再建施策を実施しているが、財政改善の効果は限定的であり、さらなる対策が求められる。特に、国の施策として入学定員超過率の抑制や23区内の学生数の規制が進んでいることから、今後は、中長期財政計画の施策方針1に掲げた学部学科再編統合により収支バランスに見合った学部学科構成を検討することや施策方針2による東松山キャンパスでの定員増の検討を進めることが急務となるであろう。

また、入学定員超過率が抑制され学生生徒等納付金の増加が今後見込めないなかで、外部資金獲得に向けた取り組みをさらに強化していくことも課題のひとつである。そのためには、外部資金の受け入れ体制（外部の競争的資金、寄付金を積極的に受け入れることのできる体制）の整備を強化する必要があり、この点への対応が当面の検討事項である。

現時点での学園財政は健全な状態にあるものの、単年度収入が漸減傾向にあることから、今後の財政基盤を安定的に維持していくためには、財務関係比率に関する指標や目標値を設定し、予算積算時の基準とするなど、新たな対応策についても検討する。

4. 全体のまとめ

現状説明に記したとおり、2017年度決算の時点では、基本金組入前当年度収支差額について収入超過が確保されており、貸借対照表関係比率に関する数値もおおむね良好であることから、現時点での財政基盤は確立されているものと判断できる。

しかし、近年の財務状況により、今後の学園財政に関しては厳しい見通しが予想されたため、2015年に「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」を作成し、中長期的な財政の安定化をはかり、教育研究活動の推進とさらなる教育の質向上を目指すこととした。報告書では、財政健全化に向けた方策として4つの施策方針が提言された。本学では、この4つの施策方針に基づき、これまでに新学部新学科の設置、入学定員の見直し、教員人事計画の検討、人件費の抑制など、必要な各種施策に取り組んでいる。これらの施策の実施または計画により、財政的には一定の効果が得られるものの、近年の入学定員の厳格化による学生数の実質的な減少及び金利低下による受取利息配当金収入の減少等に基づく収入源の幅を補うまでには至らない。

基本金組入前当年度収支差額について、2017年度までは辛うじて収入超過の状態を維持しているが、2018年度以降は支出超過に転じる可能性が極めて高い状況にあることから、当初の目的である財政基盤の確立と将来的に安定した教育研究活動を遂行していくためには、財政の健全化に向けたさらなる対策を講じる必要がある。

また今後は、学園財政の現状と今後の見通しについて、教職員に対する学内周知と情報共有をはかり、学園財政への理解と協力を求めていく。

以 上